

# レジャー・レクリエーション研究

## 第71号

### <原著>

- 都市近郊緑地における緑地管理団体の発足形態と活動の継続性に関する研究  
上田早織・栗田和弥・下嶋 聖・麻生 恵 ..... 3
- 高齢者ボランティアリーダーによるレクリエーションを伴う運動介入が体力自己効力感に及ぼす影響  
河西敏幸・植木章三・高戸仁郎・犬塚 剛・本田春彦・芳賀 博 ..... 19

### <研究資料>

- 日本厚生大会にみる厚生運動の実態  
加藤秀治・澤村 博 ..... 31
- アメリカにおけるセラピューティックレクリエーション研究の発展史に関する研究－歴史の発祥期から中世まで－  
堀田哲一郎 ..... 39

### <日本レジャー・レクリエーション学会第42回学会大会 基調講演 於：上智大学>

- 春川世界レジャー会議2010の成果とレジャー・レクリエーションの価値・機能  
金 俊希 ..... 45

### <日本レジャー・レクリエーション学会第42回学会大会 シンポジウム報告 於：上智大学>

- スポーツ基本法とレクリエーション～2013年東京国体準備・2020年東京オリンピック・パラリンピック招致の中で～  
森川貞夫・中平公士・杉山 茂・澤内 隆 ..... 49

### <日本レジャー・レクリエーション学会第42回学会大会 特別セッション報告 於：上智大学>

- 都市公園におけるレクリエーション・サービスの現状と課題  
森本千尋・田中裕子 ..... 57

### <日本レジャー・レクリエーション学会第5回学会賞報告>

- 平成24年度「日本レジャー・レクリエーション学会賞（第5回）」受賞者 ..... 63

### <第5回日本レジャー・レクリエーション学会賞 奨励賞>

- 英国NGSオープンガーデンにおける自己目的性とチャリティー意識  
下山田翔 ..... 65

### <WLC：12th World Leisure Congress報告>

- 第12回世界レジャー会議（イタリア リミニ）報告  
田中伸彦 ..... 69

### <WREA：2013 International Congress for Leisure Sports and Recreation報告>

- 「2013 International Congress for Leisure Sports and Recreation」に参加しての報告記  
上岡洋晴 ..... 75

### <日本レジャー・レクリエーション学会 会則及び諸規程他>

### <日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則設置の趣旨他>

### <日本レジャー・レクリエーション学会 投稿規程・原稿作成要領・投稿票>

日本レジャー・レクリエーション学会

2013年3月

# 平成 25 年度「日本レジャー・レクリエーション学会賞」 候補者推薦について

日本レジャー・レクリエーション学会  
学会賞選考委員会 委員長 松尾 哲矢

本学会では、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として、平成 25 年度「日本レジャー・レクリエーション学会賞（第 6 回）」を選考・授与致します。

つきましては、候補者を推薦する会員は、「日本レジャー・レクリエーション学会賞規程」および「日本レジャー・レクリエーション学会賞選考内規」をよく読んだうえで推薦書を作成し、必要書類等を揃え、学会賞選考委員会事務局宛に提出いただくようお願い致します。

なお、推薦の締切日程については追ってホームページ上にてお知らせいたします。また、推薦書の様式、必要書類及び部数についても本ホームページに掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

候補者推薦の対象となる学会賞は、(1) 学会賞、(2) 研究奨励賞－論文部門、(3) 研究奨励賞－一般発表部門、(4) 支援実践奨励賞、(5) 貢献賞です。各賞・部門の概要は下記の通りです。

「学会賞」は、正会員によって平成 24 年度に発表された学会誌『レジャー・レクリエーション研究』およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものとする。

「研究奨励賞」は大学院生等の学生を対象に授与するもので、＜論文部門＞は、平成 24 年度に筆頭著者として発表された『レジャー・レクリエーション研究』の論文を対象とする。＜一般発表部門＞は、平成 24 年度の学会大会において筆頭著者として発表された一般研究発表（口頭）を対象とする。

「支援実践奨励賞」は、正会員によるレジャー・レクリエーション支援実践において顕著に優れた功績が認められたものを対象とする。ただし団体での活動については、その団体で中心的な役割を果たしているものに限る。

「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に対して授与する。

## 学会賞選考委員会事務局（推薦書等の提出先）

〒 164-8530 東京都中野区中野 4-21-2  
帝京平成大学  
現代ライフ学部観光経営学科  
浮田 千枝子  
TEL & FAX 03-5860-4778  
E-mail c-ukita@amber.plala.or.jp

# 日本レジャー・レクリエーション学会 第 43 回学会大会のお知らせ

日本レジャー・レクリエーション学会  
理事長 麻生 恵

平成 25 年度の学会大会の概要が決定しましたので、お知らせ致します。詳細は決まり次第、ホームページ等でお知らせ致します。

期 日：2013 年 11 月 8 日（金）～ 10 日（日）

会 場：東北福祉大学 <http://www.tfu.ac.jp/>  
〒 981-8522 仙台市青葉区国見 1-8-1

日 程：11 月 8 日（金）地域研究  
11 月 9 日（土）シンポジウム、懇親会  
11 月 10 日（日）研究発表（ポスター発表を含む）、総会等

## 役員選挙のお知らせと会費納入のお願い

日本レジャー・レクリエーション学会  
理事長 麻生 恵

平成 25 年度は役員選挙の年にあたり、8 月から 9 月上旬にかけて投票が行われます。選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の 12 月 31 日までに正会員としての資格を有し、選挙実施年の 6 月 30 日までに当該年度の会費を納めていることが条件です。早めの会費納入をお願い致します。

<原著>

都市近郊緑地における緑地管理団体の発足形態と  
活動の継続性に関する研究

上田早織<sup>1</sup> 栗田和弥<sup>2</sup> 下嶋 聖<sup>3</sup> 麻生 恵<sup>2</sup>

**A Study of the Succession for the Green Volunteer Activities and the Established  
Green Volunteer Groups in the Green Spaces near the Urban Area**

Saori Ueda<sup>1</sup>, Kazuya Kurita<sup>2</sup>, Hijiri Shimojima<sup>3</sup>, Megumi Aso<sup>2</sup>

**Abstract**

Recent demand for management of green volunteer is rising as the citizen's recreation and nature studies activities are increasing contributing to local society in urban fringe green environment. Activities of green volunteers, may substitute the local government, in order to conserve such as rare plant species, encourage activities that promote citizens communication and undertake the management of events concerning green environment have been expanded. On the other hand, it is indicated that activities are in a decline due to the aging of the organizations and the limited acceptance of activities by new participants.

At the research site, Machida City, Tokyo, feature of the established situation concerning green volunteer are found to be different. The purposes of the present research, existing all organizations were classified according to the status of their establishment, aiming at acquiring the essential knowledge for future official support by evaluating both positivity and indifference for every classification. As a result of the research, organizations have been classified according to the status of their establishment and new evaluation methods ensuring continuity of organizations have been conducted.

**1. 研究の背景と目的**

雑木林や里山などの都市近郊に位置する緑地は、高度経済成長期に宅地造成の対象となり、大幅にその量が減少した<sup>1)</sup>。行政による保全への取り組みが進められる中で、1995年の都市緑地保全法の一部改正により、緑地を確保していくための仕組みが推進された。住民による保全運動も盛んになり、今日残された緑地の多くが住民組織によって管理されている。こうした背景から生まれた緑地管理団体（公園愛護会<sup>2)</sup>等）は、地域住民

の交流促進のためにイベント運営を行い、希少種の保全のために緑地の管理を行うことで活動を多様化させてきた。高齢化が進行する現在、高齢者の社会貢献や交流のための受け皿としても、緑地管理団体の役割が注目されてきている<sup>3) 4)</sup>。

このような緑地保全の分野での市民参加は、社会に認められる制度になり、社会的役割が確保されている一方で、活動そのものに疲労疲弊が見られ、組織が硬直化し閉塞感が漂い、活動が停滞しているといわれている<sup>5) 6)</sup>。1990年代以降、緑地

1 東京ランドスケープ研究所 Tokyo Landscape Architects, Inc.

2 東京農業大学地域環境科学部 Faculty of Regional Environment Science, Tokyo University of Agriculture

3 東京農業大学短期大学部環境緑地学科

Department of Environment and Landscape, Junior College of Tokyo University of Agriculture

管理の担い手として注目されてきた市民活動も、行政の財政難、高齢化、緑地の管理者不足等の諸問題から、緑地管理団体（以降、「団体」とする）の継続性が担保されにくい状態が顕在化してきた<sup>7)</sup>。活動を行う中で、活動に参加するメンバーは定期的に活動に関わるコアメンバーとして定着する傾向が見られ<sup>5) 8)</sup>、そのコアメンバーによって運営が支えられている面もあるが、新しく入会する人とのコミュニケーションを取りにくくなることや、高齢化によって体力面で継続することが困難となることが懸念される。実際に緑地管理団体の活動をみても、会員が人や自然を相手に満足を感じながら活発に活動をしている団体がある一方で、活動の維持に陰りが見えつつある団体も少なくない。

団体の継続に対する意識についてはすでに藤本(2008)<sup>9)</sup>、平松(2011)<sup>10)</sup>が論じているものの、人材面や財政面で恵まれている都市公園の活動を対象としており、多くの問題を抱えた都市近郊に位置する緑地を対象とした研究はほとんど無い。団体の特性を類型化し、詳細に継続性を把握することが求められている。本研究の対象とする東京都町田市では1980年代以降に発足した団体が数多く、その発足形態ごとに継続性の大きな違いが見られる<sup>11)</sup>。ここでは「継続性」について、「活動が衰退している団体の維持性と、活動を維持している団体の更なる発展」の双方の意味を含むものとする。

そこで、本研究では参与観察調査を用いて団体の発足形態ごとの類型化を行い、この類型ごとの特性を満足感と閉塞感の2つの側面で把握することにより、現在の緑地管理団体が活動の継続を促進していく要因を解明し、新たに発足する団体を支援するための知見を得ることを目的とする。

## 2. 研究の対象と方法

### (1) 研究対象地の選定と概要

本研究では、都市近郊にありつつも貴重な動植物が息息する多摩丘陵に位置すること、緑地保全運動が1980年代の古くから行われ、緑地保全に向けて多くの市民団体が発足し、さらに市の養成機関である市民大学の卒業生から構成される団体等の様々な発足形態の団体が活動していることな

どから町田市（以降、「市」とする）を研究対象地として選定した。町田市内には1,303.7haの樹林地と250.71haの草地在り存在し、それぞれ市域面積の18.2%と3.5%を占める。都市緑地保全法が改正された1995年に、市では市内に美しい緑地景観、歴史環境を有する緑地及び動植物が生育する自然環境を保全するため「緑地保全の森設置要綱」が制定され、公有地を市民が管理していく仕組みを推進してきた。

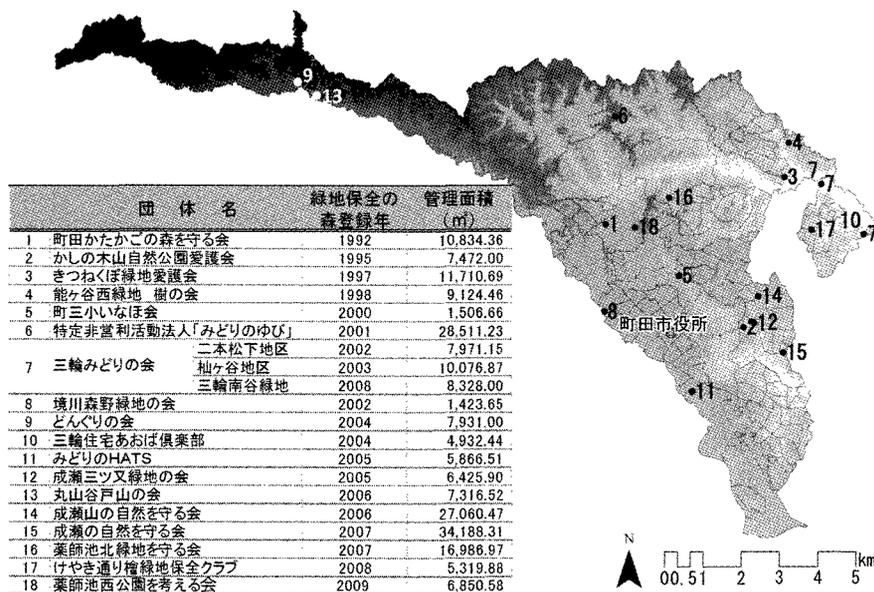
1980年代には、都市近郊の市では住宅開発から緑地を守るため開発を阻止する自然保護運動が生まれ、それが1990年代には緑地管理団体に移行した。やがて市民の緑へのニーズも高まり、資金や労力面での行政の負担を市民が肩代わりするため、市が買収した緑地を対象に市民へ委託管理している。こうして発足した団体のうち、2000年に市へ登録されていた5団体が現在では18団体へ増加し、約22haの緑地で活動が行われている（図-1）。これらの団体は市から助成金や道具の貸し出しの支援、直接的な技術の支援を受けながら、草刈りや希少種の調査など継続して「緑地管理」を行い、市民同士の交流の場を設け「イベント運営」を行っている（表-1）。ところが、新しく発足した団体は緑地管理の知識や技術の習得に苦戦し、発足当初から20年以上もの歳月を掛け維持している団体は、活動の歴史を刻みつつも、新しいメンバーが入りにくい状況もあり、両者共に今後の継続が懸念されている。

### (2) 文献調査及び参与観察調査

市から入手した資料や、参与観察調査時に団体から入手した会報や記念誌をもとに、1980年頃から2011年までの団体の活動に対する継続性に関する「活動内容」や「事象」について、団体ごとの経年変化を整理した<sup>12) 13)</sup>。また、2010年7月から2011年6月まで団体の緑地管理とイベント運営の活動に参加し、団体の会員へ「会員の属性」や「他者との交流」について聴取した（表-2）。

### (3) アンケート調査

調査においては緑地管理団体18団体の、団体に登録されている会員のうち、定期的に緑地管理に参加している会員をコアメンバーとし、このコアメンバーを被験者とする有意抽出法を用いた。コアメンバーの抽出については、各団体の代表に



図－1 東京都町田市における緑地管理団体の活動位置図

表－1 緑地管理団体の主な活動内容

活動の分類	活動内容
緑地管理	主に会員で定期的に行っている定例活動を示す。 内容は下草刈り、枝打ち、ゴミ拾い、工作物の作成や補修、 観察会（植生調査）等。緑地管理の合間の昼食も含める。
イベント運営	周辺住民や会員同士で交流促進のために行っている活動を示す。 内容は年中行事、収穫物の提供、ボランティア指導、食事会等。

表－2 参与観察調査の調査回数と調査年月、調査内容について

緑地管理団体名	緑地管理 参加回数(回)	イベント運営 参加回数(回)	調査年月 (2010年7月から 2011年4月まで)	調査内容
1 町田かたかごの森を守る会	4	3	2010年8月、2011年4月	・会員の属性 ・コアメンバー ・緑地の現状 ・活動内容 ・発足の経緯 ・会員同士、近隣住 民、市との関わり について等
2 かしの本山自然公園愛護会	2	1	2010年8月	
3 きつねくぼ緑地愛護会	7	6	2010年7月から2011年4月	
4 能ヶ谷西緑地 樹の会	3	2	2010年9月、2011年8月	
5 町三小いなほ会	1	1	2010年10月、2011年4月	
6 特定非営利活動法人 「みどりのゆび」	1	1	2011年2月	
7 三輪みどりの会（三輪緑地 二本松下地区）	1	0	2010年10月	
三輪みどりの会（三輪緑地 柚ヶ谷地区）	1	0	2010年8月	
三輪みどりの会（三輪南谷緑地）	5	2	2010年8月から2010年10月	
8 境川森野緑地の会	4	0	2010年10月	
9 どんぐりの会	1	1	2010年11月	
10 三輪住宅あおば倶楽部	5	0	2010年7月から2011年3月	
11 みどりのHATS	4	0	2010年10月から2011年4月	
12 成瀬三ツ又緑地の会	2	0	2010年9月	
13 丸山谷戸山の会	1	1	2010年10月	
14 成瀬山の自然を守る会	5	2	2010年9月から2011年4月	
15 成瀬の自然を守る会	3	0	2010年9月	
16 薬師池北緑地を守る会	3	1	2010年11月、2011年4月	
17 けやき通り檜緑地保全クラブ	3	0	2010年11月	
18 薬師池西公園を考える会	2	0	2010年10月	
計	58	21		

団体の会員の中からコアメンバーを選定していた  
 だき、抽出することとした。回収については、ア  
 ンケート用紙と返信用封筒を同封した封筒を各団  
 体のリーダーへ会員数配布し、同封済みの返信  
 用封筒で郵送していただく方法をとった。調査票  
 の配布は直接配布を行い、調査票の回収につい  
 ては郵送法を採用した。回収する期間について、  
 調査票は2011年7月7日から2011年7月17日  
 にかけて届くように配布し、2011年8月1日ま  
 でに回収できた調査票を対象とした。

アンケート内容は継続性に関わる①満足感、②  
 閉塞感及び属性の3つである。①満足感では5段  
 階（「満足している」から「満足していない」）の  
 評価とし、それぞれ「会員」「活動内容」「緑地の  
 自然や景観」「管理水準」の4項目を設定した。  
 ②閉塞感については、交流に対する消極性3項目、  
 活動の参加に対する消極性3項目、活動に対する  
 疲労感3項目の合計9項目とした（表-3、表-4）。  
 加えて、会員の年齢と団体の所属年数の属性が閉

塞感に起因するものと想定されるため、年齢と団  
 体への所属年数に関する2つの属性も含めた11  
 項目とした。5段階（「思う」から「思わない」）  
 で評価してもらうこととした。

また、緑地管理団体の継続性について、満足感  
 と閉塞感との因果関係を把握するため、4つの類  
 型に対してこの2つの側面から多変量解析を行う  
 こととした。まず満足感に対し、4項目を用いて  
 会員の活動に対する総合評価をみるため主成分分  
 析を適用した。また、閉塞感に対し、9項目（閉  
 塞感の項目のうち属性の項目2項目）を用いて、  
 会員の閉塞感へ影響を与える共通因子をみるため  
 に因子分析を選択した。

### 3. 結果および考察

#### (1) 文献調査による継続性の現況

文献調査により、18団体の緑地管理やイベン  
 ト運営の「活動内容」や「事象」が時系列で把握  
 でき、各18団体は自治会（町内会）・まちだ市民  
 大学 HATS・地元有志・特定の団体の母体となる  
 組織（以下、母体組織）ごとに、『(活動時におけ  
 る) 他者との関わり』『緑地管理の参加状況』に  
 ついて違いが認められた。

年代ごとの事象については、市の政策と緑地管  
 理団体の活動内容を図で経年変化を表した（図-  
 2）。

1980年代には都市近郊において大規模に造成  
 され、それに伴い開発による水質汚濁や大気汚染

表-3 満足感に関する質問項目

満足度に関わる項目	(1) 会員に対する満足度
	(2) 活動内容に対する満足度
	(3) 緑地の自然や景観に対する満足度
	(4) 管理水準に対する満足度

表-4 閉塞感に関する質問項目

閉塞感に関わる項目	(1) 会員同士でコミュニケーションを積極的に図っている
	(2) 利用者と積極的にコミュニケーションを図っている
	(3) 市と積極的にコミュニケーションを図っている
	(4) 新規に会員を受け入れるのであれば、経験が浅い者よりも、経験が豊富な者の方が良い
	(5) 緑地管理やイベント運営において、従来のやり方を維持するより、新しいやり方を取り入れるのを好む
	(6) 他の緑地管理団体やまちづくり団体が、緑地管理やイベント運営に加わることに対して抵抗はない
	(7) 緑地管理やイベント運営で疲れを感じない
	(8) 団体の緑地管理やイベント運営に積極的に関わっている
	(9) 新規の活動メニューを作ることに関心がある
	(10) 属性：年齢
	(11) 属性：所属年数



などの公害が悪化した。しだいに自然環境の悪化に対して住民が反発し、賛同する地元有志が組織を結成して、署名運動を行ったのちに市役所へ請願要請し、市から団体発足の許可が下りて団体が発足し、自然保護運動が活発化していった。その後、緑地に存在する希少種などの自然保護を主目的に、緑地管理団体として発足した。市民の緑の保全に対する強い要望に応え、市は1983年に「緑の保全と育成に関する条例」を制定し、開発の抑制のため民有地を借り上げ、その土地を緑地管理団体が管理することを認可していった。1970年代に設立された「七国山の自然を守る会」は市内における自然保護の先駆けとなり、そこを母体として1985年には、緑地管理団体の「町田かたかごの森を守る会」が、1990年には「成瀬の自然を守る会」が多摩丘陵の自然を守るために各地で活動を繰り返していった。

1990年代には、生涯学習の需要も高まり、1993年には市において市民を対象にした環境活動の担い手の養成機関「まちだ市民大学HATS」が開設された。その「まちだ市民大学HATS」を母体とし、市民大学卒業生が卒業生との交流を兼ねて、学んだ成果を活かして環境活動を行うことを主目的に、市民大学の卒業生が団体を発足した。1995年には市の「緑の基本計画」の中で「緑地保全の森設置要綱」が制定され、借り上げた民有地を買収する動きへと転化した。このように、緑地が確実に担保され、市民が緑地を管理するこの活動は浸透していき、次第に団体数は増加していった。

2000年代には、緑の基本計画改定へ向けた市と市民との議論の場や、樹林地を管理するための講習会等、市が設定した話し合いにて市が発足の話を持ちかけ、市が直接自治会を通して、自治会を母体として自治管理を主目的に緑地管理団体が発足するケースが見られ始めた。

2010年代には、様々な主体との連携が広がった。高校ではボランティア奉仕活動が単位に認定され、大学では緑地管理団体の緑地で授業を行うなど、教育機関と連携する機会が拡大している。

全体で見ると、従来の緑地管理団体の活動が、自然保護運動時の希少な動植物を保護していくことの緑地管理が主な活動であった時代から、今日

では緑地管理により自然を守りつつも、イベント運営により身近なレクリエーション・自然学習の場として緑地に公共性を持たせていくことも重要視されるようになり、緑地管理団体の活動が複雑化していることが見てとれる。

また、団体の活動に焦点を当てると、1～5年程の間は緑地管理が中心であり、イベント運営は低調である。6～10年程経つと緑地管理作業は草刈りや枝打ち、落ち葉掃きなど内容が固定化する一方で、イベント運営は多彩な内容に発展している。

## (2) 参与観察調査による継続性の現況

参与観察調査により、18団体それぞれを母体となる団体（以後、母体組織と称する）ごとに『活動内容』『緑地管理の参加状況』の2つの視点から整理した（表-5）。

『活動内容』のうち「緑地管理」は、下草刈りや枝打ち、清掃は9割以上の団体で実施されている活動内容であり、「植物の育成管理の知識」を有する人材がいる団体の活動は、希少種の保全、再生や外来種の駆除等、緑地管理の活動内容がより具体的になる。「イベント運営（近隣住民等を対象）」は、8割以上の団体が、緑地内で収穫物の配布や、お花見、年中行事に合わせた企画等の催しを運営することで交流をはかる機会を設けている。これは、近隣住民との良好な関係が築くために必要とされる活動であると考えられる。「イベント運営（団体の会員を対象）」は、「団体の発足時期」が早い団体ほど活動内容が豊富であることから、会員同士の友好関係を継続的に築き、楽しみながら活動を続けていくためにも必要であると考えられる。

『緑地管理の参加状況』のうち「会員数に占める緑地管理の参加者数」では、緑地管理の参加者数は全団体のうち約5割の団体が10人前後である。「参加者の年代、男女比」では、50歳代以下の年代がみられず、全団体のうち約5割が60歳以上で活動している。「会員の役割分担」では、「全体マネジメント」「雑木林の管理技術」は約9割の団体でこの資質を持つ人材がみられた。「緑地管理の活動頻度」では、全団体のうち約9割が月1回以上開催している。これらは活動を継続していく上での最低限必要な条件と推定される。

表－5 緑地管理団体の活動内容と緑地管理への参加状況

No.	団体名	発足の経緯	発祥組織	活動内容		緑地管理への参加状況					
				緑地管理	イベント運営 (近隣住民等を対象)	イベント運営 (団体の会員を対象)	会員数に占める参加者数	参加者の年代、男女比 (割合、比率)	参加者の役職や担 当人数	緑地管理の 活動頻度	
自治会協力型	3	きつねくぼ緑地愛護会	1997	自治会(町内会)	広場の草刈り、竹林間伐、野草庭の整備(雑草取り)と苗木の移植等、シタケの菌打ちと整備、枝打ち、落ち葉掃き、金庫の整備、下草刈り(クマザサや繁殖力の強い外来種除去)	山菜を味わう会、子ども一泊キャンプ、お月見とサマの会、どんど焼き等	総会、昼食、自然観察等	7/35	50～70代、7:3	全体マネージメント(2) 植物の育成管理の知識(2) イベントの運営(数名) 苗木の管理技術(4) 会費の徴収(1)	月2回
	9	どんぐりの会	2004	自治会(町内会)	下草刈り、枝打ち等	梅の会のウメを見ながら食事会(シタケ)	-	6/6	40～60代、7:3	全体マネージメント(1) イベント運営(1) 苗木の管理技術(数名)	年6回
	10	三輪住宅あおび倶楽部	2004	自治会(町内会)	竹林整備、枝打ち、シタケの栽培等	花見、いも煮会、BBQ等(※母体組織にてどんと焼き)	-	3/5	60～70代、1:0	全体マネージメント(1) 苗木の管理技術(2)	月4回
	13	丸山谷戸山の会	2006	自治会(町内会)	雑木林の保存、遊歩道の整備、耕作放棄地周辺の草刈り、農道、あぜ道の維持管理、畑の管理等	カブトムシの幼虫提供、自然観察会でのジャガイロ栽培、園地祭りでジャガイロ製品、サツマイモの収穫と焼き芋体験、サトイモと大根の収穫体験、収穫祭等(※母体組織の有志が任意で参加)	-	40/50	30～70代、4:1	全体マネージメント(数名) イベントの運営(数名) 苗木の管理技術(数名)	月2回
	14	成瀬山の自然を守る会	2006	自治会(町内会) おやじの会	緑地高刈、清掃、下草刈り、枝打ち、芝生の除草抜き、コスモスづくり、倉庫の整備、シタケの栽培、地際帯の育成等	花見、カブトムシの幼虫提供、コスモス祭等	総会、おやじの会(料理を楽しむ会)等	6/19	30～60代、1:0	全体マネージメント(2) イベントの運営(数名) 苗木の管理技術(2) 調理の習得(1)	月3回
	16	栗駒北緑地を守る会	2007	自治会(町内会)	竹林伐採、下草刈り(野生したクサ等)、畑の管理、キノコ作り、ハマクワの増殖と手入れ等	自治会へジャガイロを提供	総会等	10/20	60～70代、1:0	全体マネージメント(1) イベントの運営(数名) 苗木の管理技術(数名)	月3回
	17	けやき通り緑地保全クラブ	2008	自治会(町内会) 家族会等	下草刈り、清掃、不法投棄の回収等	総会等	総会、雑談会(※年々、暑気払い)、おやじの会(料理を楽しむ会)等	3/3	70代、1:0	全体マネージメント(数名) 苗木の管理技術(数名)	月1回
	18	栗駒西公園を考える会	2009	自治会(町内会)	下草刈り、枝打ち等	-	-	10/28	30～60代、2:1	全体マネージメント(1) 苗木の管理技術(数名)	月1回
	養成機関起原型	7	三輪みどりの会(三輪緑地・二本松下地区)	2002	まちどおし市民大学 HATS	3ヶ所に活動の幅を広げて活動。緑地の管理(草刈り、雑草取り)、休耕田の耕作・整備、管理地内の自然観察・記録等	竹の子掘り、いも煮会、餅つき大会等	野草観察、野鳥観察、昆虫観察、昼食、同系団体との交流等	10/70	30～70代、3:2	全体マネージメント(1名) イベントの運営(数名) 売し入れの提供(数名)
11		みどりのHATS	1993	まちどおし市民大学 HATS	清掃、枝打ち、下草刈り、落ち葉掃き等(キランラ、ギンランの保全のため)	境川クリーンアップ作業(環境活動)への参加等	総会、ハイキング、同系団体との交流等	20/30(母体となる団体10名)	30～70代、7:3	全体マネージメント(数名) 植物の育成管理の知識(数名) イベントの運営(数名) 苗木の管理技術(数名)	月1回
12		成瀬三ツ又緑地の会	2005	まちどおし市民大学 HATS	下草刈り、シタケの栽培等	-	総会、食事会等	4/8	60～70代、1:0	全体マネージメント(2) 苗木の管理技術(数名)	月2回
1		町田かたかごの森を守る会	1986	森友会(町内会) 七尾山の自然を守る会	距離に分かれて活動。森の管理作業(散材撤去の点検、木の伐採、薪集めの製作等)、森の管理(カタクリの保全のための管理や土壌の調査、カタクリの栽培と移植等)、野草園の耕作と管理等(春の七草の自作、イベント時に必要な天ぷらと野草茶の準備等)	カタクリ一般公開、野草田まつりに出席等	昼食、総会、七草祭りを企画、秋の祭典ハイキング、忘年会、同系団体との交流等	15/33	50～80代、1:1	全体マネージメント(数名) 植物の育成管理の知識(2名) イベントの運営(数名) 苗木の管理技術(数名) 昼食の調理(数名)	月3回
地元有志結成型	2	かしの木山自然公園愛護会	1986	地元有志	樹林帯の清掃、下草刈り、枝打ち等(※母体組織のうち任意で参加。活動は町内会で行う)。主な活動は清掃・昆虫・野鳥観察会)	夏休み子ども自然教室、かしの木フェスタ等	総会、研修、特別講演、自然観察、同系団体との交流等	10/250(母体組織は5250名)	50～70代、1:1	全体マネージメント(数名) 植物の育成管理の知識(数名) イベントの運営(数名) 苗木の管理技術(数名) 売し入れの提供(1) 会費の徴収(1)	年2回(開催している公園へは月1回の参加)
	4	熊谷西緑地 樹の会	1998	熊谷の森を守る会 熊谷の自然を守る会	草刈り等緑地の管理、植栽、キノコの菌打ち、ヤマメの飼育等	多摩川放つツバまつり、ヨネボの餅つき、中マスの炭焼きバーベキュー、めしめ作り等	総会、ハイキング、登山等	10/25	50～70代、1:1	全体マネージメント(数名) 植物の育成管理の知識(数名) イベントの運営(数名) 苗木の管理技術(数名) 売し入れの提供(1) 会費の徴収(1)	月2回
	15	成瀬の自然を守る会	1989	森友会(町内会) 七尾山の自然を守る会 町田かたかごの森を守る会	清掃、植物観察、枝打ち、野草園、危険箇所の手入れ、ネザサ刈り、遊歩道、シタケの栽培等	野鳥観察会、樹名取付け、ヤチ観察会、里山の秋を楽しむ会等	総会、雑談会(雑談会)、研修会(旅行)、同系団体との交流等	15/72	30～70代、1:1	全体マネージメント(2) 植物の育成管理の知識(数名) イベントの運営(数名) 苗木の管理技術(数名) 売し入れの提供(1) 会費の徴収(1)	月2回
特定の団体移行型	5	町二小いなかほ	1982	町二小いなかほ	マダケの刈り取り、近根の補修等	タケノコ掘り等(※母体組織にて、益譲り大会)	花見会等(※母体団体にて総会等)	15/17(母体となる団体は約250名)	50～70代、1:0	全体マネージメント(3) 苗木の管理技術(数名)	年4回
	6	特定非営利活動法人「みどりのゆび」	2001	特定非営利活動法人「みどりのゆび」	竹林防伐、畑の管理等(※母体組織の有志が任意で参加)	竹の子掘り等(※母体組織にて多摩川放つツバまつり、田舎暮らし、そのほか団体の所属するアットパス協会の総会)	-	10/144(母体となる団体は144名)	50～70代、2:1	全体マネージメント(1) 植物の育成管理の知識(数名) 会費の徴収(1)	年4回
	8	境川森野緑地の会	2002	森友会(町内会) 境川の森を守る会	清掃、下草刈り(繁殖力の強い外来種除去)、ハイオニア樹種の除去、野鳥の観察、井戸の補修、道路の整備等	-	総会、山菜の天ぷら会等	8/10	30～70代、4:1	全体マネージメント(2) 植物の育成管理の知識(数名) 苗木の管理技術(数名)	月1回

(3) 発足形態による4つの類型化

文献調査と参与観察調査、ヒアリング調査により、母体組織から派生・分離して新たな緑地管理団体を形成するまでの経緯が団体の継続性に影響していると判断し、この経緯を“発足形態”とし、

発足形態別に4つの類型化を行った。それぞれの類型に対する特徴は以下のようになる(表-6)。(i)「自治体協力型」

団体3, 9, 10, 13, 14, 16, 17, 18は、緑地が位置する地域の自治会(町内会)で、市より緑

表一 6 発足形態による 4 つの類型

	母体組織	発足時の理念や目的	類型ごとの発足経緯	No	団体名	各団体の発足時期	各団体の発足経緯
自治会協力型	自治会 (町内会)	地域内の自治管理	<p>市役所 ↓ メンバーの集約 ↓ 自治会(町内会) ↓ 発足の許可 ↓ 緑地管理団体の発足</p>	3	きつねくぼ緑地愛護会	1997	元建設会社の土地に建設途中の建物があり、廃壊と化した建物は不健全な使われ方になった。それを心配した地域住民が市に買い上げを求め、それと同時に地元有志が団体を立ち上げ活動が開始された。
				9	どんぐりの会	2004	地主の所有地の維持管理が困難であり、市役所へ相談したところ「緑地保全の森」制度の紹介を受け、自治会で参加者を募り団体を立ち上げ活動が開始された。
				10	三輪住宅おぼ倶楽部	2004	同地に公園または緑地を確保することが決まり、一部の住民がそれに賛同し、自分たちの地域を自分たちの方で守ると団体が立ち上がり管理が開始された。
				13	丸山谷戸山の会	2006	市有地になった際、同地を民間企業が所有しているときに農園として利用していた住民が、団体を立ち上げ引き続き管理を行っている。
				14	成瀬山の自然を守る会	2006	同地に荒廃していくのを見かねた住民が、地元「おやどりの会」という団体を中心にメンバーを募り、その有志で管理を行いたいと市へ申し出をし、団体を立ち上げ活動を開始した。
				16	篠師池北緑地を守る会	2007	市主催の「谷戸山管理講習会」の参加者が団体を立ち上げ同地を紹介し、活動が開始される。
				17	けやき通り緑地保全クラブ	2008	市役所側が地元で管理を行なってくれる方がいるか自治会に相談し、参加者を募り、活動が開始された。同地は景観に対し評価がされておりまちなみ景観委員会があるため、委員会に属する方に依頼があり、その方を中心に活動の準備が始まった。
				18	茶師池西公園を考える	2009	同地に公園建設の計画があり、それに興味のある地元住民が団体を立ち上げ、自分たちの地域は自分たちで守って行こうと管理が始まった。
				養成機関起源型	まちだ市民大学 HATS	学んだ成果を活かし環境活動を行うこと	<p>市民大学受講生 ↑ 新緑(団体の)発足を希望 ↓ 市役所 ↓ 発足の許可 ↓ 緑地管理団体の発足</p>
7	三輪みどりの会 (三輪緑地 柳ヶ谷地区)	2003	同地に公園または緑地を確保することが決まり、一部の住民(市民大学の卒業生)がそれに賛同し、自分たちの地域を自分たちの方で守ると団体が立ち上がり活動が開始される。2箇所目				
7	三輪みどりの会 (三輪南谷緑地)	2008	同地に公園または緑地を確保することが決まり、一部の住民(市民大学の卒業生)がそれに賛同し、自分たちの地域を自分たちの方で守ると団体が立ち上がり活動が開始される。3箇所目				
11	みどりのHATS	1993	1993年から市民大学(HATS)の卒業生で構成された団体が、市民大学で学んだことを生かす場所を探していると市役所へ相談があり、市役所が同緑地を紹介し2005年から緑地管理の活動が開始される。				
12	成瀬三ツ又緑地の会	2005	市民大学(HATS)の卒業生で構成された団体が、市民大学で学んだことを生かす場所を探していると市役所へ相談があり、市役所が同地を紹介し活動が始まる。				
地元有志結成型	非営利団体「七国山の自然を考える会」	自然保護	<p>地元有志 ↓ 結成し、市へ緑地の保全を求める ↓ 市役所 ↓ 発足の許可 ↓ 緑地管理団体の発足</p>	1	町田かたかごの森を守る会	1986	カタクリの自生地を保護するため、元々自然保護運動を行っていた団体の初代会長が市に働き掛け保護が実現し、その保護した同地の管理をその団体の一部の会員が協力することになった。
				2	かしの木山自然公園愛護会	1986	同地に隣接するかしの木山自然公園は元企業の試験林で、試験林が不要となり、売却されることを阻止するために地元有志が会を立ち上げ保全することになった。同緑地は、かしの木山自然公園に隣接しているため公園の活動と合わせて管理が行なわれている。
				4	龍ヶ谷西緑地 樹の会	1998	龍川地域の自然を保護する団体があり、そこから分離し独自の活動を始めた。
				15	成瀬の自然を守る会	1989	成瀬台に「成瀬奈良谷戸緑地」と言う都市緑地があり、その管理を行なっている団体で、成瀬周辺の自然保護に力を入れており、同地に管理団体が無いのならば、市役所に管理の申し出があり、活動が始まる。
				特定の団体移行型	町三小いなほ会	卒業生との交流、周辺住民へ貢献	<p>特定の団体 ↓ 活動の場を移行 ↓ 市役所 ↓ 発足の許可 ↓ 緑地管理団体の発足</p>
特定非営利活動法人「みどりのゆび」	フットパスを用いた地域づくり	6	特定非営利活動法人「みどりのゆび」		2001	龍川地域の自然を保護する団体があり、そこから分離し独自の活動を始めた。地域づくりに取り組み、その一部の会員が同地の管理を始める。	
非営利団体「境川の斜面緑地を守る会」	境川の環境を中心に次世代への自然の保護	8	境川森野緑地の会		2002	自然保護を行う団体が相模原市と町田市にあり、その一部の会員が同地の保護を市役所へ働きかけ保護が実現され、同時に管理が始まる。	

地管理団体の設立の要請があり自治会が呼びかけて希望者を募り、それを市が認可し、発足した団体であるため、「自治会協力型」と名付ける。発足した時期は1996～2009年であり、新しく発足した団体が多く、若い年代が比較的多いのが特徴であるが、性別や年代、特に緑地管理に関する役割を担う人材の不足が目立つ。活動は初期の段階のため労力のかかる作業に対処するための技術的指導や、道具の提供が求められる。緑地近隣に住む住民で構成される自治会（町内会）の会員を中心としており、生活環境の維持や管理のために活動しているため活動に対してはやや受動的になる。

#### (ii) 「養成機関起源型」

団体7, 11, 12は、市主催の養成機関である「まちだ市民大学 HATS」を卒業した人たちが、学んだ成果を活かして環境活動を行うために発足した団体であるため、「養成機関起源型」と名付ける。発足した時期は、市民大学が設立された1993年以降に発足し、1995年以降に生まれた。意欲をもって養成機関で学んだのちに発足した団体であるため、能動的に活動を行う。緑地が位置する地区に住む近隣住民との接点は少ないため、近隣住民から苦情があるなどの問題が生じることもある。

#### (iii) 「地元有志結成型」

団体1, 2, 4, 15は、緑地を開発から守るため地元有志が活動組織を結成し、市が活動を許可して生まれた団体であるため、「地元有志結成型」と名付ける。発足した時期は1985～1996年であり、活動の早期開始による自立性、人材と活動内容の多様さがみられる反面、構成するボランティアの高齢化、若い世代（50歳代以下）の不足、初期から所属するメンバーが縄張りを主張するなどの課題があると考えられる。

#### (iv) 「特定の団体移行型」

団体5, 6, 8は、様々な環境活動や奉仕活動をしている団体が、社会ニーズの変化に伴い、一部のメンバーが緑地管理活動へ移行し、それを市が認可して生まれた団体で、「特定の団体移行型」と名付ける。

発足した時期は1982～2002年と様々である。母体となる団体が人数の多い大規模な団体である

ため、明確な目的を持ちリーダーを中心に活動を手広く行っているが、活動範囲が広いために緑地管理の活動は能動的に取り組みにくい。

#### (4) 多変量解析を用いた満足感と閉塞感の構造

アンケートの回収結果は、対象者への配布数が219票、回収数は185票（有効回答数167票、回収率84.4%）であった（表-7）。この対象者に関する団体の活動の継続性について、多変量解析を用いて満足感と閉塞感の両者における因果関係を類型ごとに明らかにした<sup>14) 15) 16)</sup>（表-8、表-9）。

主成分分析により分類した結果、第1主成分は全ての項目ともに正の値であるため、『総合得点』を表す主成分とした。第2主成分は「活動に対する満足感」「会員に対する満足感」に対して主成分負荷量は正の値であり、「管理水準に対する満足度」「緑地の自然や景観に対する満足度」の主成分負荷量は負の値のため、『活動で重視する対象（人重視・緑地重視）』を表す主成分とした。

また、閉塞感についてアンケートで得られた得点を因子分析（最尤法、プロマックス回転）により抽出した結果、第1因子は「利用者との交流不足」「市との交流不足」「会員同士での交流不足」「活動への積極性不足」の因子負荷量が高いため、『他者との交流』に関する因子とした。第2因子は「同系統団体の参加抵抗」「経験ある者の参加抵抗」の因子負荷量が高いため、『他者の柔軟な受け入れ』に関する因子とした。第3因子は「従来のやり方の堅持」「新規企画に対する関心の希薄」の因子負荷量が高いため、『新しいやり方の受け入れ』に関する因子とした。第4因子は「年齢」「所属年数」の因子負荷量が高いため、『活動量』に関する因子とした。

第4因子の「年齢」「所属年数」「活動に対する疲労感」のうち、「活動に対する疲労感」のみ、因子負荷量が負の値であるため、「年齢」「所属年数」があがるにつれて、「活動に対する疲労感」は感じにくくなるという解釈ができる。

緑地管理団体に所属する会員個人の満足感による主成分得点と閉塞感による因子得点を18の団体別に振り分け、主成分得点と因子得点の平均値を抽出し、更に発足形態による4つの類型別にまとめ、その平均値を抽出した（表-10、表-11、表-12、表-13、図-3、図-4）。

表-7 団体毎のアンケート回収数

団体名	有効回答数
町田かたかごの森を守る会	20
かしの木山自然公園愛護会	5
きつねくぼ緑地愛護会	13
能ヶ谷西緑地 樹の会	10
町三小いなほ会	7
非営利活動法人「みどりのゆび」	4
三輪みどりの会	9
境川森野緑地の会	3
どんぐりの会	2
三輪住宅あおば倶楽部	4
みどりのHATS	16
成瀬三つ又緑地の会	5
丸山谷戸山の会	16
成瀬山の自然を守る会	14
成瀬の自然を守る会	10
薬師池北緑地を守る会	6
けやき通り檜緑地保全倶楽部	4
薬師池西公園を考える会	6
無回答	12

(アンケート回収期間：2011年7月7日から8月1日)

n=167

表-8 満足感の主成分分析結果

主成分名	主成分1	主成分2
	総合得点	人重視・ 緑地重視
活動内容(緑地管理)に対する満足度	.788	.207
管理水準に対する満足度	.757	-.246
緑地の自然や景観に対する満足度	.659	-.605
会員に対する満足度	.595	.709
累積寄与率	48.720	73.663
固有値	1.949	0.998

表-9 閉塞感の因子分析結果

因子名	因子1	因子2	因子3	因子4
	他者との交流	他者の柔軟な 受け入れ	新しいやり方の 受け入れ	活動量
会員同士での交流不足	<b>.642</b>	.013	-.275	-.242
行政との交流不足	<b>.639</b>	-.022	.092	.130
利用者との交流不足	<b>.558</b>	-.027	.065	.169
活動への積極性不足	<b>.538</b>	.022	.045	.035
経験のある者の参加抵抗	-.023	<b>1.003</b>	-.037	.041
同系統団体の参加抵抗	.010	<b>.337</b>	-.026	-.044
新規企画に対する関心の希薄さ	.217	.052	<b>.826</b>	-.118
従来のやり方堅持	-.125	-.124	<b>.407</b>	.035
所属年数	.165	-.015	-.098	<b>.577</b>
年齢	.132	-.033	-.044	<b>.358</b>
活動での疲労感	.040	-.049	-.046	<b>-.268</b>
累積寄与率	19.698	33.774	45.865	56.675
固有値	2.158	1.557	1.330	1.189

表一 10 団体別にみた満足感の主成分得点

	団体名	主成分1	主成分2
		総合得点	人重視型・ 緑地重視型
自治会協力型	9. どんぐりの会	1.33	0.057
	16. 薬師池北緑地を守る会	0.745	0.32
	10. 三輪住宅あおば倶楽部	0.687	-0.612
	13. 丸山谷戸山の会	0.427	-0.02
	17. けやき通り檜緑地保全クラブ	0.21	0.376
	3. きつねくは緑地愛護会	0.04	-0.184
	18. 薬師池西公園を考える会	-0.102	-0.156
	14. 成瀬山の自然を守る会	-0.204	0.276
養成機関起源型	7. 三輪みどりの会	-0.247	-0.56
	11. みどりのHATS	-0.377	0.334
	12. 成瀬三つ又緑地の会	-0.505	0.302
地元有志結成型	15. 成瀬の自然を守る会	0.024	-0.338
	4. 能ヶ谷緑地 樹の会	-0.022	0.0549
	1. 町田かたかごの森を守る会	-0.211	-0.171
	2. かしの木山自然公園愛護会	-0.703	0.958
特定の団体移行型	8. 境川森野緑地の会	0.074	-0.062
	6. 特定非営利活動法人みどりのゆび	0.07	-0.742
	5. いなほ会	-0.042	0.446
	無回答	0.2	-0.026

参与観察調査の結果、明らかになった4つの類型に対して、多変量解析の結果を照合すると以下のように考察できる。

(i) 「自治会協力型」

「満足感」に関して、『総合得点』の因子負荷量が0.225であり4つの分類型のうち最も高い。これは、発足時の理念や目的が自治管理であり、緑地のある地区の住民で成り立つため、緑地の近隣住民との関係を活動によって良好に行っている団体が多いことによる。また、緑地管理では生い茂った緑地の草刈りなどが中心であるため活動の達成感も高く、満足感も比較的高くなる。多くが新しい団体なので課題認識を持ちにくい。

「閉塞感」のうち、『活動量』は-0.137であり、2004年から2009年の新しく発足した団体が多いため低い値となった。

(ii) 「養成機関起源型」

「満足感」のうち、『総合得点』は-0.359であり4つの類型のうち最も低い。これは、発足時の理念や目的が市民大学で環境問題などを学んだことの実践であるため、課題認識が高い。そのため満足感は一層低く捉えられ低い値となる。

「閉塞感」のうち、『他者との交流』は-0.321、『活動量』は-0.237と低い。

「全体マネジメント」の役割を持つ人材は多く、会員同士の交流には工夫を凝らしているが、会員の中に緑地の近隣に住む者は少なく、緑地の近隣住民と良好な関係を築きにくい点がある。また、『活動量』では、比較的頻繁にメンバーの入れ替わりがあり流動的なため、『所属年数』の蓄積は少ない。

表-11 団体別にみた閉塞感の因子得点

	団体名	因子1	因子2	因子3	因子4
		他者との交流	他者の柔軟な受け入れ	新しいやり方の受け入れ	活動量
自治会協力型	10. 三輪住宅あおば倶楽部	0.852	0.026	-0.36	-0.067
	13. 丸山谷戸山の会	0.516	-0.365	0.358	0.086
	9. どんぐりの会	0.406	-0.785	-0.742	-0.586
	18. 葉師池西公園を考える会	0.361	0.161	0.493	-0.653
	17. けやき通り檜緑地保全クラブ	0.213	0.318	-0.073	-0.705
	3. きつねくぼ緑地愛護会	-0.098	0.399	-0.082	0.162
	16. 葉師池北緑地を守る会	-0.233	0.464	-0.198	-0.249
	14. 成瀬山の自然を守る会	-0.5	-0.093	0.205	-0.192
養成機関起源型	12. 成瀬三つ又緑地の会	0.188	-0.01	0.329	-0.246
	11. みどりのHATS	-0.366	0.217	-0.341	-0.448
	7. 三輪みどりの会	-0.523	-0.129	0.538	0.143
地元有志結成型	2. かしの木山自然公園愛護会	0.631	-0.059	-0.368	0.563
	15. 成瀬の自然を守る会	0.222	-0.252	0.539	0.623
	1. 町田かたかごの森を守る会	0.051	-0.219	0.004	0.554
	4. 能ヶ谷緑地 樹の会	-0.116	0.066	0.104	0.16
特定の団体移行型	5. 町三小いなほ会	0.307	0.367	-0.325	-0.2
	8. 境川森野緑地の会	0.263	-0.939	-0.026	-0.635
	6. 特定非営利活動法人みどりのゆび	-0.27	0.548	0.455	0.477
無回答		-0.254	0.055	-0.865	-0.334

表-12 類型別にみた満足感の主成分得点

主成分名	主成分1	主成分2
	総合得点	人重視・緑地重視
i. 自治会協力型	0.225	0.02
ii. 養成機関起源型	-0.359	0.06
iii. 地元有志結成型	-0.171	-0.032
iv. 特定の団体移行型	0.015	-0.002
無回答	0.2	-0.026

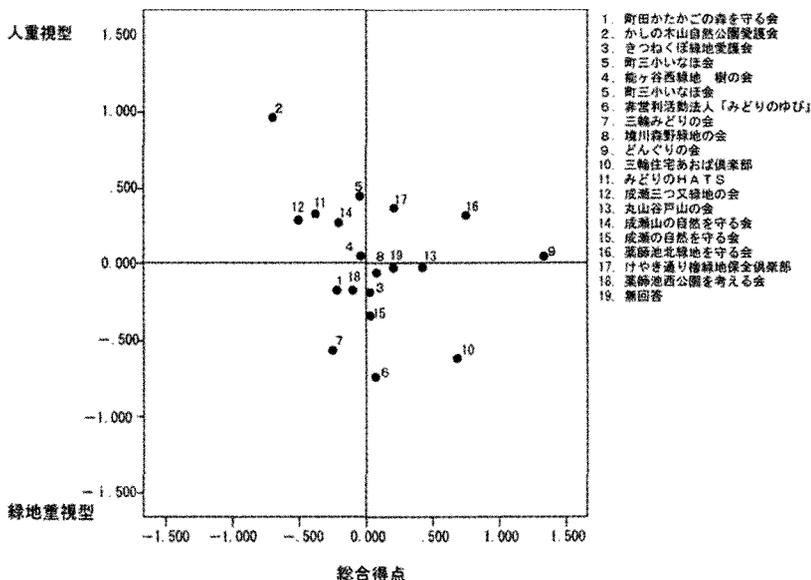
(iii) 「地元有志結成型」

「満足感」のうち、『総合得点』は-0.171であった。発足時の理念や目的が次世代に自然を残すためであり、長期に渡り活動しているため、「植物の育成管理の知識」を有する人材が多い。開発が進んだ時期に発足した背景もあるため、課題認識

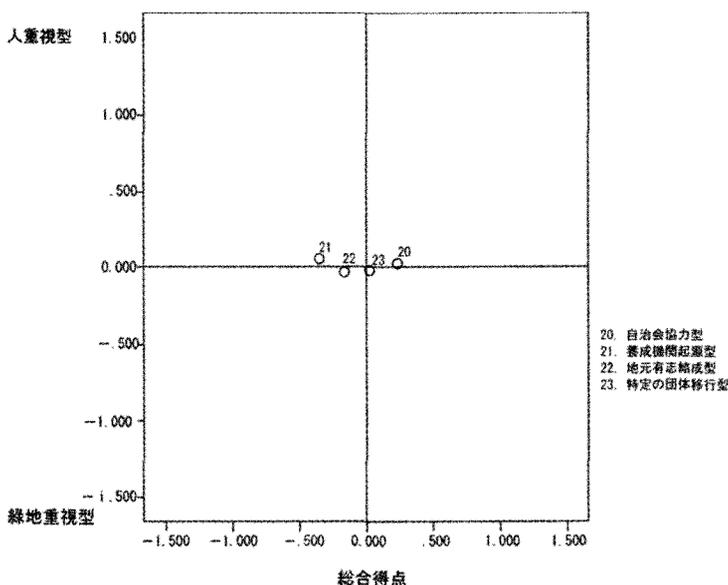
も高い。よって、厳しく捉えられ満足感は低くなる。市内の自然保護運動の先駆けとなり他機関からの表彰、地方紙の取材などを受け評価されているため、満足感は養成機関起源型よりは低くならない。「閉塞感」のうち、『他者との交流』は0.113、『他者の柔軟な受け入れ』は-0.145、『活動量』は0.483であった。高校生ボランティア、大学の実習、市民大学の講義や実習の受け入れ、同系統団体との交流、会員との研修旅行など様々な団体と積極的に交流し、会員同士でも親睦を深めるよう心掛けている。また、古くから発足している団体であるため、所属年数が長い会員もおり、長く団体を続けていくためにも他者との交流などに積極的であるが、団体への帰属意識が強くなり、他者の柔軟な受け入れに消極的な面もあるといえ

表一 13 類型別にみた満足感の主成分得点

	因子1	因子2	因子3	因子4
因子名	他者との交流	他者の柔軟な受け入れ	新しいやり方の受け入れ	活動量
i. 自治会協力型	0.09	0.025	0.093	-0.137
ii. 養成機関起原型	-0.321	0.075	0.035	-0.237
iii. 地元有志結成型	0.116	-0.145	0.104	0.483
iv. 特定の団体移行型	0.133	0.139	-0.038	-0.1
無回答	-0.254	0.055	-0.865	-0.334



図一 3 緑地管理団体 (18 団体) の主成分得点の散布図



図一 4 発足形態による 4 つの類型の主成分得点の散布図

る。長期間活動を続けているため、緑地管理は固定化がみられるが、その反面でイベント運営など新しい企画を取り入れている。活動の度に昼食を会員と共にとることや会報の作成による情報の発信など、会員の持つ技能を活かしてイベント運営に多様性を持たせている。

(iv) 「特定の団体移行型」

「満足感」のうち、『総合得点』は 0.015 であり平均に近い値であった。「閉塞感」に関して、『他者との交流』は 0.133、『他者の柔軟な受け入れ』は 0.139 であった。母体組織で交流を行ったり、母体組織から流動的に参加する会員もいるため、交流や受け入れには寛容であるといえる。

(5) 継続性へ向けた具体的な対応策

(i) 類型別にみた継続性へ向けた対応策

表-14 でまとめた結果をふまえ「自治会協力型」「養成機関起源型」「地元有志結成型」「特定の団体移行型」の 4 つの類型別による、継続性へ向け優先すべき具体的な対応策は以下のように考察した。

①自治会協力型は、「植物の育成管理の知識」を有する人材の確保と、イベント運営の充実が求められる。

②養成機関起源型は、「植物の育成管理の知識」を有する人材の確保と、近隣住民との良好な関係

作りが必要である。

③地元有志結成型は、50 歳代以下の若い年代の人材の確保と、他者を柔軟に受け入れていくことが必要である。

④特定の団体移行型は、リーダー以外に全体マネジメントを行う人材の確保と、コアメンバーによる活動参加の固定化が必要である。

(ii) 総合的にみた継続性

団体の活動の継続性において、留意する点は①様々な人材でコアメンバーが構成され、定期的に活動を行うこと、②活動の中で、会員が技能を活かして役割を担うこと、③イベント運営において多くの主体と交流を通じ、活動が評価されていくことである。主体のうち特に近隣住民から活動に対する理解を得ることが必要である。これらの 3 点が継続性を促進する主な要因であることがあげられる。

(iii) 継続性の対応策を具現化する上での課題

①団体は活動を長期間続けていくことで、他者の柔軟な受け入れに対し、消極的になる傾向がみられることは認められたが、閉塞感の構造の把握を明らかにするところまでは至っていない。

今後、更に高齢化による世代交代も進み、新しい会員の受け入れの重要性が高まる中で、閉塞感の構造を把握することは現団体の継続性の向上に

表-14 緑地管理団体の類型別にみた継続性へ向けた対応策

発足形態別にみた4つの類型	文献調査・参与観察調査			アンケート調査 (主成分分析と因子分析)		継続性の対応策
	発足時の理念や目的	活動内容	緑地管理の参加状況	満足感	閉塞感	
自治会協力型	地域内の自治管理	主に周辺住民へのイベント運営重視	・特に「植物の育成管理の知識」を有する人材が少ない	高い	「他者との交流」が低い	・「植物の育成管理の知識」を有する人材の確保 ・イベント運営の充実
養成機関起源型	学んだ成果を活かし環境活動を行うこと	緑地管理とイベント運営双方共に重視	・特に「植物の育成管理の知識」を有する人材が少ない ・近隣住民との接点は少ない	低い	「他者との交流」が低い	・「植物の育成管理の知識」を有する人材の確保 ・近隣住民と良好な関係づくり
地元有志結成型	自然保護	緑地管理とイベント運営双方共に重視	・高齢化の進行 ・人材が豊富 ・初期から所属するメンバーの縄張り化	やや低い	「他者の柔軟な受け入れ」が低い	・50歳以下の若い年代の会員の確保 ・新しい会員の積極的受け入れ
特定の団体移行型	個々で異なる	イベント重視	・リーダーを中心に活動を手広く行っている	やや高い	「他者との交流」が高い 「他者の柔軟な受け入れ」が高い	・リーダー以外に全体マネジメントを行う人材の確保 ・コアメンバーによる活動参加の固定化

寄与することと考えられる。

②緑地管理団体のようなボランティアは自発性・利他性・無償性<sup>11)</sup>の活動を前提としていて、その上このような活動に参加する高齢者は活動に対して意欲的である<sup>4)</sup>ため、一般的に活動に対して参加者の意識の差は定量的に把握しにくい<sup>6)</sup>といわれている。本研究において、満足感と閉塞感の2つの側面で類型別に差異を明らかにしたが、明瞭な違いが認められなかった。このため、団体の活動に対する意識は等質性が高く、意識の定量的な把握に限界があると考えられる。

#### 4. まとめ

本研究では団体の活動の継続性を明らかにするため、文献調査と参与観察調査をもとに発足形態による類型化を行い、特性に応じて満足感と閉塞感の特性を把握した(表-14)。

①団体では発足時の理念や目的に応じて、満足感の得られ方に相違が見られることが明らかになった。それにより、養成機関起源型と地元有志結成型のように、市民が能動的に活動を立ち上げた団体は、自然保護や学んだ成果を活かし環境活動を行う等の発足時の理念や目的に対する課題認識が高いことが認められた。

②発足経緯の類型から今後も発足する可能性が最も高い類型を推察すると、自治会協力型と養成機関起源型であり、発足したばかりの新しい団体への支援には、「雑木林の管理技術」と「全体マネジメント」の役割を持つ人材を交えること、10人程度の規模で行うこと、月1回以上の活動を行うことが不可欠である。そのため、様々な役割を持つ人材が多く存在する地元有志結成型による支援など、同系統の団体同士の繋がりをつくり、交流を深めていくことも一つの策である(表-14)。

③会員の担う役割のうちとくに「植物の育成管理の知識」を有する人材が活動内容を多様化させていくための活力になり得ることが明らかになった。

④本研究の対象地である東京都町田市のように自然的要素が高く都市近郊に位置し、緑地管理の活動を行う団体では、本研究の発足形態の類型や、団体や会員の特性が適応しうるものと考えられる。

⑤これまでボランティア団体の評価が定量的に

把握されたことは少ない。現団体の継続へ向けた支援の方法を模索するため、また、新しく発足する団体の発足へ向けた計画に役立てるため、このような定性的・定量的に検証する方法を用い、客観的に複数の団体の特徴を掴むことは重要であると考えられる。

#### 謝辞

本稿執筆にあたり、ご協力頂きました町田市公園愛護会の皆様、町田市公園緑地課林田隆幸氏に、厚く御礼申し上げます。

#### 引用文献

- 1) 四手井綱英、里山のこと、関西自然保護機関誌 22(1)：71-77、2000
- 2) 金子忠一・内山正雄、都市公園の管理体制について研究、造園雑誌 46(5)：99-104、1983
- 3) 松村正治、里山ボランティアにかかわる生態的ポリティクスへの扱い方—身近な環境調による市民デザインの可能性—、環境社会学研究 13：143-157、2007
- 4) 田尾雅夫、高齢者就労の社会心理学、ナカニシヤ出版：121-131、153-155、2001
- 5) 奥敬一、現代の里山をめぐる背景の変化、ランドスケープ研究 74(2)：82-85、2010
- 6) 木平勇吉、みどりの市民参加—森と社会の未来をひらく—、日本林業調査会：3-5、2010
- 7) 藤沢浩子、自然保護分野の市民活動の研究—三浦半島・福島・天新崎・柿田川・草津の事例から—、芙蓉書房出版：37-44、190、2011
- 8) 松村正治、里山ボランティアにおける自由の条件—人間—植物関係の批判社会学試論、恵泉女学園紀要：48-68、2009
- 9) 藤本真里・赤澤宏樹・鳴海邦碩・中瀬勲、兵庫県有馬富士公園における住民グループの主体的活動とその継続の要因に関する研究、ランドスケープ研究 71(5)：811-816、2008
- 10) 平松玲治、国営公園における市民参加活動の導入と展開に関する研究、ランドスケープ研究 74(5)：565-570、2011
- 11) 田尾雅夫、ボランティア—組織の経営管理、有斐閣：48-53、1999
- 12) 上田早織、都市近郊における緑地保全活動団

- 体の継続及び活性化の要因について、レジャーレクリエーション研究第 65 号：20-23、2010
- 13) 川喜田二郎、発想法、中公新書：26-58、1967
- 14) 谷富夫・芦田徹郎、よくわかる質的社会調査技法編、ミネルヴァ書房：46-53、170-173、2010
- 15) 内田治、すぐわかる SPSS によるアンケート  
の多変量解析、東京図書：142-163、2003
- 16) 石村貞夫、多変量解析による環境統計学、共立出版：34-73、2009
- 17) 管民郎、初心者がらくらく読める多変量解析の  
実践(上)：現代数学者、128-191、2000
- ( 受付：2012 年 5 月 16 日 )  
( 受理：2012 年 12 月 10 日 )

<原著>

高齢者ボランティアリーダーによるレクリエーションを伴う  
運動介入が体力自己効力感に及ぼす影響

河西敏幸<sup>1</sup> 植木章三<sup>2</sup> 高戸仁郎<sup>3</sup> 犬塚 剛<sup>3</sup> 本田春彦<sup>3</sup> 芳賀 博<sup>4</sup>

**Effects of exercise intervention incorporating recreation, provided by  
elderly volunteer leaders, on physical fitness-related self-efficacy**

Toshiyuki Kasai<sup>1</sup>, Shouzoh Ueki<sup>2</sup>, Jinro Takato<sup>3</sup>, Go Inuzuka<sup>3</sup>, Haruhiko Honda<sup>3</sup> and Hiroshi Haga<sup>4</sup>

**Abstract**

This study aimed to examine the effects of an exercise intervention program for fall prevention on physical fitness-related self-efficacy.

Subjects were elderly people aged between 70 and 84 years old living in Yoneyama Town (intervention group) or in Osato Town (control), both located in the northern part of Miyagi Prefecture, who agreed to participate in baseline and follow-up surveys (n=1,160 in the intervention group and 698 in control). The intervention program was provided by elderly volunteer leaders, and implemented for approximately six months. Elderly volunteer leaders underwent training to receive advice from professional exercise trainers on exercise for fall prevention, recreation guidance, and lectures on health care before providing exercise training for the elderly at local assembly halls.

For females, the score for flexibility self-efficacy in the intervention group significantly increased, and marked interactions were noted between the intervention and both of the two groups (F=4.86, p<0.05). For males, similar results were obtained regarding scores of physical fitness-related self-efficacy (range of 0-9 points) as well.

The results suggest that exercise programs provided by elderly volunteer leaders in each local area, if they are implemented on a regular basis, effectively help elderly people maintain and increase their physical fitness-related self-efficacy, without receiving exercise advice from professional trainers at an exercise school. In order to reduce the number of elderly in need of nursing care at a local level, it is necessary to incorporate recreational elements into these programs for care prevention as much as possible.

**1. 諸言**

介護保険制度の改正（2006年）以降、介護予防重視型の地域支援事業や各種サービスが普及・定着しつつあり、また、関連テーマによる研究が

増加してきた。しかし、要支援・要介護認定者、特に予防給付の対象となる軽度認定者の急増が指摘される中、自治体を中心とするサービス提供者からは各種取り組みの運営方法や効果に関する問

1 宮城大学食産業学部 School of Food, Agricultural and Environmental Sciences, Miyagi University

2 東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科

Graduate School of Health and Environment Sciences, Tohoku Bunka Gakuen University

3 東北文化学園大学医療福祉学部 Faculty of Medical Science and Welfare, Tohoku Bunka Gakuen University

4 桜美林大学大学院老年学研究科 Graduate School of International Studies, Gerontology, J.F. Oberlin University

題をあげる声は少なくない。今後も進行が予想される高齢化及び孤立化を含め、介護予防事業の新たな課題に対し、柔軟に対応可能な予防重視型アプローチの重要性はさらに高まるものと考えられる。

これまでに我々は、複数の自治体において、介護予防事業の一環として実施される転倒予防教室を中心とした縦断介入調査を実施し、地域全体の転倒率の低下、運動の習慣化、転倒予防に必要な体力の維持・向上等、いくつかの成果を報告してきた<sup>16)</sup>。これらの研究は、現在の「介護予防特定高齢者施策」における「運動器の機能向上」と同じ目的を持つプログラムに位置付けられる。介入方法の主な特徴としては、従来の教室型のように運動指導やレクリエーション指導を専門スタッフが行うのではなく、対象地区から募集した高齢者ボランティアを活動のリーダーとして養成し、これらリーダーが各自の所属する最小行政区内の小地区（近隣の集会所等）で、各会場独自の取り組みも加えながら参加高齢者に指導したり、普及活動を進めていく点があげられる。

今後、これらの取り組みが地域全体にさらに普及・定着していくためには、参加者の増加はもとより、中途脱落者を最小限に止めるよう、参加者が楽しく活動を継続するためのモチベーションを維持・向上させながら進めることが重要である。特定の活動や行動を上手に遂行できる自信、すなわち自己効力感（self-efficacy）については、高齢期において健康づくりや様々な活動を新たに始めたり、それを継続する上で大きな影響があることが報告されている<sup>7)</sup>。また、自己効力感は、レクリエーションを取り入れたエクササイズにより向上する<sup>8)</sup>こと等から、地域での介護予防や健康づくりに関わる様々な取り組みにおいてレクリエーションが担う役割は極めて大きいものと考えられる。もし、有資格者による専門的なレクリエーションだけではなく、仲間内で気軽に楽しむレベルのレクリエーション的な活動でも何らかの効果が得られれば、地域の特性を踏まえながら単独で、あるいは両者をバランスよく組み合わせた活動も可能となり、地域活動の充実・普及という点では望ましいといえる。

そこで、本研究では、主要な体力要素に対する

自己評価<sup>19)</sup>を「体力自己効力感」（以下、PSE（physical fitness-related self-efficacy））として捉え、高齢者ボランティアリーダー主導型の運動介入（転倒予防体操・レクリエーション・健康講話・地区内への普及活動等）を約半年間実施し、その介入効果を明らかにすること、また、今後の介護予防をはじめとする様々な地域活動におけるレクリエーションのあり方、方向性の具体化に寄与する資料を得ることを目的とした。

## 2. 研究方法

### (1) 研究対象

まず、本研究では、自治体が主導する介護予防事業の一環として、高齢者ボランティアリーダーを中核とした介入プログラム（転倒予防体操・レクリエーション等）を提供する介入地区に宮城県登米郡米山町（現登米市）、非介入地区には宮城県黒川郡大郷町を設定した（図1）。米山町は宮城県北部に位置する農村地区で、人口は2003年8月1日現在で11,235人、そのうち65歳以上の割合は26.9%であった。大郷町は、宮城県の中央部に位置する農村地区であり、同時点の人口は9,788人、65歳以上の割合は25.4%であった。本研究では、自治体との協議を重ね、転倒リスクの高さ、十分な介入体制の維持等から70歳～84歳の高齢者のうち（介入地区：16.6%、非介入地区：16.1%）、プログラム参加が困難と思われる要介護・要支援者を除いた者を対象とした（介入地区：1,709人、非介入地区：1,400人）。

### (2) 調査方法

ベースライン調査、介入、フォローアップ調査等の主な流れは図2に示した。

#### 1) ベースライン調査

2003年8月～9月の期間で、調査対象者を各地区の会場に召集し、面接聞き取り調査と体力テストを実施した（介入地区：8月18日～23日、非介入地区：8月27日～9月3日）。会場調査の非参加者に対しては、同年9月～10月に戸別訪問により面接聞き取り調査のみ実施した。介入地区の調査完了者は1,504人（有効回答率：88.0%）、非介入地区は1,269人（有効回答率：90.6%）であった。

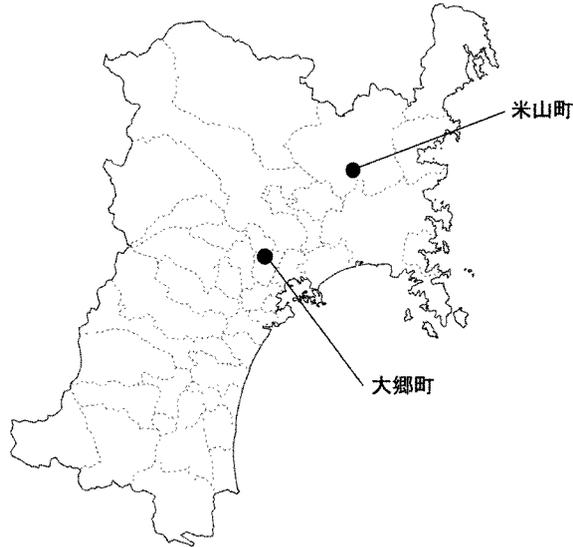


図1 介入地区（米山町）および非介入地区（大郷町）の位置図

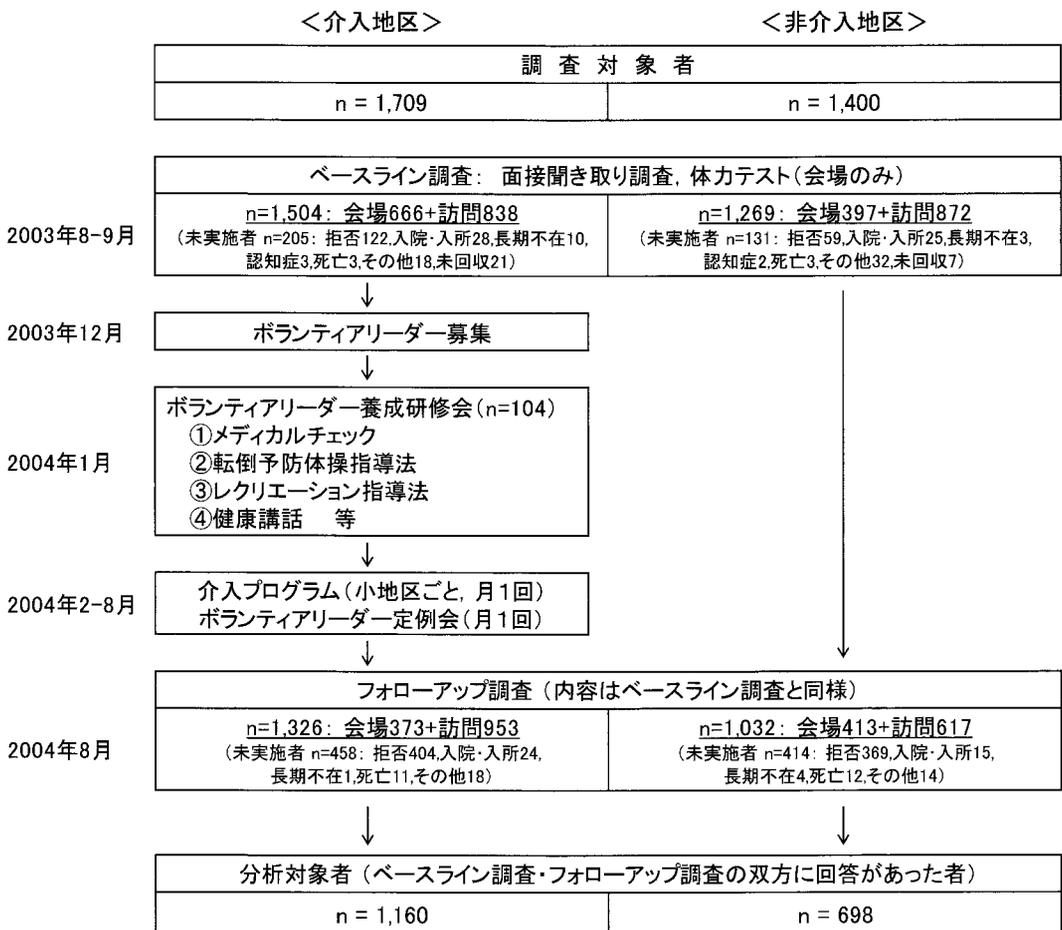


図2 介入地区および非介入地区における調査と介入の流れ

## 2) フォローアップ調査

2004年8月1日時点で新たに70歳になった者を加え、ベースライン調査と同様の方法・内容で実施した(2004年8月~9月)。介入地区の調査完了者は1,326人(有効回答率:74.3%)、非介入地区は1,032人(有効回答率:71.4%)であった。

## 3) 分析対象者

本研究では、介入による体力自己効力感を中心とした効果測定を行うため、ベースライン調査及びフォローアップ調査双方の面接聞き取り調査に協力が得られた者を分析対象者とした(介入地区:1,160人、非介入地区:698人)。

## 4) 調査項目

## ①面接聞き取り調査

主な項目は、基本属性(性別、年齢)、PSE、過去の転倒経験とした。PSE(表1)は、健康関連体力<sup>10)</sup>や転倒予防的な要素を含む9項目で構成され、各々について遂行する自信があるかどうか尋ねるものである。回答は、“はい”、“どちらかというとはい”、“どちらかというといえ”、“い

いえ”の4件法で把握した。高齢者にとって理解が難しいと思われる体力要素については、各要素の名称を直接使わず、高齢者が日常生活でイメージしやすい表現を用いた。面接は、事前に本調査内容及び調査方法等について十分に説明を受けた、保健福祉分野の学科に所属する大学生と現地スタッフ(食生活改善推進員等)、約30名が担当した。

## ②体力テスト

体力テストは、運動指導の専門スタッフ及びそのスタッフから測定方法について十分に説明・トレーニングを受けた調査員(約30名)が実施した。測定項目及び方法の概要は表2に示した。測定項目のうち、「長座位立ち上がり」は我々が高齢者用に考案した種目で、これまでに転倒危険度<sup>11)</sup>、要介護認定危険度<sup>12)</sup>等との関連を報告してきた。また、「TUGT」は転倒の潜在リスクと関連する種目で<sup>13)</sup>、自治体の介護予防事業などで広く用いられている。

表1 体力自己効力感項目

- 1) 体力があると思いますか
- 2) 足腰が丈夫でよく歩けるとと思いますか
- 3) きちんとした姿勢で椅子に座っていられると思いますか
- 4) 腕力があると思いますか
- 5) 床に座った姿勢から楽に立ち上がれると思いますか
- 6) 階段を楽にのぼることができると思いますか
- 7) 物をよける時や、つまづいた時などに、とっさに反応できると思いますか
- 8) 立っている時にふらつかないなど、からだのバランスがいいと思いますか
- 9) からだがやわらかいと思いますか

表2 体力テスト項目および測定方法の概要

項目	測定方法
①握力(kg)	スメドレー式握力計を使用。左右任意の手で2回測定(高い方を採用)
②長座位前屈(cm)	長座位で最大前屈時の足底から指先の距離を2回測定(高い方を採用)
③長座位立ち上がり(sec)	長座位から通常の速さ・任意の方法で直立するまでの時間を2回測定(早い方を採用)
④TUGT(sec)	椅座位から立ち上がり、通常の速さで任意の方向から3m先のコーンを回って椅座位に戻るまでの時間を2回測定(早い方を採用)
⑤5m歩行・時間(sec)	5m歩行時(助走路2m)の所要時間を測定(通常時・最大時)
⑥5m歩行・歩幅(m)	5m歩行時(助走路2m)の平均歩幅を測定(通常時・最大時)
⑦開眼片足立ち(sec)	開眼状態で任意の片側下肢を挙上できる時間を2回測定(長い方を採用、最大30秒)

### (3) 高齢者ボランティアリーダーの募集と養成研修会

高齢者ボランティアリーダー（以下、リーダー）の募集は、各行政区の区長を通してアナウンスしたり、集会所での説明会、広報誌、回覧板等で行い、最終的に活動の趣旨に賛同を得られた70歳以上者104名が選出された（図2）。

リーダー養成研修会は、2004年1月に半日ずつ計3回実施した。主な内容は、メディカルチェック（血圧測定、問診）、転倒予防体操（作成と指導法）、レクリエーション（導入段階→交流段階→自己表現段階の流れを意図した指導法等）、及び健康講話で構成し、本研究に関わる大学スタッフが直接指導をした。

### (4) 介入プログラムの内容と実施方法

研修会終了後、各リーダーは自分が所属する小地区において、近隣の高齢者を対象に介入プログラムとしての小地区活動を実施した（2004年2月～8月）。プログラムは、研修会で学んだ内容に各会場独自のメニューを加えながら進められた。集会所を利用したプログラムは月1回のペースで実施し、参加者数は4会場で、のべ1,025人であった。集会所活動に消極的な高齢者に対しては、リーダーや自治体スタッフが自宅でできる体操パンフレットを配布・回覧したり、戸別訪問時に運動を促すような声かけを行った。

### (5) リーダーを対象とした定例会の内容と実施方法

プログラム始動後、リーダー主導による活動が長期継続されるよう、小地区活動と並行してリーダーを対象とした定例会を月1回開催した。ここでは、各会場の活動状況に関する報告内容に基づきながら、大学スタッフが新たな体操・レクリエーションを紹介したり、指導法に関するアドバイスやグループワークを行った。

### (6) 統計処理

ベースライン調査、フォローアップ調査ともに、地区間の横断的な平均値の差については対応のないt検定（離散量にはカイ2乗検定）を用いた。ベースラインにおけるPSEと体力テスト値との関連については、年齢、性別、地区の影響を調整したスピアマンの偏順位相関係数（以下、偏相関係数）を用いて分析した。

各地区における介入前後の縦断的な比較（単独項目）には対応のあるt検定（離散量にはMcNemar検定）を行った。PSEと体力テストの介入前後における変化特性については、年齢、性別、及び初期値（ベースラインで有意差があった場合）の影響を調整した上で、介入前後×地区の二元配置分散分析を用い、交互作用を検定した。

本研究における全ての統計処理には、SPSS 19.0J for Windowsを用い、有意水準5%未満をもって統計的有意とした。

### (7) 倫理的配慮

本研究の対象者に対しては、調査を受けることによる不利益が生じないように、聞き取り調査、体力テスト、及び介入プログラムの目的・内容、個人情報取り扱い等について書面と口頭にて説明をし、十分なインフォームドコンセントのもと、文書による同意を得た。

## 3. 結果

### (1) ベースライン特性

対象者の平均年齢は（表3）、介入地区で75.24±3.91歳、非介入地区で75.23±3.81歳となっており、男女別にみても両群に有意差は認められなかった。転倒率（過去1年間の転倒経験有）は全体では両群とも23.6%であり、男女別でも地区間に有意差はみられなかった。PSE項目の信頼性係数（Cronbach's alpha coefficient）は0.84であった。

PSE項目と体力テスト値との関連を年齢、性別、地区の影響を調整した偏相関係数を用いて検定したところ（表4）、全体的に有意な弱い相関が多くみられた。体力テスト項目のうち、「握力」及び「長座体前屈」を除く7項目は、PSE得点との偏相関係数が他のPSE項目よりも高く、我々のこれまでの報告とほぼ同じ傾向がみられた<sup>2,9)</sup>。脚力PSEと「歩行速度」、「歩幅」との偏相関係数は、PSE得点に次いで高くなっていた。

ベースラインにおけるPSE項目の地区間差をみると（表5）、持久力（女性）及び姿勢保持（男女）の2項目にのみ有意差がみられ、いずれも介入地区の値が非介入地区よりも低くなっていた。また、各地区の男女差については、非介入地区の柔軟性以外、全てのPSE項目において男性の値が女性よりも有意に高かった。

表3 ベースラインにおける基本属性

	介入地区		非介入地区		p
	mean ± SD	N	mean ± SD	N	
年齢(全体)(歳)	75.24 ± 3.91	1160	75.23 ± 3.81	698	n.s.
男性(歳)	74.87 ± 3.82	449	75.54 ± 3.89	290	n.s.
女性(歳)	75.47 ± 3.94	711	75.00 ± 3.74	408	n.s.
転倒率(全体)(%)	23.6 (274/1160)		23.6 (165/698)		n.s.
男性(%)	18.7 (84/449)		19.0 (55/290)		n.s.
女性(%)	26.7 (190/711)		27.0 (110/408)		n.s.

表4 年齢・性別・地区の影響を調整したベースラインにおける体力自己効力感と体力テストとの偏相関係数

	PSE得点	持久力	脚力	姿勢	腕力	起立	昇段	敏捷性	平衡性	柔軟性
握力	0.22 **	0.20 **	0.16 **	0.11 **	0.23 **	0.12 **	0.09 **	0.11 **	0.09 *	0.13 **
長座体前屈	0.17 **	0.07 *	0.10 **	0.11 **	0.12 **	0.08 *	0.02 n.s.	0.10 **	0.13 **	0.20 **
長座位立ち上り	-0.29 **	-0.10 **	-0.23 **	-0.14 *	-0.07 n.s.	-0.28 **	-0.26 **	-0.19 **	-0.17 **	-0.15 **
TUGT	-0.30 **	-0.18 **	-0.24 **	-0.21 **	-0.12 **	-0.22 **	-0.19 **	-0.19 **	-0.17 **	-0.14 **
通常歩行速度	-0.33 **	-0.19 **	-0.26 **	-0.17 *	-0.17 **	-0.19 **	-0.27 **	-0.20 **	-0.21 **	-0.14 **
最大歩行速度	-0.34 **	-0.21 **	-0.29 **	0.17 **	-0.19 **	-0.20 **	-0.27 **	-0.21 **	-0.20 **	-0.16 **
通常歩行歩幅	0.33 **	0.19 **	0.31 **	0.19 **	0.16 **	0.20 **	0.21 **	0.20 **	0.22 **	0.16 **
最大歩行歩幅	0.33 **	0.18 **	0.32 **	0.16 **	0.16 **	0.21 **	0.23 **	0.20 **	0.20 **	0.16 **
開眼片足立ち	0.23 **	0.12 *	0.23 **	0.11 **	0.07 *	0.15 **	0.21 **	0.11 *	0.17 **	0.08 *

N=798  
\*\*p<0.01 \*p<0.05

表5 男女別にみた体力自己効力感の介入前後の変化

	介入地区 (mean ± SD)			非介入地区 (mean ± SD)			年 × 地区 交互作用			
	ベースライン	フォローアップ	(N)	ベースライン	フォローアップ	(N)				
PSE 得点	7.22 ± 2.40	###	7.24 ± 2.40	###	7.37 ± 2.10	###	7.07 ± 2.45 *	###	(290)	○
	5.73 ± 2.75		5.80 ± 2.86		6.02 ± 2.77		5.87 ± 2.82		(408)	
持久力	0.81 ± 0.39	###	0.78 ± 0.42	###	0.83 ± 0.38	###	0.78 ± 0.42 *	###	(290)	
	0.60 ± 0.49		0.58 ± 0.49		0.69 ± 0.46 ‡		0.64 ± 0.48 †		(408)	
脚力	0.81 ± 0.40	###	0.79 ± 0.41	###	0.79 ± 0.41	###	0.79 ± 0.41	###	(290)	
	0.56 ± 0.50		0.55 ± 0.50		0.59 ± 0.49		0.56 ± 0.50		(408)	
姿勢	0.90 ± 0.31	###	0.93 ± 0.26	###	0.95 ± 0.22 †	###	0.90 ± 0.30 *	###	(290)	
	0.80 ± 0.40		0.83 ± 0.38		0.86 ± 0.35 †		0.84 ± 0.37		(407)	
腕力	0.78 ± 0.41	###	0.76 ± 0.43	###	0.80 ± 0.40	###	0.72 ± 0.45 **	###	(288)	
	0.59 ± 0.49		0.58 ± 0.49		0.57 ± 0.50		0.57 ± 0.50		(406)	
起立	0.78 ± 0.41	###	0.80 ± 0.40	###	0.83 ± 0.38	###	0.79 ± 0.41	###	(287)	
	0.63 ± 0.48		0.61 ± 0.49		0.61 ± 0.49		0.61 ± 0.49		(403)	
昇段	0.82 ± 0.39	###	0.83 ± 0.38	###	0.83 ± 0.37	###	0.84 ± 0.37	###	(290)	
	0.63 ± 0.48		0.64 ± 0.48		0.66 ± 0.48		0.63 ± 0.48		(408)	
敏捷性	0.84 ± 0.37	###	0.84 ± 0.37	###	0.89 ± 0.32	###	0.85 ± 0.36	###	(289)	
	0.68 ± 0.49		0.70 ± 0.46		0.73 ± 0.45		0.72 ± 0.45		(407)	
平衡性	0.82 ± 0.39	###	0.84 ± 0.37	###	0.82 ± 0.39	###	0.79 ± 0.41	###	(290)	
	0.65 ± 0.48		0.65 ± 0.48		0.70 ± 0.46		0.68 ± 0.47		(407)	
柔軟性	0.67 ± 0.47	#	0.69 ± 0.46	n.s.	0.64 ± 0.48	n.s.	0.63 ± 0.48	n.s.	(290)	○
	0.60 ± 0.49		0.68 ± 0.47 **		0.63 ± 0.48		0.63 ± 0.48		(407)	

ベースライン vs. フォローアップ (\*\*: p<0.01, \*: p<0.05), 介入地区 vs. 非介入地区 (‡: p<0.01, †: p<0.05), 男性 vs. 女性 (###: p<0.01, #: p<0.05)

体力テスト値については(表6)、握力(男性)、TUGT(男女)、通常歩行時間(女性)、及び開眼片足立ち(男性)において有意な地区間差があり、いずれも介入地区の方が非介入地区よりも優れた値であった。男女差をみると、非介入地区の開眼片足立ち以外の全項目において有意差がみられた。有意差のあった項目のうち、長座体前屈では

女性が、それ以外は全て男性の方が優れた値であった。

転倒率には地区間差はみられなかったが、両地区とも女性の方が有意に高い割合となっていた。

(2) 介入前後のPSEの変化

介入前後のPSEの変化をみると(表5)、介入地区にポジティブな変化(または維持)、非介入

表6 男女別にみた体力テスト値の介入前後の変化

上段：男性 下段：女性	介入地区 (mean ± SD)			(N)	非介入地区 (mean ± SD)			年 × 地区 交互作用
	ベースライン	フォローアップ			ベースライン	フォローアップ		
握力 (kg)	35.09 ± 5.97	36.28 ± 6.65 *	##	(85)	33.10 ± 6.50 †	34.76 ± 5.68 ** †	##	(79)
	22.61 ± 3.91	24.25 ± 4.05 **	##	(188)	22.76 ± 4.73	24.48 ± 4.67 **	##	(103)
長座体前屈 (cm)	10.68 ± 7.45	12.48 ± 7.20 **	##	(84)	9.47 ± 7.47	9.24 ± 8.22 ‡	##	(80)
	16.34 ± 5.85	17.43 ± 6.12 **	##	(187)	16.01 ± 5.99	16.52 ± 6.26	##	(104)
長座位立ち上がり (sec)	3.12 ± 1.52	3.37 ± 1.52 **	##	(356)	3.15 ± 3.18	3.11 ± 1.36 †	##	(258)
	4.26 ± 1.78	4.59 ± 2.38 **	##	(512)	4.01 ± 1.91	4.27 ± 2.45 *	##	(310)
TUGT (sec)	8.82 ± 1.93	10.41 ± 2.28 **	n.s.	(85)	9.89 ± 1.99 ‡	10.32 ± 2.08 * ‡	#	(80)
	9.72 ± 2.12	10.76 ± 1.94 **	n.s.	(188)	10.60 ± 2.61 ‡	11.13 ± 2.56 **	#	(104)
通常歩行時間 (sec)	3.88 ± 0.63	4.55 ± 1.82 **	n.s.	(83)	4.04 ± 0.74	3.87 ± 0.61 * ‡	##	(80)
	4.10 ± 0.75	4.64 ± 1.66 **	n.s.	(183)	4.38 ± 1.14 †	4.20 ± 0.94 ** †	##	(104)
最大歩行時間 (sec)	2.93 ± 0.44	3.35 ± 1.43 **	n.s.	(83)	2.96 ± 0.58	3.01 ± 0.47 †	##	(80)
	3.27 ± 0.54	3.58 ± 1.28 **	n.s.	(181)	3.33 ± 0.66	3.35 ± 0.62	##	(103)
通常歩幅 (m)	0.66 ± 0.08	0.65 ± 0.09	##	(85)	0.66 ± 0.10	0.65 ± 0.08	##	(80)
	0.59 ± 0.07	0.58 ± 0.08 **	##	(187)	0.60 ± 0.08	0.59 ± 0.08	##	(103)
最大歩幅 (m)	0.76 ± 0.09	0.76 ± 0.11	##	(85)	0.77 ± 0.11	0.75 ± 0.09 **	##	(80)
	0.66 ± 0.08	0.65 ± 0.08	##	(186)	0.66 ± 0.08	0.66 ± 0.09	##	(103)
開眼片足立ち (sec)	21.35 ± 9.47	17.20 ± 11.13 **	#	(84)	16.26 ± 11.21 ‡	12.85 ± 10.18 ** †	n.s.	(80)
	15.78 ± 10.81	14.93 ± 10.10	#	(186)	14.76 ± 10.22	10.95 ± 8.43 ** †	n.s.	(104)
転倒率 (%)	18.7 (84/449)	12.7 (57/449) **	##		19.0 (55/290)	16.9 (49/290)	n.s.	
	26.7 (190/711)	19.5 (139/711) **	##		27.0 (110/408)	21.6 (88/408) *	n.s.	

ベースライン vs. フォローアップ (\*\*: p<0.01, \*: p<0.05), 介入地区 vs. 非介入地区 (‡: p<0.01, †: p<0.05), 男性 vs. 女性 (##: p<0.01, #: p<0.05)

地区にネガティブな変化が多く、非介入地区においては、有意なポジティブ変化は1項目も示されなかった。女性の柔軟性をみると、介入地区では0.60±0.48から0.68±0.47に有意に上昇したことに対し、非介入地区では同値(0.63)で変化がなかった。さらに、介入前後と地区に有意な交互作用が認められ(F=4.86, p<0.05)(図3)、介入地区女性の柔軟性に対する自己効力感が非介入地区より上昇する変化パターンが示された。

男性のPSE得点においては(図2)、介入地区では有意な変化がなかったが、非介入地区では有意に低下し、介入前後と地区に有意な交互作用がみられた(図4)。これらに加え、持久力(男性)、姿勢保持(男性)、及び腕力(男性)においては、介入地区で有意な変化がなかったことに対し、非介入地区では有意な低下が示された。

### (3) 介入前後の体力テスト値等の変化

長座体前屈をみると(表6)、介入地区では男性が10.68±7.45cmから12.48±7.20cm、女性が16.34±5.85cmから17.43±6.12cmへと有意に上昇した。特に男性は、介入前後と地区の間に有意な交互作用も認められ(F=5.63, p<0.05)、男性の長座体前屈は介入地区では向上、非介入地区では低下、という変化パターンが示された。また、男性の最大歩幅は、介入地区で維持したことに対し(同値)、非介入地区では有意に短縮した。

一方、通常歩行時間においては、男女ともに介

入地区の所要時間が有意に延長、非介入地区では有意に短縮した。さらに、介入前後と地区との有意な交互作用も認められ、介入地区では介入期間に通常の歩行速度が低下し、非介入地区では速度が上昇するという変化パターンがみられた。最大歩行時間も同様の傾向がみられ、男女ともに介入地区の所要時間が有意に延長し、介入前後と地区間に有意な交互作用が示された。TUGTについては、両地区の男女ともに所要時間が有意に延長したが、男性においては介入前後と地区に有意な交互作用が示され、介入地区の方が非介入地区よりも時間が延長する変化パターンが認められた。女性の長座位立ち上がりでは、介入地区の所要時間は有意に延長し、非介入地区は有意に短縮した。

転倒率については、介入地区では男女とも、非介入地区では女性において、有意な低下がみられた。

以上のように、本研究の主な結果として、まず、PSEと体力テスト値には一定の関連があることが示された。また、リーダー主導の運動介入により①PSEは介入地区にのみ上昇がみられ、女性の柔軟性、男性のPSE得点では介入前後と地区に有意な交互作用が認められたこと、②体力テストのうち、長座体前屈及び最大歩幅については介入地区に望ましい有意な上昇・維持がみられたが、歩行時間、TUGT、及び長座位立ち上がりでは、介入地区に有意なネガティブ変化がみられたこ

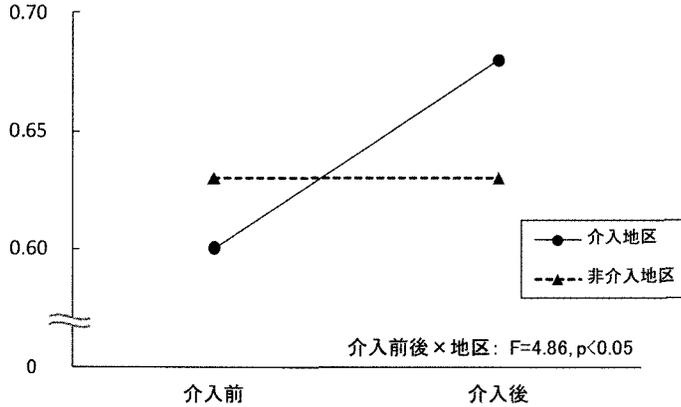


図3 柔軟性 PSE の介入前後の変化 (女性)

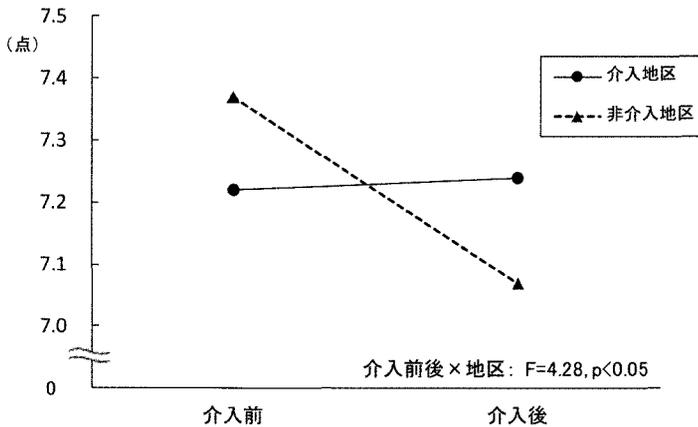


図4 PSE 得点の介入前後の変化 (男性)

と、③転倒率は介入地区では男女ともに、非介入地区では女性のみ有意に改善したこと、等が示された。

#### 4. 考察

介護予防は、自立高齢者を要介護状態に陥らせないこと、遅らせること、及び悪化を防ぐことが主要な柱となる。本研究のような地域高齢者を対象とした運動介入プログラムの役割としては、単に個人の運動機能の向上や生きがいづくりの獲得にとどまらず、地域住民と社会資源が連携した地域ぐるみの介護予防活動に発展していくことが期待される。これらの実現には、地域住民の絆を育みながら豊かなまちづくりを継続的に促進するはたらきかけが重要であり、今後、この種の機能を

備えた介入プログラムが強く求められると考えられる。本研究では、対象となる高齢者の仲間内からリーダーを選出・養成した上で、彼らを中核とした小地区活動を展開した。さらに、参加者のモチベーションの維持・向上や仲間づくりを促すため、各会場に適した形でレクリエーションやグループワークを柔軟に盛り込めるよう内容面でも工夫した。

また、高齢者が各種地域活動を新たに開始・継続する上で大きな影響を及ぼす自己効力感<sup>7)</sup>に焦点を当て、特に体力要素に対する自己評価項目を用いて運動介入の効果評価を行った。

本研究の結果、多くの PSE 項目が介入地区で向上し、非介入地区では低下することが明らかになった。これは、レクリエーション活動によって

自己効力感が向上するという先行研究<sup>8)</sup>を概ね支持することに加え、専門スタッフのかかわりを最小限に抑えた方法で先行研究と同様の効果を得られたという点で、有意義な成果といえる。

個々のPSE項目について、体力要素的に近い体力テスト項目と併せながらみていく。まず、本研究において最も顕著な介入効果がみられたのは柔軟性PSE(女性)で、介入すれば上昇し、介入しなければ変化しないことが明らかになった。また、柔軟性の測定種目である長座体前屈も柔軟性PSEと同様、介入した場合にだけ有意に向上することが示され(男女)、8週間以上の運動プログラムによって柔軟性が向上するという先行研究<sup>14)</sup>を支持する結果が得られた。これらのことから、本研究は、レクリエーションを伴う運動介入によって、健康関連体力<sup>10)</sup>の一つとされる柔軟性(女性)を主観的・客観的に同時に高めることを最初に示したという点で大きな意義があるものと考えられる。さらに、運動指導の専門家ではなく、ボランティア主導の運動・レクリエーション活動によってこれらの効果を導き出した点は、他の自治体における今後の介護予防プログラム作成にとっても有益な情報になるものと考えられる。

脚力PSEについては、介入の有無にかかわらず介入期間(約半年)でわずかに低下することが明らかになった。体力テストの歩行時間(通常・最大)にも介入によってネガティブな変化が生じ、介入地区では延長(速度低下)、非介入地区では短縮(速度上昇)・維持することが明確に示された。この理由の一つとしては、非介入地区ではゲートボール等の運動関連イベントが伝統的に盛んな地域であるため、本研究の運動プログラムよりも、運動の強度・頻度(量)が上回っていた可能性があげられる。今後、同様の介入を行う場合は、介入地区・非介入地区における既存の取り組み(種類、参加頻度等)を考慮した分析が不可欠と考えている。一方、姿勢PSEに一定の効果が得られたことや、歩行姿勢が歩行速度<sup>15)</sup>や転倒リスク<sup>16)</sup>に関連することから、歩行姿勢に直接的にはたつきかける運動メニューを盛り込むことが、脚力PSE及び歩行速度を改善させる一方法になるのではないかと推察している。この点については今後の介入調査において検討していく予定である。

腕力PSEについては、介入地区では維持、非介入地区では男性のみ有意に低下することが明らかになった。しかし、腕力PSEと最も高い相関があった握力の値は、介入の有無に関わらず、男女ともに有意に上昇することが示された。握力は、転倒リスク<sup>17,18,19)</sup>、骨密度<sup>17,18)</sup>、及び虚弱<sup>20)</sup>との関連が指摘されていることから、高齢期には一定のレベルを維持することが望ましい体力要素といえるが、本研究での握力上昇は介入以外の影響が大きいと理解される。今後の介入の方向性としては、運動習慣の定着という観点から、腕力PSEと握力がともに向上するよう、例えば「転倒予防と上肢の役割」に関する健康講話を増やしたり、上肢を強く意識・使用させるレクリエーションや体操を多く取り入れる等の工夫が必要と考えられる。

以上のように、本研究の介入プログラムについては、項目ごとに強弱はあるものの高齢者のPSEに効果的であることが確認された。特定高齢者を対象にしたハイリスクアプローチでは、専門スタッフや予算の確保が必要となり自治体の負担も大きくなるので、その前段階で適切な対応(予防)をすることが重要である。本研究プログラムのような一般高齢者を対象としたポピュレーションアプローチには、最小限のマパワーで効果をあげること、かつ地域に広く普及する仕組みを構築することが強く求められる。これらの点では、リーダーを主体とし、レクリエーションを取り入れた自由度の高い取り組みだけでPSE向上に一定の効果が得られた本研究の意義は大きいものと考えられる。

しかし、本研究の限界としては主に3点あげられる。

第1点は、本研究では、リーダー主導型の介入プログラムと、専門スタッフ指導による中央開催型プログラムとの効果比較ができなかったことである。自治体の特性によっては最適な介入方法が異なる可能性は否定できない。ただ、介入結果の報告を兼ねた定例会では、少なくとも本介入地区に関してはリーダー主導型が実施・浸透しやすく適しているといった肯定的な意見が大半を占め、現在もバリエーションを増やしながらいリーダー主導型を中核とする取り組みが継続されている。同

時に、本研究終了の約2年後から、リーダー主導型プログラムに加えて、ハイリスク高齢者を対象とした専門スタッフによる運動教室型のプログラムも並行実施している。リーダー主導型プログラムへの参加の有無・頻度、専門的プログラム併用の有無によるPSEに対する効果の違いについては今後分析・検討予定である。

第2点として、本研究プログラムでは、プログラム不参加者への対応及び分析が不十分であったことがあげられる。地域高齢者を対象とした介護予防関連の取り組みについては、従来から不参加者こそ要介護リスクが高いことが指摘されている。また、身体機能には問題がないにもかかわらず、自己効力感の低さ等によって社会活動参加、外出、及び運動機会などが乏しい者への対応は、現在も多くの自治体で重要な課題となっている。

本研究のプログラム不参加者の特性については、①参加者よりも有意に社会参加が乏しいこと、②自己効力感が低いことをすでに報告している<sup>20)</sup>。これらは本研究の介入地区が他の自治体と同様の課題を抱えていることを示している。したがって、本研究の不参加者に対しては、将来的に閉じこもりや要介護状態に陥らないよう、訪問支援先で誰でも容易に使用できる「訪問用レク・運動プログラム」の開発が急務と考えられる。

第3点としては、本研究の介入プログラムが、特定高齢者施策で用意されている6つのメニュー（「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり予防」、「認知症予防」、「うつ予防」）のうち、「運動器の機能向上」のみに対応する、単独メニューという点である。多くの特定高齢者はうつ病や認知症を合併し、複数のメニューに該当するため、特に自治体の事業として運動介入する場合は、他のメニューと併せた複合型プログラムとしての展開を視野に入れてデザインすることが必要である。ただ、本研究プログラムは、特定高齢者施策がはじまる前から長年にわたり自治体の介護予防事業の一環として普及してきた経緯があるので、他のプログラムと比較し、介入地区の多くの高齢者にとっては抵抗なく受け入れられている状態といえよう。したがって、本介入地区のポピュレーションアプローチにおいては、本プログラムを基盤とし、他のプログラムの

進捗状況をみながら協働させていくことが実効性のある方法の一つになると考えられる。

健全な高齢者から特定高齢者まで網羅する包括的なサービス提供の実現には、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチとのスムーズな連携が不可欠であるが、その中でレクリエーションを本研究成果以上にどう活用できるか、今後も調査を継続しながら明らかにしていきたいと考えている。

## 5. 結論

地域全体の介護予防を意図した、高齢者ボランティアリーダー主導によるレクリエーションを伴う運動介入によって、高齢者の①体力自己効力感、②長座体前屈及び最大歩幅（体力テスト）、③転倒率、に一定の効果が得られることが明らかになった。

また、運動指導の専門スタッフが直接かかわらなくても、レクリエーションを取り入れた柔軟な自主活動によって、参加者のモチベーションの維持が期待できる結果が得られた。一方、中央開催型との効果比較や、プログラム不参加者への十分な対応が今後の課題として残った。

介護予防をはじめ、様々な地域活動における今後のレクリエーションの役割は、参加率や継続率の維持・向上という点でさらに重要性が高まると予測され、本研究の成果と課題を踏まえた新たなレクリエーション・運動介入プログラムの開発が急務である。

## 引用文献

- 1) 河西敏幸・植木章三・高戸仁郎・坂本譲・島貫秀樹・芳賀博：地域在住高齢者における体力自己評価と体力テストとの関連性、障害者スポーツ科学3(1)、28-39、2005
- 2) 河西敏幸・伊藤弓月・工藤大地・本田春彦・植木章三・高戸仁郎・犬塚剛・永富良一・芳賀博：都市部高齢者における高齢推進リーダーを中核とした転倒予防プログラムの開発と評価、障害者スポーツ科学5(1)、18-31、2007
- 3) 河西敏幸・植木章三・高戸仁郎・犬塚剛・本田春彦・芳賀博：転倒予防プログラムが地域

- 高齢者の体力自己評価に及ぼす影響、障害者スポーツ科学 7(1)、79-91、2009
- 4) 芳賀博・植木章三・島貫秀樹・伊藤常久・河西敏幸・高戸仁郎・坂本讓・安村誠司・新野直明・中川由紀代：地域における高齢者の転倒予防プログラムの実践と評価、厚生の指標 50(4)、20-26、2003
  - 5) 植木章三・河西敏幸・高戸仁郎・坂本讓・蘭牟田洋美・芳賀博・安村誠司：高齢者の歩行機能維持を目的とした体操プログラムの開発の試み、リハビリテーションスポーツ 21(2)、42-52、2002
  - 6) 植木章三・河西敏幸・高戸仁郎・坂本讓・島貫秀樹・伊藤常久・安村誠司・新野直明・芳賀博：地域高齢者とともに転倒予防体操をつくる活動の展開、日本公衆衛生雑誌 53、112-120、2006
  - 7) Oka R. K., DeMarco T., Haskell W. L.: Effect of treadmill testing and exercise training on self-efficacy in patients with heart failure, European Journal of Cardiovascular Nursing 4(3), 215-219, 2005
  - 8) RimShin KS. Kang Y., Park HJ., Heitkemper M.: Effects of Exercise Program on Physical Fitness, Depression, and Self-Efficacy of Low-Income Elderly Women in South Korea, Public Health Nursing 26(6), 523-531, 2009
  - 9) 河西敏幸・安梅勅江・園田恭一・高山忠雄：地域高齢者の体力自己評価の関連要因、日本保健福祉学会誌 4(1)、73-80、1997
  - 10) Pate R. R.: A New Definition of Youth Fitness. Physician Sportsmed 11, 77-83, 1983
  - 11) 植木章三・河西敏幸・高戸仁郎・犬塚剛・伊藤弓月・本田春彦・伊藤常久・安村誠司・新野直明・芳賀博・安田誠史：地域在宅高齢者の転倒発生子知因子としての長座位立ち上がり時間の妥当性、日本公衆衛生雑誌 52(8)、837、2005
  - 12) 植木章三・河西敏幸・高戸仁郎・犬塚剛・伊藤弓月・本田春彦・伊藤常久・安村誠司・新野直明・芳賀博・安田誠史：地域高齢者の要介護発生の予測的妥当性に基づく長座位立ち上がり時間の判定基準、日本公衆衛生雑誌 53(10)、732、2006
  - 13) Mathias S., Nayak US., Issacs B.: Balance in elderly patients: The 'get-up and go' test, Arch Phys Med Rehabil 67, 387-389, 1986
  - 14) Ourania M., Yvoni H., Christos K., Ionannis T.: Effects of a physical activity program: Study of selected physical abilities among elderly women, Journal of Gerontological Nursing 29(7), 50-55, 2003
  - 15) Maki BE.: Gait changes in older adults: predictors of falls or indicators of fear?, J Am Geriatr Soc 45, 313-320, 1997
  - 16) Woolley SM., Czaja SJ., Drury CG.: An assessment of falls in elderly men and women, J Gerontol 52A, M80-87, 1997
  - 17) Kallman DA., Plato CC., Tobin JD.: The role of muscle loss in the age-related decline of grip strength: cross-sectional and longitudinal perspectives, J Gerontol 45, M82-8, 1990
  - 18) Taaffe D.R., Cauley J.A., Danielson M. Nevitt M.C., Lang T.F., Bauer D.C., Harris T.B.: Race and sex effects on the association between muscle strength, soft tissue, and bone mineral density in healthy elders: the Health, Aging, and Body Composition Study, J. Bone Miner. Res.16, 1343-52, 2001
  - 19) Hughes VA., Ftontera WR., Dallal GE., Lutz KJ., Fisher EC., Evans WJ.: Muscle strength and body composition: associations with bone density in older subjects. Med Sci Sports Exerc 27, 967-74, 1995
  - 20) Syddall H., Cooper C., Martin F., Briggs R., Aihie Sayer A.: Is grip strength a useful single marker of frailty?, Age and Ageing 32, 650-656, 2003
  - 21) 大山さく子・本田春彦・植木章三・河西敏幸・高戸仁郎・芳賀博：高齢者の転倒予防教室に対する不参加者の特性、介護福祉学 12(1)、147-157、2005

( 受付：2011年12月16日 )  
( 受理：2012年12月11日 )



<研究資料>

日本厚生大会にみる厚生運動の実態

加藤 秀治<sup>1</sup> 澤村 博<sup>2</sup>

**Actual state of recreational movements in Japan viewed  
from an analysis of the Japan Recreation Convention**

Shuji Kato<sup>1</sup> and Hiroshi Sawamura<sup>2</sup>

**Abstract**

The purpose of this study is to clarify the aim of recreational movements in Japan before the World War II through investigating activities of the Japan Recreation Association (Nippon Kosei Kyokai) especially the Recreation Conventions (Kosei Taikai) organized by it.

In 1938, the Japan Recreation Association was founded as an affiliated organization of the Ministry of Health and Welfare for the enlightenment of recreational movements. The Japan Recreation Association conducted various activities, and the Recreation Conventions were representative ones. It organized the 1st Japanese Recreation Convention, the 2nd Japanese Recreation Convention, the Pan-Asian (Koa) Recreation Convention and the East Asian (Toa) Recreation Convention.

The 1st and 2nd Japanese Recreation Conventions were organized tied up with the National Conventions for Spiritual Mobilization (Seishin Sakko Taikai) organized by the Great Japan Amateur Sports Association, and athletic meetings were held in every ward as a part of their events. Thus, it can be said that these conventions were conducted while seeking a model of the policy for organizing these conventions.

Later recreation conventions were organized as the Pan-Asian Recreation Convention and the East Asian Recreation Convention extending the target area to foreign countries, but these conventions were not really international, because participating nations were limited to Asian nations and allied nations.

From these considerations, it can be said that though these Recreation Conventions were conducted for the purpose of improvement in physique, their activities remained to be superficial and hardly contribute to achievement of the purpose.

**1. はじめに**

1938年（昭和13年）1月に厚生省が誕生し、そのわずか3ヶ月後に日本厚生協会が外郭団体として設立された。日本厚生協会の活動には様々なものがあるが、その中でも中心的な活動として日

本厚生大会がある。この大会は厚生運動の全国大会といえる大会であり、当時の厚生運動関係者や体育関係者を集めて開催された。

厚生省の外郭団体として設立されたことから日本厚生協会の活動は厚生省の意向が反映されてい

1 日本大学大学院文学研究科 Graduate School of Literature and Social Sciences, Nihon University

2 日本大学文理学部 College of Humanities and Science, Nihon University

ると考えられる。

本研究では厚生省の設立から戦時下の厚生大会である4つの大会を当時の史料や二次史料を基に分析し、特徴を明確にすることでこの時代の厚生運動がどのようなねらいのもとで行われたのかを明らかにすることを試みる。

## 2. 厚生省設立の経緯

本章は『厚生省 50 年史 - 記述編 -』を基に考察していく。<sup>1)</sup>

厚生省設立について内務省や衛生局を中心に労働、福祉などの社会行政・衛生行政を一元化した行政組織を設けようという考えは古くからあったとされている。その後いくつかの案が提案されたが新省設立が具体性を帯びたのは、1936年(昭和11年)3月に発足された廣田内閣からである。

新省の設立が政治課題となった背景には徴兵検査などで国民体力の低下が明らかとなり、その改善策が強く求められたことにあった。特に問題となったのは結核患者の増加である。またこの時期に内務省の衛生局内でも政府の衛生行政に対する理解が不十分であるとして陸軍省と協力して強力な行政機構を作った方が良いとする考えも見られた。こうした不満が新省設立の素地を作ったと言える。

厚生省が設立された当時は対外的な侵略が拡大していく中で軍部(特に陸軍)が大きな政治的影響力を持っていた。<sup>2)</sup> 軍部の動きは厚生省設立に関しても大きな影響力を発揮した。その最たる出来事が近衛首相への新省の創設の提案である。近衛内閣の成立に際して、陸軍は内閣支持の条件として国民体力の向上を図るための新省の創設を提議し、近衛首相はそれを受け入れたと伝えられる。

陸軍省は1937年(昭和12年)6月15日、「保健社会省」案を提案した。これは陸軍省の提出した衛生省案の組織機構を整理し、新たに生活合理局を設けるなどの相違が見られるが、衛生局・体力局を中心として労働局を欠くというものであった。

そして1937年(昭和12年)7月9日の閣議で「保健社会省(仮称)設置要項」が決定した。その後長期戦の様相が濃くなり、国民の体位向上を目的とする新省の創設の必要性は高まり、政府は

1937年(昭和12年)12月3日の閣議で保健社会省官制案を決定し、直ちに枢密院に諮詢・奏請の手続きをとった。

枢密院は審査委員会を設け、1937年(昭和12年)12月10日より審査を開始した。そこでは、省の名称が特に問題となった。省の名称については、当時の国内情勢から「社会」という文字を不適当とする意見、他省なみの2文字にすべきという意見、「保健」が保険と混同されるといった意見があり、書経・左伝にある「正徳利用厚生」から「厚生」という語をとって厚生省という名称に改められた。

こうした修正を行い、政府は1937年(昭和12年)12月24日に再び諮詢・奏請の手続きをとり、同日の枢密院本会議で厚生省の創設が可決された。翌1938年(昭和13年)の1月11日に出された勅令第7号「厚生省官制」及び勅令第9号をもって「保検院官制」が公布・施行され、厚生省が誕生した。

## 3. 日本厚生協会設立の経緯

戦前の厚生運動は日本厚生協会がその啓蒙活動に従事していた。日本厚生協会の設立には厚生省の設立と当時オリンピックと同時期に開催されていた世界厚生会議が関係している。

日本厚生協会設立の6年前の1932年(昭和7年)ロサンゼルスオリンピックの時に同地で第1回世界厚生会議が開催された。

その後1936年(昭和11年)ベルリンでオリンピックが開催され、同時期にハンブルグにて第2回世界厚生会議が開催された。この年に1940年(昭和15年)に東京でオリンピックの開催が決定した。そして併せて開催される世界厚生会議も大阪で行われることも決定した。そのためその大会の受け皿となる国内の機関が必要となり、日本厚生協会設立に弾みをつけた。日本厚生協会の設立には次のような趣旨があった。

今ヤ国運伸長ノ秋ニ際会シテ国民ノ体力、徳性ノ向上ヲ図ルノ要一層緊切ナルモノ之ガ為政府ハ夙ニ意ヲ用ヒ新タニ厚生省ノ設立ヲ見各種団体ニ於テモ亦努力施設スル所多シ

然レドモ其ノ目的ヲ貫徹シ所期ノ効果ヲ挙ゲム

トセバ広く国民ノ日常生活ヲ刷新シ特ニ余暇ノ利用ニ関シ進ンデ国民ヲ指導シ凡ソ不健全、不経済ナ娛樂ノ方法ヲ矯正シテ心身ヲ錬磨シ情操ヲ涵養シ多衆相俱ニ樂シミ我が国固有ノ文化ノ維持發展ヲ図リ以テ国民親和ノ実ヲ挙グル機会トナスベキナリ

茲ニ日本厚生協会ヲ設立シ健全ナル余暇ノ善用ヲ指導シ以テ国民ノ福祉ノ増進ニ貢献セントス、大方ノ賛同ヲ仰グ所以ナリ<sup>3)</sup>

この記述から日本厚生協会には国民の体力・徳性の向上という目的のために余暇の利用を進んで指導すること、その中で健全なる余暇の善用を指導することを活動内容として日本厚生協会は設立されたことが推察できる。

日本厚生協会の名称については、当時の風潮として外国から来た言葉は敵視されていて横文字が使えない状況にあったので、レクリエーションとは別の言葉が必要となった。そして関係者を集めて協議会を開き、約20種類の候補名を挙げ、討論が行われた。その時に挙げた言葉としては「慰安、慰楽、娯楽、厚生、厚生運動、厚生活動、余暇、余暇利用、潤生」などがあった。この中から、厚生省が発足した時であり、広く用いられ、わかりやすいということからレクリエーションを厚生とし、協会の名前も日本厚生協会に決定した。<sup>4)</sup>

日本厚生協会設立時の直接の所管局は厚生省体力局であった。その後1941年(昭和16年)には生活局、1943年(昭和18年)には健民局へと移っていった。そして社会局の所管と移り、その後終戦を迎えた。

体力局の所管下では大部分が体力増進を目指すものであったため、健歩や強歩の名前で歩け歩け運動が各地で開催された。生活局の所管下では国民生活に直接関わるような活動が啓蒙された。健民局では戦争の真ただ中にあるため軍歌の指導、戦意高揚のための様々な活動が啓蒙された。社会局の所管下では福祉事業と混同されつつ、なすことなく無為の内に終戦を迎えた。<sup>5)</sup> ここには厚生省の外郭団体としての協会の立場上、厚生省の思惑に左右されていたことが分かる。

#### 4. 日本厚生協会の活動

##### (1) 第一回日本厚生大会の趣旨

第一回日本厚生大会は1938年(昭和13年)11月1日から3日までの3日間の日程で代々木外苑の日本青年館や陸上競技場を中心として開催された。この大会はこの年に決まった東京オリンピックの開催の中止を受けて開催され、次のような趣旨で開催された。

凡ソ厚生運動ノ目標ハ国民ノ日常生活ヲ刷新シ特ニ余暇ノ善用ニ意ヲ注ギ健全ナル慰楽ヲ勸奨シ心身ノ錬磨ニ資シ情操ヲ醇化シ以テ国民親和ノ実ヲ挙グルニアリ、之レ畢竟国民ノ資質ノ向上ヲ図リ国本ヲ涵養スル所以ニ外ナラズ

惟フニ我国ハ現下未曾有ノ非常時ニ際会シ挙国聖戦ノ遂行ニ邁進シツツアリ事変ノ長期態勢化ニ伴ヒ今ヤ人的資源ノ確保ハ国家緊切ノ問題トナレリ。此ノ秋ニ当リ適性ナル国民厚生ノ途ヲ講ジ人的資源ノ培養育成ヲ図ルハ国家百年ノ大計ニ副フ所以ノモノナルノミナラズ亦正に銃後国民ノ重大ナル責務ナリ仍テ之ガ根本的実行方法ヲ討議検討シテ国策ニ寄与スルト共ニ之ヲ国民ニ周知セシメンガ為メ本大会ヲ開催スルモノナリ<sup>6)</sup>

この記述から日本厚生協会はこの時代に行われていた広東等の各地での戦いにおいて人的資源の確保を重大な責務であるとしていたと考えられる。また、当時問題視されていた壮丁体位を「余暇の善用」に意を注ぎ心身を錬磨することで改善しようとしていた。そして厚生大会を通して実行方法を討議検討することで国策に寄与することを目的として第一回日本厚生大会は開催された。

##### (2) 実施種目

第一回日本厚生大会では運動として厚生の日というプログラムの中でマツワーク、縄跳び体操、産業体操、保健体操、厚生体操が行われた。

またこの大会は大日本体育協会主催の精神作興大会と同時期に開催されている。そして都筑ら(2010)によると精神作興大会は大日本体育協会理事長の末広巖太郎が明治神宮国民体育大会の「予行演習」として位置付けたものであり、東京と関西地方で実施されたが、東京での大会が日本厚生大会のプログラムに組み込まれたとしてい

表1 第一回日本厚生大会実施種目

マットワーク、縄跳び体操、産業体操、保健体操、厚生体操、市民厚生軟式野球大会、市民厚生相撲大会

高岡裕之編 資料集：総力戦と文化第2巻 厚生運動・健民運動・読書運動より作成

る。<sup>7)</sup>しかし本研究では、大会の規模で考えた場合に体協主催の精神作興大会の規模が日本厚生大会よりも大きいこと、その後の厚生大会の報告書に精神作興大会の記述がないことから日本厚生大会の中に精神作興大会を組み込んだのではなく、精神作興大会の期間中に日程を調整しながら同会場で日本厚生大会を開催したと考える。これにより会場などの設備や審判などの運営役員を共有することが図られていたと考えることができる。この大会以降は戦況の激化により体育の公式戦の開催が自粛されていくこととおそらく関連して本大会以降に抱き合わせでの開催は行われていない。

実施種目としては各種体操が中心で野球や相撲と当時の参加者が多く見込まれる種目を開催した程度に留まったといえる。また磯村(1939)が述べているようにこれらの大会は優劣を競うのではなく、組織の振興を深めることを目的として開催された。<sup>8)</sup>

### (3) 第二回日本厚生大会の趣旨

第二回日本厚生大会は1939年(昭和14年)11月10日から13日まで4日間の日程で愛知県名古屋市中にて開催された。

この大会では体育を奨励し、第一回大会のように競技性の高い種目が多く開催されているが、この年から政府が公式試合の開催を自粛する通牒を出していたことから抱き合わせはなく、独立した形での開催となっている。この大会は次のような趣旨で開催された。

我国厚生運動ノ指標ハ国民ノ日常生活ノ刷新ヲ図リ体育ヲ奨励シテ心身ヲ鍛錬シ不道德非衛生的ナル娯楽ヲ排撃シテ健全ナル慰楽ヲ勧奨シ教養ヲ昂メ情操ヲ陶冶シ明朗豁達ノ気風ヲ涵養シ以テ各自ノ職分ニ精励セシムルニアリ

之レ畢竟我国ノ人的資源ヲ拡充強化シ国本ヲ不拔ニ培フ所以ナリ

表2 第二回日本厚生大会実施種目

市民厚生大会 ※ ()内は参加人数  
ラジオ体操(100名)、「日本産業の歌」体操(400名)、棒術(60名)、家庭体操、ラジオ体操及建国体操(500名)、民謡体操、愛国行進曲、皇国の母(500名)、音楽行進、大日本女子青年体操(150名)、大日本青年体操(1000名)  
市民厚生競技会 排球 籠球 自轉車 ラグビー 軟式野球  
厚生の夕合同合唱 踊り 音楽行進 詩吟並剣舞、音楽(吹奏楽、鼓笛隊)、詩吟並剣武舞踊並武技(竹槍、薙刀、鎌術、柔道、剣道、棒術、両刀)  
各區厚生大会  
港區民運動會、昭和區御劍聯區民運動會、千種區内山町民運動會  
武道大会 弓道、射撃及び銃剣術、角力

表2名古屋市編、1940、第二回日本厚生大会会誌名古屋市中より作成

今ヤ我国ハ未曾有ノ聖戦ニ遭遇シ日夜之ガ目的達成ニ邁進シツツアリ然レ共今次ノ聖戦ハ前途尚遼遠ニシテ之ニ対応スベキ戦時体制確立ノ為ニハ国民厚生ノ方途ヲ図ルコト愈之緊要トナレリ

此ノ秋ニ当リ国民ノ厚生問題ヲ討議シ其ノ指導方針ヲ講ズルハ真ニ銃後国民ニ課セラレタル重大責務ナリ仍テ茲ニ第二回日本厚生大会ヲ開催シ之ガ根本的諸問題ノ討議研究ヲ行ヒ以テ国ニ奇興セントス<sup>9)</sup>

この大会の趣旨によると体育を奨励し、非衛生的な娯楽ではなく健全な慰楽を勧奨するとある。ここには当時戦時下であり、物資の不足から贅沢や楽しむことが悪い事であるとする風潮があった。そのため楽しむ事を前面に出している「娯楽」ではなく、それに代わるものとして慰楽という言葉を選んだと考えられる。また「人的資源の拡充強化」という言葉を使用していることから戦争に厚生運動がこれらの面で寄与する事を期待する旨は第一回日本厚生大会と相違ないといえる。

### (4) 実施種目

第二回日本厚生大会ではラグビーや籠球のようにチームを組み集団で相手に立ち向かう競技が行われた。この時代の厚生運動は戦争において集団で行動し戦うことを常に意識していたことからそれに沿った集団で行う競技性の高い種目が行われ

たと考えられる。

また各区の運動会を厚生大会の中で実施したこと、武道大会の中で弓道、銃剣術など戦地で実際に使われる技術を種目として実施したことはこの大会の特徴であると言える。

#### (5) 興亜厚生大会の趣旨

興亜厚生大会は皇紀 2600 年を記念し、1940 年（昭和 15 年）10 月 16 日から 10 月 20 日まで 5 日間の日程で開催された。この年に開催予定であった東京オリンピックと一括して大阪で開く予定であった第 4 回世界厚生会議が中止となった。<sup>10)</sup> 本大会は第 4 回世界厚生会議が中止になり、その代替案として開催された。また、この大会においては同盟国であるドイツ、イタリアが外賓として招かれている。これには当時の厚生運動がドイツ、イタリアの厚生運動を参考にして行われていたことやこの大会の開催前に締結された日独伊三国軍事同盟が関係していると言える。

この大会は開催趣旨にもあるように当時の近衛内閣が提示した方針である東亜新秩序建設を印象付けるためにアジアという枠組みでの開催となった。前回までのように国内大会としての開催ではなく国際大会に格上げしたのである。しかし、参加国はアジア地域の国と同盟国に限られているため、本当の国際大会とは言い難い形での開催となっている。

これらの動きの中で名称も第三回日本厚生大会ではなく興亜厚生大会となり、次のような趣旨の下で開催された。

聖戦四年今ヤ東亜新秩序建設ノ大業ハ着々其ノ実ヲ挙ゲツツアルト我等一億同胞ノ責務愈々重大ヲ加ヘ総力戦体制ノ徹底更ニ緊要ナルモノアリ

此ノ秋ニ当リ我国ノ現状ヲ観ルニ国家興隆ノ根幹タル人的資源ハ遺憾乍ラ甚ダ憂フベキ傾向ニ在リ特ニ銃後産業ノ推進力タル労働力ノ低下ハ之ヲ其ノ儘ニ放置センカ或ハ興亜ノ大業完遂ニ由々シキ影響ヲ及ボス惧レナシトセザル状態ニシテ之ガ対策ノ確立ハ国家緊切ノ要務ナルハ言ヲ俟タズ

而シテ之ガ人的資源ノ培養強化ニ当タリテハ為スベキ方策多々アリト雖モ就中国民生活ノ刷新ヲ図リ心身ヲ鍛錬シ適当ナル休養健全ナル慰楽ヲ勸奨シ情操ヲ陶冶シ以テ旺盛ナル精神ト強健ナル身

体ヲ育成スル厚生運動ノ実践コソ時局下国民活動力拡充ノ為最モ適切有効ノ方策ナリト信ズ

茲ニ鑑ミル所アリ一昨年春政府当局始メ各方面ノ協力ニ依リ日本厚生協会設立セラレ次イデ大阪市ニ於テモ大阪市厚生協会ノ結成ヲ見タルガ爾來各方面ニ亘リ国民厚生運動ノ普及実践ニ力ツツメアル時恰モ紀元二千六百年ノ聖歳ヲ迎ヘ此ノ意義深キ年ヲ記念シテ仲秋ヲトシ大阪市ニ於テ興亜厚生大会ヲ開催シ日本全国ハ勿論滿州国、中華民國ヲ始メ遠ク隣邦友邦諸國ノ同志ヲ糾合シテ或ハ本運動ノ討議ニ或ハ其ノ実践ニ一段ノ研究並ニ發展ヲ図リ益々銃後奉公ノ誠ヲ致スト共ニ併セテ我国厚生運動ノ真髓ヲ弘ク世界ニ顕揚スルハ洵ニ時宜ヲ得タル快挙ト謂フベシ

茲ニ興亜厚生大会開催ノ趣旨ヲ明カニシテ各位ノ深甚ナル理解ト絶大ナル協力ヲ乞フ次第ナリ<sup>11)</sup>

過去 2 回の大会と同様に、この大会でも人的資源についての記述がありこの大会の開催時期においても人的資源の確保及び充実は大きな課題であったと考えられる。

また大会の範囲を日本国内だけでなく、東アジアに拡大したこともありその周辺国との協力のもと厚生運動の研究並びに発展を願う旨がこの大会の開催趣旨として述べられている。

表 3 興亜厚生大会実施種目

<p>甲子園厚生運動大会 ( ) 内は参加者数          行進遊戯二千六百年 (2,000 名)、ラヂオ體操 (2,800 名)、日本産業體操 (日本晴) (2,600 名)、大日本國民體操 (くろがねの力) (1,500 名)、大阪市青年體操 (600 名)、演奏行進 (500 名) スタンド體操 (全員)、紀元二千六百年奉祝體操 (600 名)、大日本國民體操 (作業體操) (2,600 名)、合唱 (愛國行進曲 其の他) (全員)、産業日本の歌 (歡喜の黎明) (2,000 名)、集団體操 (2,000 名)、自轉車訓練 (150 名)          総合訓練大会          大阪女子青年體操、郷上演技交歓、厚生行進、音楽と體操、紀元二千六百年奉祝歌、戦時市民の歌、舞踊及び繩跳、蜜柑船及日月遊、大日本國民體操指導、日本よい國及防火競技、婦人愛國の歌及棒遊び、營火 (合唱、斧の響輪唱、薙刀、隣組の歌及踊)、團體走 (四百米)、六十米疾走</p>
---

興亜厚生大会事務局編 (1941) 紀元二千六百年興亜厚生大会誌より作成

## (6) 実施種目

興亜厚生大会の実施種目は過去の厚生大会とは違い、競技性の高いプログラムがなくなり、本大会においては演劇、舞踊、音楽などが取り上げられていることが、ほとんど体育行事となっていた過去の2大会との違いである。この背景には体育に特化していたことに対する不満が関係者からあがっていたことがある。また会場を甲子園球場と市立運動場の2か所に分けて甲子園厚生運動大会と総合訓練大会として開催された。開催規模から見るに甲子園厚生運動大会は一般向けに、総合訓練大会は関係者向けに開催したと考えられる。

## (7) 東亜厚生大会の趣旨

東亜厚生大会は興亜厚生大会から1年の期間をあけて1942年(昭和17年)の8月18日から20日の3日間の日程で開催された。東亜厚生大会の開催経緯については、1940年(昭和15年)の興亜厚生大会において政府と協和会により当時の厚生運動についての協議が行われた。そして満州国十周年を祝う諸行事の計画が企画され、民生部より東亜共栄圏を巻き込む形の厚生大会の要望が出された。

そして東亜厚生大会は民生部、奉天市、協和会の主催により会場を満州国の奉天市として次のような趣旨で開催された。

今や親邦日本ハ新東亜建設ノ聖戦ニ赫々タル成果ヲ収メ愈々其ノ目的完遂ニ邁進シツツアリ。日本ト一徳一心ノ我が満洲國ハ固ヨリ大東亜共栄圏内諸國ノ各民族ハ擧ツテ全力ヲ竭シ之ニ協力スベキ秋ナリ。

惟フニ我が國ハ建国以來道義ヲ基トシテ民族協和シ親邦日本ノ協力援助ノ下ニ大陸ニ於ケル新秩序建設ノ據點トシテ營々建国ニ努メ正ニ驚異的國運ノ進展ヲ齎セリ。然レドモ仍我が國力ヲ愈々強固ニシ聖業ノ一翼ヲ擔ハング爲ニハ更ニ大イニ國民ノ士氣ヲ昂揚シ國民活動力ノ振作強化ヲ図ラザルベカラズ。茲ニ鑑ミ我が國ニ於テハ特ニ昨年來政府協和會ヲ始メ各方面協力ノ下ニ國民厚生運動ノ展開ヲ企画シ時局下日常生活ヲ刷新シ家庭並ニ職場ニ於テ徹底セル一家親和ノ氣風ヲ作興シテ厚生生活ヲ伸暢シ旺盛ニシテ明朗闊達ナル精神ト強健ナル身體ノ育成ヲ図リ以テ國民各自其ノ職域ニ

於テ歡喜奉公セシムルノ方策ヲ考究シ來レリ。

自給モ滿洲建国十周年ヲ迎フルニ方リ此ノ意義アル年ヲ紀念シテ建國ニ由縁深キ奉天市ニ於テ東亜厚生大會ヲ開キ滿洲全國ハ固ヨリ親邦日本ヲ始メ中華民國等新東亜の同志ヲ糾合シテ厚生運動ノ實踐方策ニ付討議研究ヲ遂ゲ我が國厚生運動ノ發展促進ヲ図ルト共ニ東亞諸國ノ厚生運動ヲ愈々盛ニシテ各國民ノ勤勞力ヲ増強シ相携ヘテ聖戰ノ目的貫徹ニ邁進センコトヲ期セントス。

茲ニ建国十周年慶祝東亜厚生大會開催ノ趣旨ヲ明カニシ關係各方面ノ深キ理解ト絶大ナル協力ノ下ニ本大會所期ノ目的ヲ達成センコトヲ念願シテ敬マザル次第ナリ。<sup>12)</sup>

この記述から東亜共栄圏の更なる発展に協力するために厚生運動を討議検討することで国民の勤勞力を増強することを目的として東亜厚生大会は開催されたことがわかる。

この大会は東亜厚生大会として国際的な名前が付けられているが、第二次世界大戦に入り戦況が激化したこともあり、ドイツ、イタリアの関係者は駐滿洲國獨逸國公使のウーグネル駐滿洲國伊太利國公使のネローネが祝辞を述べたのみで実際の参加国はアジア諸国に限られた。よって前回大会と同じく国際大会とは言い難い形での開催となっている。

## (8) 実施種目

東亜厚生大会では実施種目については戦争も終盤に差し掛かっていることもあり、厚生運動大会というプログラムの中で自転車訓練、鐵道作業訓

表4 東亜厚生大会実施種目

厚生の方 講演と映画、音楽と舞踊(日・満)、演劇(満)、 演劇(日) 厚生運動大会(数字は参加人数) 建国杖1000名、體育舞踊「滿州厚生運動歌」500名、 在滿國民學校體操1000名、體育舞踊「建國十周年 慶祝歌」1000名、滿洲建國體操1000名、滿鐵「社 員會體操」800名、自轉車訓練100名、大日本女 子青年體操300名、滿洲「産業體操」1000名、舞 踊「奉天市歌」1000名、奉仕團訓練500名、大日 本青年體操、1000名、鐵道作業訓練200名
--

東亜厚生事務局編(1942) 東亜厚生大会記録誌より作成

練などの軍事的色彩の強い種目の他にも、奉仕團訓練という半裸でシャベルを持ちながら演ずるような産業を意識した種目などが実施された。各種目100～1,000名が参加する大人数での演技となった。しかし、自轉車訓練や鐵道作業訓練はそれぞれ100名と200名で参加人数が他の種目に比べて少ない。これには戦時下での物資の不足により十分な道具をそろえることが難しかったことが考えられる。

また本大会において体操、舞踊、演劇が種目の大半を占めていることから集団で同じように動くことを重要視していたことがわかる。これは主催側の思惑として戦地での行動様式を意識していたことが考えられる。またどの種目も多少の差はあるが100人単位できっちりと参加していることから参加者については動員がかけられていたと考えられる。

## 5. 日本厚生協会の活動のねらい

厚生省の外郭団体として設立された日本厚生協会はその立場上、活動内容を厚生省の思惑に大きく左右されることとなった。

日本厚生協会の活動の中で最も中心的な取り組みである日本厚生大会の実施種目から見ても、第一回では大会の結果を重視せず、組織の親睦を図るという趣旨のもと市民厚生相撲大会など当時の人気種目に限定して開催した。また、精神作興大会との抱き合わせ開催という形をとり、設備面や審判などの運営面の簡素化や体力向上の面を強調させることを図ったことが特徴として挙げられる。

第二回大会は第一回に比べ種目数を増やし、前回よりも競技性の高い種目が行われた。またこの大会の特徴的な取り組みとして各区の運動会を開催したことも特徴として挙げることができる。

第一回、第二回大会のみの開催事項があることから、創設期ということもあり厚生運動に関する取り組みに試行錯誤があったことが考えられる。

第三回大会である興亜厚生大会では大会の規模を国内大会ではなく、国際大会として格上げをして開催し、当時の同盟国であったドイツ・イタリアを外賓として招いた。しかし、実際の参加者を見るとアジア諸国と同盟国に限られていることか

ら本当の意味での国際大会とは言い難い形での開催となっている。実施種目に関しては体操を中心にそれまでの大会で問題点として挙がっていた体育への特化という問題を解消するため舞踊や合唱なども取り入れられている。

第四回大会である東亜厚生大会は第二次世界大戦に入り、戦況も悪化したため、ドイツやイタリアなどの同盟国を招くことはできなかったが、外的に国力を発信するために東アジアの国を集める形で前回と同様に限定的な形で開催された。実施種目については第二次世界大戦に入っていたことから伺われるように戦況の激化を意識した奉仕團訓練や鐵道作業訓練など軍事的色彩の強い種目が行われた。

以上のことから日本厚生協会の活動の狙いは、設立趣意書中の「心身ヲ錬磨シ」の記述にあるように厚生運動を通して国民の体力を向上させ、その結果、戦争において重要な人的資源の供給に寄与することを目的として行われていた。このことは各大会に一貫して団体で行う競技を中心としていることから分かる。しかし、戦況の悪化など社会情勢が目まぐるしく変わる中で厚生運動も影響を受けた。それゆえ開催形式や名称が定まらず、実施種目も大会ごとに変わるといった形で実施されていたことから、実際に厚生運動がその活動を通して心身を錬磨することに寄与できていたとは考えにくい。

## 6. まとめ

厚生省設立は結核患者数の増加傾向により、壮丁体位の低下が問題視されたことが直接の要因である。そしてその動きの中で国民の健康や衛生を担当する新省の設立が提案された。これに軍部(特に陸軍)の動きが大きく関係していたことで軍部と厚生運動は深い関係性をもつこととなった。

厚生省設立の3ヶ月後に設立した日本厚生協会は、国民の体位・徳性の向上という目的のために余暇の利用を進んで指導すること、その中で健全なる余暇の善用に指導をもって国民の福祉の増進することを活動内容として設立された。

その代表的な活動として日本厚生協会は日本厚生大会を開催し、厚生運動の主たる目的である国民体位(国民の体力)を向上させるための啓蒙活

動に従事した。各厚生大会においては関係者を集め、盛大に開催はしているが、関係者に限った活動に留まっていることから啓蒙や体位向上という本来の目的に寄与していたとは言い難い。

また、日本厚生協会の会員が個人会員でなく団体会員という形での登録及び参加であったことから日本厚生協会が末端のところまで啓蒙ができていたかといったことを実際に把握していたとは考えにくい。

これらのことから厚生運動が本当の意味で一般大衆への啓蒙につながったかどうかは一定の疑問を投げかけざるを得ない。

よってこの時代の厚生運動のねらいは、当時政治的に影響力を持っていた軍部（特に陸軍）を中心に戦争という非常時の中で最も重要である人的資源の確保及び質の向上を大義名分とし、それに貢献し外国への国力の発信に寄与しうる有効な手段”として厚生運動を利用することであったと考えることができる。しかし、活動自体が形式的なものに終始してしまったため、本当の意味での目標達成には至らなかったと考えられる。

#### 引用文献

- (1) 厚生省五十年史編集委員会：厚生省 50 年史（記述編）、大日本印刷株式会社、1988
- (2) 中村祐司：戦時下の『国民体育』行政－厚生省体力局による体育行政施作を中心に－、

早稲田大学人間科学研究 5 (1)：123-124、1992

- (3) 高岡裕之編：資料集 総力戦と文化 第 2 卷、大月書店：11、2001
- (4) 日本レクリエーション協会：日本レクリエーション協会二十年史、遊戯社：17、1966
- (5) 日本レクリエーション協会：日本レクリエーション協会三十年史、遊戯社：24
- (6) 高岡裕之：資料集 総力戦と文化 第 2 卷、大月書店：3、2001
- (7) 都筑真他：戦時下における日本の厚生運動－厚生大会（1938－1940）を中心として－、筑波大学体育科学系紀要：32、2010
- (8) 磯村英一：厚生運動概説、常磐書房：59、1939
- (9) 名古屋市：第二回日本厚生大会会誌、名古屋市：1、1940
- (10) 藤野豊：厚生省の誕生、かもがわ出版：96、2003
- (11) 興亜厚生大会事務局：紀元二千六百年興亜厚生大会誌、興亜厚生大会事務局：8-9、1941
- (12) 東亜厚生事務局：東亜厚生大会記録誌：P11、1942

（受付：2012 年 12 月 6 日）  
（受理：2013 年 1 月 30 日）

<研究資料>

アメリカにおけるセラピューティックレクリエーション  
研究の発展史に関する研究  
—歴史の発祥期から中世まで—

堀田 哲一郎<sup>1</sup>

A study on the history of the development of therapeutic recreation  
research in the USA -Concerning on from the dawn of  
human history to the middle ages-

Tetsuichiro Horita<sup>1</sup>

Abstract

To clarify the history of the development of therapeutic recreation research in the USA, this paper is limited to a study beginning between the dawn of human history and the Middle Age. It is based on a book by Carter, et.al. (2003) and 4 earlier books (Frye, et. al., 1972; Kraus, 1973; Avedon, 1974, O'Morrow, 1976). From an examination of these books, it was found that 4 earlier books contained contents in which Carter's lacked. It is therefore important to arrive at information that is undisputable and universally agreed upon in order to make clear the history of the development of therapeutic recreation research in America.

1. 問題設定

セラピューティックレクリエーションについて取り上げた論文をCiNiiで検索したところ、実践に関わる研究がほとんどであり、そのなかで唯一、茅野(1987)<sup>1)</sup>のみが、その時点でのセラピューティックレクリエーションに関する研究動向を整理したものであった。ただしそこでは、定義に関する典拠として、アメリカ文献のアベドン(1974)<sup>2)</sup>、オモロウ(1976)<sup>3)</sup>、クラウス(1978)<sup>4)</sup>、ケリーら(不詳)<sup>5)</sup>を取り上げており、日本レクリエーション学会内での論文では、「史学的領域はなかった」と結論づけている。また、訳本として、いずれも今井毅の手になるホーン(1976)<sup>6)</sup>及びオモロウ(1976)<sup>7)</sup>を挙げている。

アメリカにおける近年のセラピューティックレクリエーションに関する概説書には、カーター他

(2003)<sup>8)</sup>、ディーザー(2008)<sup>9)</sup>、ケンシンガー(2009)<sup>10)</sup>の3点において歴史に関する叙述を見出すことができた。そのうちカーター他(2003)の叙述が最も詳細な内容を取り上げていることがわかった。

ディーザー(2008)は、歴史の叙述を1700年代から始め、セラピューティックレクリエーションの歴史を学ぶ意義として、次のように述べている。セラピューティックレクリエーション指導者が、50年以上の間、療法及び余暇という二つの極端な志向性に分極化し、原理上の闘争を行ってきたことで、専門的立場を損なってきたため、その誤りを繰り返すことを防止し、成功に学び、今日の専門職の自己認識を培うことに有用であると<sup>11)</sup>。

ケンシンガー(2009)は、専門職の起源として、古代文明において存在していた原則及び考えに関

連した様々な専門分野（例：教育、哲学、売春、医学、看護、ソーシャルワーク、レクリエーション）に遡ることができる」と述べている。彼女はまた、エリオット・アベドンの1974年の教科書に依拠して、19世紀半ばにフィリップ・ピネル及びW・A・F・ブ라운が、治療におけるレクリエーションの価値を認識したこと、またそれと同時期にフローレンス・ナイチンゲールも、看護におけるレクリエーションの目的的活用を導入したことをその始まりとして挙げている<sup>12)</sup>。

この2人のように、セラピューティックレクリエーションの歴史の始まりを19世紀半ばか、あるいは18世紀初めというごく新しい時期に求めるだけでは、レクリエーションが療法的に活用されてきた歴史的淵源の古さを認識するには不十分であり、また今日のセラピューティックレクリエーション専門職が様々な療法を司る立場にあることの背景の理解には到らないであろう。

カーター他(2003)は、1970年代初めのアメリカにおけるセラピューティックレクリエーション研究の草創期に作成された教科書として、5点の著書(フライ他, 1972<sup>13)</sup>; クラウス, 1973<sup>14)</sup>; アベドン, 1974<sup>2)</sup>; オモロウ, 1976<sup>15)</sup>; ガン他, 1978<sup>16)</sup>)を挙げている<sup>17)</sup>。これらのうち、ガン他(1978)には、全く歴史的叙述がないので検討対象から除外し、それぞれとカーター他(2003)自体における歴史的発展経過の叙述を比較検討してみたい。今井によって翻訳されたオモロウの著作は、4点のなかで最も遅い時期に書かれたもので、先行する3点の叙述を踏まえた内容であり、大筋の歴史を効率的に理解するには適切なものであるとみなしうる。けれども、場合によっては、オモロウが叙述していない内容にも、興味深い叙述が表れている場合があり、先行するそれらの3点の著者の業績に対しても再評価される価値があると考えられる。また、そのうちケンシンガーが大きく評価しているアベドンの著作についても、それだけですべての歴史を網羅しているわけではないことを立証できると考える。よって、本稿においては、検討対象文献をこれらの5点に限定するとともに、検討する時期を、ディーザー(2008)及びケンシンガー(2009)が取り上げていない歴史の発祥期から中世までとする。

なお、本稿において取り扱う「セラピューティックレクリエーション」とは、療法的効用のあるレクリエーションの性質や活動内容を指しており、それらの歴史を紐解くことで、内実を明らかにしていくことになる。

## 2. 歴史の発祥期におけるセラピューティックレクリエーションの原初形態についての叙述

フライ他(1972)では、特に紀元前2000年頃の古代エジプトの寺院で、憂鬱の軽減を求める「高貴な生まれの人々」に対して「愛らしい夢見心地の庭園と、寺院の少女によって上演された歌及びダンスのような要素の環境及び雰囲気の療法的可能性が、その時代の何人かの宗教的指導者によって十分に認識され、憂鬱な気分の効果的な解消方法として提供されていた」ことを例示しながら、「司祭の何人かは、現代の環境療法の概念に精通していたと言えよう」と述べられている<sup>18)</sup>。このように、レクリエーションが歴史の発祥期から宗教とも結びつき、健康回復や癒しの作用を果たしてきたことが明らかにされている。

クラウス(1973)では、フライ他(1972)と同様に、紀元前2000年頃のエジプトで設立された寺院において、精神病治療のためのゲームその他の娯楽が提供された様についての描写とともに、レクリエーションが歴史の発祥期から宗教とも結びつき、健康回復や癒しの作用を果たしてきたという認識において共通している。その一方で、フライ他(1972)で言及されなかった歴史的事実の例示として、次のようなことが挙げられる。クルセンの明らかにした、紀元前7000年頃の旧石器時代にも遡る、自然に発見された日光療法、水治療法、マッサージ等の療法の起源、そしてアベドンの明らかにした、紀元前3000年頃の古代中国における「呼吸、座位、膝立ち、横臥、立位で組み合わせられた自由な運動」や、「供え物をなし、銅鑼を鳴らし、爆竹を射つことによって、悪霊を驚かすような魔術の実践」を含むような「医療道場及びマッサージの様々な様式」が活用されたり、外科医が手術の傍ら、卓上ゲームで重傷者の気を紛らせていたこと、紀元前2世紀のインドのカシミール地方のチャラカという内科医が、患者に気

晴らしさせ、回復を促進するために玩具及びゲームの活用を提唱していたこと等、アジアの国々における古代文明での医療の発展において果たしてきた役割を取り上げる他、病気が悪霊の仕業とみなされていた原始社会において、「薬師や魔女医師が、病気の犠牲を治癒するために意図された詳細な儀式を実行し、この癒しの過程において、しばしば、芸術、ダンス、聖歌が活用された」として、「南西部アメリカインディアン」部族の風習が挙げられている<sup>19)</sup>。

アベドン(1974)では、古代エジプトにおける寺院の描写に関しては、先行する2点の著書と同様の引用がみられ、健康回復や癒しの作用と宗教との関係の深さが窺われる一方で、「古代エジプトの屋根板に割り込まれたゲーム盤」という人造遺物に着目するという考古学的な視点が独特である。中国及びインドに関する叙述は、クラウス(1973)が紹介した内容をさらに詳しく描写し、インドがチェス、双六、バックガモン、賽子の発祥地でもあることにも触れている。さらに、メソポタミア地域についても取り上げている<sup>20)</sup>。

オモロウ(1976)では、「より初期における療法的動因としてのそれら〔セラピューティックレクリエーション(筆者註)〕の歴史的素描へのバージニア・フライ及びエリオット・M・アベドンに、われわれは恩義がある」と述べ、それらの研究者の業績を踏まえていることを明確にしつつ、先行する3点の著書と同様、精神保健治療のために建立された寺院の情景について初期のエジプトの書物の叙述内容が同様に提示されている。ところが、先行する3点の著書とオモロウとの取り上げ方の大きく異なるところは、ただ単にその時代における療法的効用の例とするだけでなく、それらが生み出されるような超自然的な力にすぎなかった時代的背景について科学的な解説を加え、セラピューティックレクリエーションの対象者である障害者の生存が脅かされていた過酷さとともに、保護的視点の萌芽にも目を向けていることには、大いに評価されるべきであろう。クラウス(1973)が自然に発見された療法として挙げていた日光、水、マッサージだけでなく、物理療法の材料も蒸気、砂、その他と多様で、鉱泉や温泉の活用もまた独特である<sup>21)</sup>。

けれども、古代文明の取り上げる地域を、エジプト及びメソポタミアに限定しており、中国やインドを取り上げていない点が惜しまれる。

カーター他(2003)では、「療法的活動は、文明化の始まり以来、病気や障害のある人々にケアするために活用されてきた。考古学者及び歴史学者による研究は、初期の文化が温泉、マッサージや、アヘン、ハッシッシ、サルサパリラ、アカシア、その他様々の病気の治療における多くの薬品のような投薬を活用したことを明らかにしている」という叙述のみであり、その原初形態を宗教との結びつきよりも、自然に発見された療法に限定している<sup>22)</sup>。あえて言えば、唯物論的な姿勢ではある。

### 3. 古代ギリシャ・ローマ帝政期におけるセラピューティックレクリエーションの形態についての叙述

フライ他(1972)は、この時期について次のように述べている。古代ギリシャ・ローマにおいて癒しの神とされたアスクレーピオス(Asclepius)またはアイスクラーピウス(Aesculapius)は、音楽の神アポロまたはアポロンの息子である。その寺院が温泉も含み、最も有名なものでは、医療と、体育館、図書館、1万2千の観衆への競技場、1万6千の収容座席のある劇場を備えたレクリエーションセンターの機能も担っていた。そのことは、ヒポクラテスによる科学性の志向にもかかわらず、歴史の発祥期における宗教とレクリエーションとの結びつきを受け継いだものである。ユダヤ教とキリスト教の聖書の年代記でのサウル王の楽しい癒しの動因として、音楽の概念への初期の証拠が提供されている。また、2世紀のギリシャの解剖学教師及びローマの剣闘士への内科医であったガレンの功績や、陸軍と結びついた医療サービスや病院の整備をすすめたこと、キリスト教の興りが、貧者及び病者のケアへの人道主義的理想をもたらしたことを挙げている<sup>23)</sup>。

クラウス(1973)において、フライ他(1972)と異なるところは、寺院の立地条件としての眺望の良さについて述べ、ガレンの行った療法的運動の内容を、軽い打ち合い、強打、ボール遊び、穴掘り、潜り、重量挙げ、縄登りと具体的に挙げ、カラカラ浴場については「最も壮大な様式におい

て何千もの人々に便宜を図った」ものであり、「大きな出費であった」と述べていることである<sup>24)</sup>。全体的には、フライ他(1972)の域を超えるものではない。

アベドン(1974)では、フライ他(1972)にみられなかった挿話として、ギリシャの内科医メランパスがプロテウスの娘を走るゲームによって治療したこと、数学者のピタゴラスが精神障害の治療に体操及びダンスにつなげた音楽の活用を力説したこと、ローマにおいて実践していたギリシャの内科医ピテュニアのアイスクレピアデスが精神病患者を人道的に治療するために日光の下で穏やかな運動と音楽及び歌を提供したこと、ローマの内科医ソラスが座骨神経痛への治療として音楽の効果を賞揚したこと等、見受けられる<sup>25)</sup>が、大筋の趣旨は共通している。

オモロウ(1976)では、ローマのケア制度をギリシャのそれと比較して、「非常に原始的で非科学的」と指摘し、「ギリシャから引き継いだ医学的知識を活用することに疑い深く、気が進まなかった」という評価には興味深い。アイスクラビウスの寺院の劇場の収容人数がフライ他(1972)と異なり、2万人となっている。キリスト教の考えについて、各々の人間の命の尊厳に重点を置いたものであり、レクリエーション運動の始まり以来現れた概念であり、「社会的組織としてのキリスト教会は、しばしばこれらの教えをきちんと果たすことに失敗した」ものの、「西洋民主主義社会の心臓部」になったと評価をしている<sup>26)</sup>。

カーター他(2003)では、ギリシャ及びローマに共通する癒しの神への信仰がギリシャのみ一方しか叙述されず、宗教的影響のあるギリシャにも科学的合理性がみられ、科学性をローマが発展させたという構図となっている。キリスト教会の評価も、オモロウ(1976)における評価とは一部異なり、「人生の価値と、科学的知識の適用によって、それを保持することの望ましさを主張し、これらの努力は、保健サービスを提供するために構想された社会的組織の最も初期の形成を代表している」と述べている<sup>27)</sup>。

#### 4. 中世におけるセラピューティックレクリエーションの形態についての叙述

フライ他(1972)には、この時期についての叙述がみられない。

クラウス(1972)では、中世及びルネサンスの時期の間、様々な障害者、特に精神病患者は、動物のように扱われ、鎖につながれ、手枷をされ、神の怒りを追い出すために打たれ、拷問を受け、または怒りを鎮めるために回転ベッドや旋回する檻のような器具にかけられることになったが、例外的にシエナの聖カタリーナ及びプリュージュにおける聖ヨハネ病院のような2、3の病院において、美しいフレスコ画や絵画が、気晴らしを提供し、ケアを受けている疫病者やハンセン病患者の意欲を改善するために展示されていたことが述べられている<sup>28)</sup>。

アベドン(1974)では、ベルシャの内科医の書いた本において、音楽の療法的活用や高齢者のケアが考察されたこと、1284年に完成したカイロのマンスール病院が噴水によって涼しくされ、司書のいる図書館があり、軽音楽が睡眠不足を寝つかせるために演奏されていたというような、イスラム世界の医療におけるレクリエーションの活用が挙げられている<sup>29)</sup>。

オモロウ(1976)では、中世ヨーロッパにおいては、教会が絶大な権力を握り、内科医療は、「身体的な治療、魔術、儀式の奇妙な混成」となったこと、カイロのマンスール病院に代表されるイスラム世界における医療の発展が、十字軍を通してヨーロッパに拡大されたこと、17世紀に床屋に由来する外科医を聖職であった内科医と同等に高めたアンブロアーズ・パレが回復期も患者にゲーム、音楽、読書で退屈を軽減しようと気配りしたこと、肢体不自由者及び知的障害者が宮廷の道化として「保護」され、生計を立てる者も出てきたことが挙げられている<sup>30)</sup>。

カーター他(2003)では、知的障害者が宮廷の道化になっただけでなく、独房に鎖でつながれた「狂人」も公衆の娯楽として活用されたこと、アンブロアーズ・パレの業績、教会の保健ケアの原理による患者への健康教育の提供が今日のセラピューティックレクリエーションにつながっていることが述べられている<sup>31)</sup>。

## 5. まとめ

以上、アメリカにおいてセラピューティックレクリエーション研究の草創期に作成された教科書のうちの4点の著書それぞれと、それらの著書を紹介しているカーター他(2003)自体における歴史的發展経過の叙述を、歴史の発祥期、古代ギリシャ・ローマ帝政期、中世の3つの時期に限定して比較検討してみると、そのうち最も遅く書かれたオモロウ(1976)も、先行する3点の著書の叙述内容をすべて包摂しているだけでなく、歴史的評価として不十分である部分があるため、互いに補いつつ、セラピューティックレクリエーション研究の発展史を明らかにしていく意義は大きい。本稿では、検討対象文献を限定したため、時期も歴史の発祥期から中世までに限定された。今後は、本稿で検討対象として除外したディーザー(2008)やケンシンガー(2009)、その他の文献も合わせて、現代に直結するセラピューティックレクリエーションの「誕生期」以降の様子について明らかにしていきたい。

<本稿は2010-2011年度の津曲学園鹿児島国際大学学外研修長期国外留学の成果の一部である>

## 註及び引用文献

- 1) 茅野宏明：セラピューティックレクリエーションに関する研究の傾向と今後の課題－日本レクリエーション学会における論文発表を中心に－、武庫川女子大学紀要 文学部編、第35集、183-189、1987
- 2) Avedon, E.M.: *Therapeutic Recreation Service: an applied behavioral science approach*, Prentice-Hall Inc., 1974. 所属：オンタリオのウォータールー大学
- 3) O'Morrow, G.S.: *Therapeutic Recreation: a helping profession (2nd ed.)*, Prentice-Hall, 1976
- 4) Kraus, R.: *Therapeutic Recreation Service: principles and practices (2nd ed.)*, W.B.Saunders Company, 1978
- 5) Kelley, J.D., Robb, G.M., Park, W., Halberb, K.J., and Edwards, N.J.: *Therapeutic Recreation Education: guidelines for a competency - based entry-level curriculum*, NRPA
- 6) ホーン・P.: レクリエーション：その医学的見解 (今井毅訳)、美巧社、1976
- 7) オモロウ・G・S.: セラピューティック・レクリエーション入門(今井毅訳)、不昧堂出版、1981
- 8) Carter, M.J., et.al.: *Therapeutic Recreation: a practical approach (3rd. ed.)*, Waveland Press Inc., 2003
- 9) Dieser, R.: History of Therapeutic Recreation, (In: Robertson, T., et.al. eds., *Foundations of Therapeutic Recreation. Human Kinetics*), pp.13-30, 2008. 所属：北アイオワ大学
- 10) Kensingler, K.: TR Past, Present, and Future: a historical analysis of issues in therapeutic recreation, (In: Stumbo, N.J. ed., *Professional Issues on Therapeutic Recreation: on competence and outcomes*. Sagamore Publishing), 19-29, 2009. 所属：グランドバレー州立大学
- 11) Dieser, *op.cit.*, p.14, 2008
- 12) Kensingler, *op.cit.*, 19-20, 2009
- 13) Frye, V., et.al.: *Therapeutic Recreation: its theory, philosophy, and practice*. Stackpole Books, 1972
- 14) Kraus, R.: *Therapeutic Recreation Service: principles and practices*. W.B.Saunders Company, 1973. 所属：ニューヨーク市立大学
- 15) O'Morrow, G.S.: *Therapeutic Recreation: a helping profession*. Reston Publishing Company Inc., A Prentice-Hall Company, 1976. 所属：インディアナ州立大学
- 16) Gunn, S.L., et.al.: *Therapeutic Recreation Program Design: principles and procedures*. Prentice-Hall Inc., 1978
- 17) Carter, et.al., *op.cit.*, p.51
- 18) Frye, et al., *op.cit.*, pp.16-17
- 19) Kraus, *op.cit.*, p.9
- 20) Avedon, *op.cit.*, pp.4-8
- 21) O'Morrow, *op.cit.*, pp.81-85
- 22) Carter, *op.cit.*, p.30
- 23) Frye, *op.cit.*, pp.17-18
- 24) Kraus, *op.cit.*, p.10
- 25) Avedon, *op.cit.*, pp.5-6
- 26) O'Morrow, *op.cit.*, pp.85-87

27) Carter, *op.cit.*, pp.30-31

28) Kraus, *op.cit.*, p.10

29) Avedon, *op.cit.*, pp.8-9

30) O'Morrow, *op.cit.*, pp.87-89

31) Carter, *op.cit.*, pp.31-32

( 受付：2012年2月22日 )  
( 受理：2013年1月30日 )

<日本レジャー・レクリエーション学会第42回学会大会

基調講演 於：上智大学>

## 春川世界レジャー会議 2010 の成果と レジャー・レクリエーションの価値・機能

金 俊 希<sup>1</sup>

### Review of 2010 World Leisure Congress ChunCheon, Korea and value and function of leisure and recreation

Kim, Jun-hi<sup>1</sup>

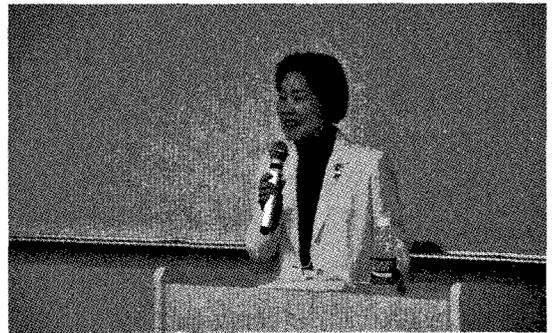
世界レジャー会議は、“レジャー活動を通じた人類の豊かな生活の追求”をすることを目的に創設された世界レジャー機構(WLO)によって2年に1回大陸別に循環開催されているレジャー分野の最高の権威をもつ学術会議である。1988年カナダのレイクルイーズの第1回目の会議以来、2012年イタリアのリミニ(Rimini:9月30日~10月3日)まで、12回目の会議がつづけられている。

こうした、20年余りの歴史の中で、2010年度に韓国の春川(ChunCheon)で開かれた11回目の会議は記念すべき大会であった。この大会では、従来世界レジャー会議のみが行われたものに対して、「ワールドレジャーゲームズ」という競技大会を共に開催した初の大会であった。

#### 1. 第11回 春川世界レジャー会議

第11回目の世界レジャー会議は、韓国の江原道に位置する春川市(ChunCheon)で2010年8月28日から9月2日までの6日間行われた。開催地の春川市は首都圏から1時間ほどに位置し、山、川、湖水など恵まれた自然条件を備えている観光地である。日本ではドラマ“冬のソナタ”の撮影地として知られている。

春川市は2004年、世界レジャー会議を開催す



金俊希 名誉会長

る意向を表明した。そしてこの大会を通して韓国レジャー市場の拡大と春川を世界的なレジャー都市に発展させることを目指して誘致活動を始めた。当時春川のほか、スウェーデンのマルメ(Malmo)とイタリアのリミニ(Rimini)も大会の誘致を宣言した。しかし、世界レジャー機構(WLO)は、レジャーの理解者をアジア圏にも拡大したいことと、レジャーの認知向上を目指す上で、韓国の春川を開催地として選んだ。

春川世界レジャー会議は、「余暇とアイデンティティ(Leisure and Identity)」をメインテーマに開催された。そして、「余暇と文化アイデンティティ」、「余暇と国家アイデンティティ」、「余暇と世界・地域アイデンティティ」という小テーマを

1 韓国レジャー・レクリエーション学会名誉会長、龍仁大学教授  
Honorary President of Korea Society of Leisure and Recreation, Professor of Yong In University

もって学術大会が進行された。

大会には40カ国からのレジャー関連研究者、政府関係者、企業人、学生など約3,150名が参加した。8月28日から受付を開始するとともに前夜祭を行い、29日に開幕式や基調講演を開催した。引き続き9月2日まで、多様なセッションやワークショップ、シンポジウムなどが行われた。この会議では750編という多くの論文が発表され、世界レジャー会議史上最大の学術大会となった。

## 2. 第1回 春川ワールドレジャーゲームズ

第11回春川世界レジャー会議の一番大きな特徴は、並行して「第1回春川ワールドレジャーゲームズ」(1st World Leisure Games ChunCheon 2010)が初めて開催されたことであった。これは春川市の提案によって世界レジャー機構と共催した競技大会である。世界67カ国から14,927名が参加し、「体験による生活の向上」をテーマに2010年8月28日から9月5日までの9日間開催された。

春川市はこの競技大会を通じて、春川市の国際的なレジャー都市としての位置づけを高めるのは勿論、春川市民の暮らしの質の向上や国内レジャーに対する底辺認識の拡大、レジャー産業の基盤構築やレジャー施設の拡充、レジャースポーツの活性化など、韓国のレジャー全般における発展のきっかけになることが期待された。

この競技大会の競技施設は、春川市の川や山などの自然環境を最大に活かして設計され、ボート競技やパラグライダー競技などに利用された。また、既存のソナム・スポーツタウンを利用することで、施設建築にかかる経済的な負担を緩和し

た。

競技種目の選定においても、春川の地域的特長を活かすことにした。種目は大きく分けて国際大会種目9種目、国内大会種目6種目とし、計15種目を選出した。別の観点から分類すると、空中種目3種目、陸上種目9種目、水上種目3種目となる。

今回の競技大会は、世界初のレジャー競技大会として多くの国からの選手が参加し、競い合う国際大会となった。世界のトップレベルの選手らが参加したのは勿論、特にタンススポーツやスポーツクライミング、水上スキーやウエークボードは韓国国内で初めて行われるワールドカップ規模の国際大会だったため、大変意義深いものであった。この競技大会の誘致が成功したことにより、レジャーに対する人々の関心が向上し、それをもとに国内レジャー市場が拡大し、関連産業が発展する契機を作ることとなった。

## 3. 2010 春川世界レジャー展示会

第11回春川世界レジャー会議のもう一つの大きな特徴は、レジャー展示会を行ったことである。国内95の機関と企業、300余の広告ブースが設置され、連日10,000人という多くの観光客が訪れた。この展示会では、レジャー用品の紹介やレジャースポーツの変遷などの企画展示も行われたが、もっとも注目されたのは見る展示に留まらず、体験できる展示会だったことである。ただ見て終わるのではなく、実際に身を持って体験できる多様なプログラムを設け、子供から大人まで楽しめる展示会をつくり上げた。また、音楽やダンスなどのさまざまな文化公演を通した楽しを提供し

「第1回春川ワールドレジャーゲームズ種目一覧」

空中種目	陸上種目	水上種目
1. 模型航空機 2. パラグライディング 3. 動力パラグライディング	1. インライン・マラソン 2. インライン・スラローム 3. インライン・トラックロード 4. B3 (ローラブレード、スケートボード、BMX) 5. タンススポーツ 6. スポーツクライミング 7. ビリヤード 8. 足球 9. ビーボーイ	1. スポーツフィッシング 2. 水上スキー 3. ウェークボード

たことも、多くの観光客が会場に足を運ぶ原因となった。

本大会は、レジャー学からレクリエーション、公園、観光、保健、心理学、ホテル経営学などレジャーと関連するすべての分野の学問領域を扱う国際的な学術行事として、今後のレジャー学の流れを伺えることで国内外の関心が集まった大会であった。さらに初めて行われたワールドレジャ

ーゲームズは、理論的レジャーと実践のレジャーが創り上げたレジャーの新しいジャンルとしてその価値が認められる行事であった。そして、今大会のもっとも重要な意義は、レジャーを皆が楽しめる文化であることを一般の人々に知らせたことと、レジャーを実際の生活の中で生かそうとする人々の認識の変化にあったと言えよう。



<日本レジャー・レクリエーション学会第42回学会大会

シンポジウム 於：上智大学>

スポーツ基本法とレクリエーション

～2013年東京国体準備・2020年東京オリンピック・パラリンピック招致の中で～

森川貞夫<sup>1</sup> 中平公士<sup>2</sup> 杉山 茂<sup>3</sup> 澤内 隆<sup>4</sup>

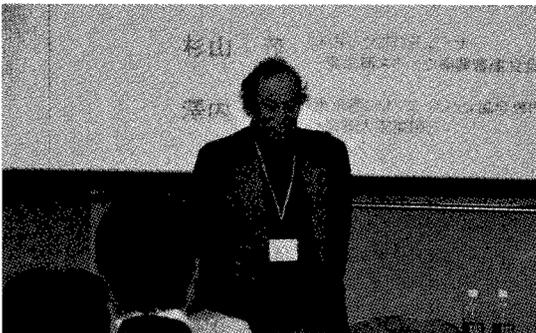
“The Basic Act on Sport” and recreation

—Toward the bids for Tokyo Olympic and Paralympic Games 2020

and the Sports Festival in Tokyo 2013—

Sadao MORIKAWA<sup>1</sup>, Kouji NAKAHIRA<sup>2</sup>, Shigeru SUGIYAMA<sup>3</sup> and Takashi SAWAUCHI<sup>4</sup>

1. コーディネーター報告（まとめに代えて）  
森川貞夫（市民スポーツ&文化研究所）



森川貞夫氏

周知のように一昨年制定されたスポーツ基本法第24条は「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる



シンポジウム全景

行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定し、旧スポーツ振興法第10条「心身の健全な発達のために行われる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励」に比べるとかなり突っ込んだ内容、加えて施設整備だけではなく「住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」という文言にあるように「スポーツ・レクリエーション活動」の社会性を期待する内容となっています。同時に基本法

1 市民スポーツ&文化研究所 Civic Sports and Culture Research Institute  
2 文部科学省 The Ministry of Education, Culture, Sports, Science & Technology in Japan  
3 東京都スポーツ振興審議会 Council of Sports Promotion, Tokyo Metropolitan Government  
4 東京都レクリエーション協会 Tokyo Recreation Association

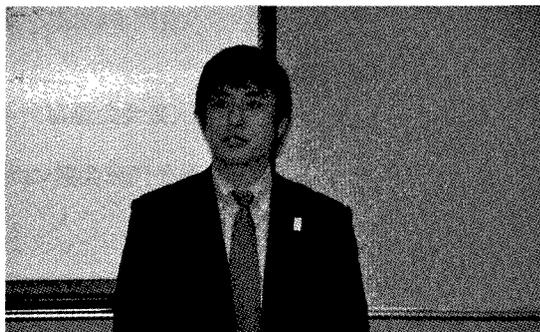
は国や地方公共団体だけではなく学会やレジャー・レクリエーション関係団体の「連携・協働」(第7条)により、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠な」「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む」権利の実現のために貢献することを求めています。

今回のシンポジウムでは先ず文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ指導専門官中平公士氏からスポーツ基本法とスポーツ基本計画の説明があり、続いて東京都スポーツ振興審議会会長杉山茂氏、東京都レクリエーション協会専門委員澤内隆氏から「報告」を受けました。

フロアからはレクリエーションやスポーツの概念についてより突っ込んだ回答を求める質問もありましたが、簡単にまとめると、一つは杉山氏も強調されたことですが、これまで教育あるいは体育的に捉えられていたスポーツを「プレイ(遊び)」としてとらえなおすこと、二つにはトップスポーツあるいはエリートスポーツだけではなく、多様なスポーツのあり様、文化もふくめた多面的な結びつきなど、言い換えればもう少し「やわらかいスポーツ」をイメージすることの重要性が強調されたように感じました。

そのことを澤内氏は最後の「まとめ」で「かきくけこ」(かたい、きびしい、くるしい、けわしい、こわい)から「あいうえお」(あかるい、いいかげん、うれしい、えがお、おもしろい)へと表現されたと思います。本来の「シンポジウムのねらい」から言えばそれぞれの演者が置かれている立場から今年開催される東京国体準備と2020年東京オリンピック招致の中でどのようなことが期待され、またどのように実現しようとしているかを論じ合えればと考えていたのですが、時間の関係もありこの点はまったく司会役として忸怩たる思いがあり悔やまれます。しかしフロアからの積極的な質問や発言もあり、それなりの時間を過ごせたのは幸いでした。

2. 「我が国のスポーツ政策の動向」～スポーツ基本法、スポーツ基本計画を踏まえて～  
中平公士(文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課 スポーツ指導専門官)



中平公士氏

平成24年11月17日  
日本レジャー・レクリエーション学会シンポジウム

**「我が国のスポーツ政策の動向」**  
～スポーツ基本法、スポーツ基本計画を踏まえて～

文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ振興課  
スポーツ指導専門官  
中平 公士

文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS  
AND SCIENCE  
SPORTS GUIDANCE SPECIALIST

## Table of Contents

1. スポーツ基本法について
2. スポーツ基本計画について
3. その他

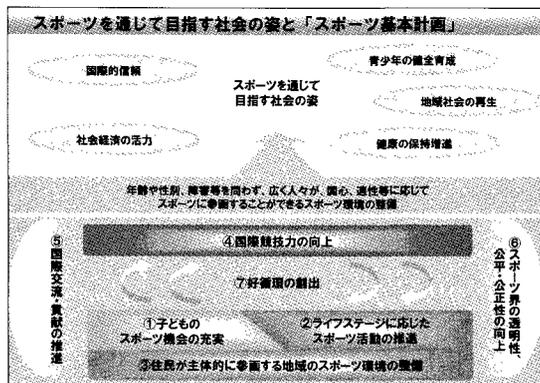
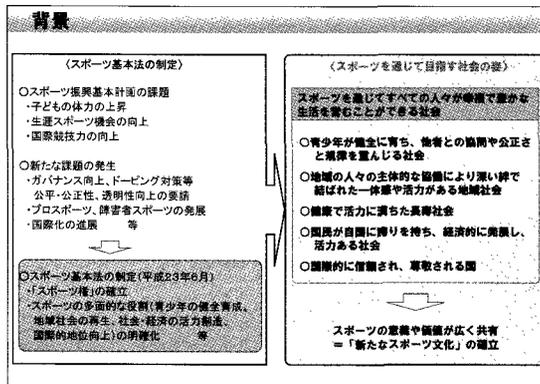
## 1 スポーツ基本法について



## 2 スポーツ基本計画について

**スポーツ基本計画とは**

- スポーツ基本法第9条に基づき、スポーツに関する施策の総合的な推進を図るため文部科学大臣が策定するスポーツに関する基本的な計画。
- 平成23年9月22日に開催された中央教育審議会（中教審）において、文部科学大臣から「スポーツ基本計画の策定について」諮問を受け、「スポーツ基本計画」について審議・検討を開始。
- 平成24年3月の答申を受け、文部科学省として、関係省庁と調整の上、「スポーツ基本計画」を策定し、平成24年4月から実施。
- 今後10年程度を見通した今後5年間の計画。



**構成**

**第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題**

1. 背景と展望
2. スポーツ基本計画の策定

**第2章 今後10年を見通したスポーツ推進の基本方針**

**第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策**

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
4. 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

**第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項**

**第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題**

**1. 背景と展望**

スポーツ基本法に規定されているスポーツの役割の重要性に鑑み、スポーツを通じてすべての人々が豊かで豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指していくことが必要。

その目指すべき具体的な社会の姿として、以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、潤い輝きで結びれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

**2. スポーツ基本計画の策定**

- 10年程度を見通した計画。概ね5年間の施策の体系化。
- 地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たす役割に留意して策定。

**第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針**

**【基本的な政策課題】**  
年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること

**【課題ごとの基本方針】**

- ① 子どものスポーツ機会を充実する
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する
- ④ 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備を行う
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流を推進する
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性を向上させる
- ⑦ スポーツ界の好循環を創出する

**第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（1）**  
学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

**【政策目標】**  
子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境を整備を図る。そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す。今後5年間、体力の向上傾向が維持され、児童女ものとなることを目標とする。

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進  
(2) 学校の体育に関する活動の充実  
(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

**第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（2）**  
 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等  
 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

**【政策目標】**  
 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつでも安全にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。そうした取組を通じて、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施率（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

**（1）ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進**  
**（2）スポーツにおける安全の確保**



**第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（6）**  
 ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

**【政策目標】**  
 スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための取組を推進するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための産業環境の整備・定着を図る。

**（1）ドーピング防止活動の推進**  
**（2）スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進**  
**（3）スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進**

**第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（3）**  
 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

**【政策目標】**  
 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ推進室・スポーツ施設の充実等を図る。

**（1）コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進**  
**（2）地域のスポーツ指導者等の充実**  
**（3）地域スポーツ施設の充実**  
**（4）地域スポーツと企業・大学等との連携**



**第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（7）**  
 スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

**【政策目標】**  
 トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

**（1）トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進**  
**（2）地域スポーツと企業・大学等との連携**



**第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（4）**  
 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

**【政策目標】**  
 国際競技力の向上を図るため、スポーツを人間的調和のとれた発達に役立てるといふオリンピックの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、最近の大会（夏季大会17位（2008/北京）、冬季大会8位（2010/バンクーバー））以上をそれぞれ目標とする。

**（1）ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化**  
**（2）スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成**  
**（3）トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築**

**第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項**

**（1）国民の理解と参加の推進**  
 →スポーツの幅広い国民への普及のための基盤整備

**（2）関係者の連携・協働による計画的・一体的推進**  
 一 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者  
 その他多様な主体による連携・協働が必要不可欠

**（3）スポーツの推進のための財源の確保と効果的・効果的な活用**  
 一 国としての必要な予算措置、寄付税制、スポーツ振興基金、スポーツ振興投資制度等の活用

**（4）計画の進捗の検証と計画の見直し**  
 一 内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、改善方を検討

**第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策（5）**  
 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を進じた国際交流・貢献の推進

**【政策目標】**  
 国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人間的調和のとれた発達に役立てるといふオリンピックの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

**（1）オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等**  
**（2）スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進**

**スポーツ基本計画について～スポーツ・レクリエーション活動に関する記述～**

○ 国は、運動習慣が身に付いていない子どもやスポーツが苦手な子どもを運動好きにするためのきっかけをもたらしとともに、豊かな人間性・社会性を育むため、スポーツ・レクリエーション活動等の活用を推進する。このため、国立青少年教育施設・国立公園・国営公園等におけるハイキング、トレッキング、サイクリングやキャンプ活動等野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を推進する。

○ 地方公共団体においては、学校、総合型クラブ、スポーツ少年団、学校体育団体、競技団体、野外活動関係団体、スポーツ・レクリエーション活動関係団体、障害者スポーツ団体等が連携して、子どもの多様なスポーツ活動が効果的・効果的に行われるための取組を推進することが期待される。

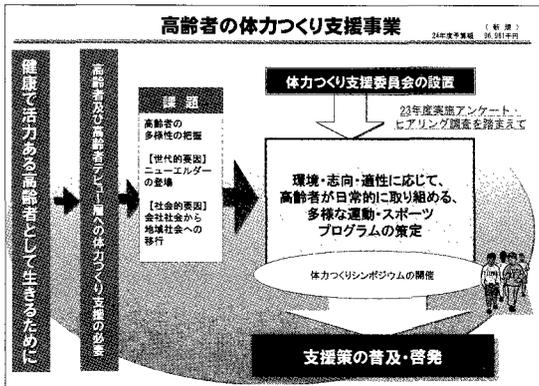
○ 国は、高齢者に対するスポーツ参加機会の拡充を図るため、環境・嗜好・適性に応じて高齢者が無理なく日常的に取り組むことのできる、日常生活動作を活かした運動等の多様なスポーツ・レクリエーションプログラムを開発し、その普及・啓発を図る。



3. スポーツ基本法とレクリエーション  
 杉山 茂 (東京都スポーツ振興審議会会長・スポーツプロデューサー)



杉山茂氏



「スポーツ基本法」は、スポーツの社会的な役割を明らかにした点が、いささか遅きに失したとはいえ大きな特徴といえる。

その「具体的な手法」として、スポーツに親しむ(行う)者とスポーツ関係団体の努力規定を設け、それらの権利や利益の保護、健康の保持増進などの推進を図っている。

スポーツは、スポーツ大好き人間の体育会的・運動部の信者だけのものではようやく無くなった。

「スポーツ基本法」によって、スポーツは一度むけたとも言えるが、それをスポーツの格上げとばかりに信者たちが浮かれあがっては元も子もない。「スポーツ」の社会的責任は過去とは比べものにならないほど大きく深く広がった。

それは、改めて「スポーツとは」を問い直すことになる。この作業を怠っては、日本のスポーツの“発展”はいつまでも望めない。

改めてスポーツの本質は、プレイ=遊び にあることが認識され、「レクリエーション」との共通項を強めることが求められる。

スポーツはスポーツだけのものであっては広がりに限られる。社会的、文化的なほかの活動との関わりを深め、それらとの“合体”を目指すべきだろう。

それによってスポーツを通じてのクラブライフが展開できるし、スポーツツーリズムによって自然や環境を身近に考えることができる。

**健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業**

スポーツ基本法における障害者スポーツに関する基本理念

スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進しなければならない。

**事業の目的**

各種マニュアル、新しい種目、用具等の開発や実践研究の実施、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実証実験等により、健常者と障害者が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進する。

**1 協力者会議の設置**

- 事業の実施にあつた基本方針等の策定、各ブロックにおける取組の方向性の調整、事業成果の検証等を実施。
- 障害者が地域におけるスポーツ・レクリエーション活動に主体的に参加する方策等についても検討。

**2 障害者と健常者が融合したスポーツ・レクリエーション活動の実証実験**

- 障害者スポーツ関係団体等との連携による企画・運営マニュアルの開発と、各ブロックにおける実践研究
- 実践研究の成果やスポーツ要・科学を応用した指導マニュアルや新たな種目・用具等についての開発
- 地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実証実験

**3 障害者と健常者が融合したスポーツ・レクリエーション活動についてのシンポジウムの開催**

①の実証実験を行った各ブロック代表者や地域スポーツ関係者等が一堂に会し、実践研究等の成果について発表し、意見交換を行うシンポジウムを開催し、その成果資料を各地域における取組に役立てる。



健康をめぐっても休養（睡眠）、栄養などを含めてスポーツ愛好者同士の会話のなかからテーマを探し出したい。これらの交流は、地域への愛着を育み、活力（一体感）を呼ぶことが期待される。とはいえ、「スポーツ基本法」が打ち出す「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」は相変わらず課題が多い。

スポーツクラブも総合型という名目を冠するが故に“混乱”がつづいたままだ。ヨーロッパでも5競技（種目）以上を抱えるスポーツクラブは少なく、30を越すスポーツ活動をつづける日本の「大学スポーツ」は彼（彼女）らの目からすれば驚きだ。私の理解する“総合”は多世代である。

施設の悩みも消えない。モデルとされた施設が提供される例はない。

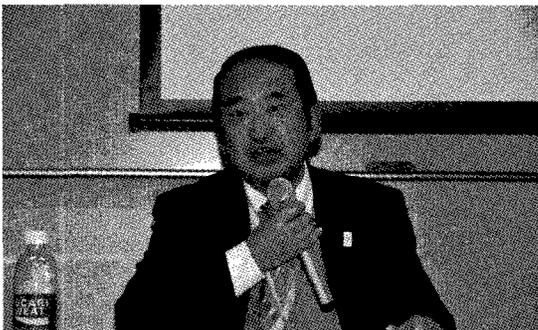
指導者もボランティアの活用は進んでいるとされるが、軸となる専任指導者の“職業化”にはほど遠い。

「スポーツ基本法」はスポーツを楽しむ、スポーツで遊ぶ状況が整えられてこそ活きる。

この「法」でスポーツが拡充するのではなく、“スポーツ”を愛好するすべての人によってこの「法」を光あるものにした。

#### 4. スポーツ基本法とレクリエーション

澤内 隆（東京都レクリエーション協会  
専門委員・文教大学講師）



澤内隆氏

◎「スポーツ基本法」の中でレクリエーションも法律の条文に！

第24条「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいある豊かな生活の実現などのた

めに行われる〈中略〉野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動【スポーツ・レクリエーション活動】を普及振興するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」

●諸外国のスポーツ関連法の3分類／国連の権利宣言や政策

●日本レクリエーション協会『高齢者の体力つくり支援事業』ニューエルダー応援事業

●東京都レクリエーション協会 スポーツ祭東京2013 デモスポ行事

●「まち歩き」のすすめ

●東日本大震災支援

◎スポ・レクイノベーションの必要性

スポーツ・レクリエーションを通して居心地の良さ、人と繋がる楽しさ、健康になれる喜びなどを実感し、生活に活かす。参加者協働で、既存スポーツのルールを工夫変化させて楽しむ力を育む。

◎アイデアキーワード

ニューウェーブ エアスポーツ／空中エクササイズ／ショー・クワイヤ

総合型スポーツクラブのテーマパーク化、宿泊、ジム、フィットネス、飲食施設

スポーツツーリズム／スポーツイベントを通しての企業とのコラボ

地域の歴史・文化に根付いたスポーツ・レクリエーションが地域を活性化

中高年消費の主役 カラオケボックス／フィットネスクラブ／TDL

社内のイベント IT企業に活力 障害物競走／ドッジボール／たこ揚げ

なでしこジャパン効果／東京マラソン効果／スポーツボランティア

バーチャルスポーツ・レクリエーション シンクロ動画の活用

ワンコインお試し体験講座の人気

MAKENAI FUTURE

（負けない未来、自分で創る！）



## <日本レジャー・レクリエーション学会第 42 回大会

特別セッション 於：上智大学>

# 都市公園におけるレクリエーション・サービスの現状と課題

森本千尋<sup>1</sup> 田中裕子<sup>2</sup>

## The current state and issues of the leisure and recreation service in urban parks

Chihiro Morimoto<sup>1</sup> and Yuko Tanaka<sup>2</sup>

### 1. はじめに

森本及び田中の所属する「公園財団」は、国営公園を始めとする都市公園の管理運営のほか、社会教育施設・レジャー施設の運営、公園緑地等に関する調査研究・人材養成・環境教育等の事業を行ってきた。それらの経験から、公園をトータルにマネジメントする立場でのレクリエーション・サービスの現状と課題を述べたい。

### 2. 都市公園の管理とは

都市公園の管理とは、公園の持つ資源を有効に活用し、その機能・役割を最大限に発揮することである。

都市公園は、都市公園法に基づき、地方公共団体が設置管理する都市施設（国営公園は国が設置管理）であり、公園の種類は、公園規模別に住区基幹公園から大規模公園まで、また、機能別に（特殊公園、緩衝緑地等）分類されている。

また、公園の役割は次のように整理される。

- 良好な自然環境の確保（植物、動物、土壌、地下水、大気など）
- さまざまなレクリエーション活動の拠点
- 避難場所などの防災機能
- 美しい都市景観の形成
- 文化・歴史的価値の継承

（東京都公園審議会「都立公園の整備と管理のあり方について」答申（平成 15 年 6 月）より）

### 3. 都市公園の利用と資源

公園の利用形態は公園によって、滞在時間、利用者構成など多様であるが、一般的には散歩、子どもの遊び、花や緑を楽しむなどである。

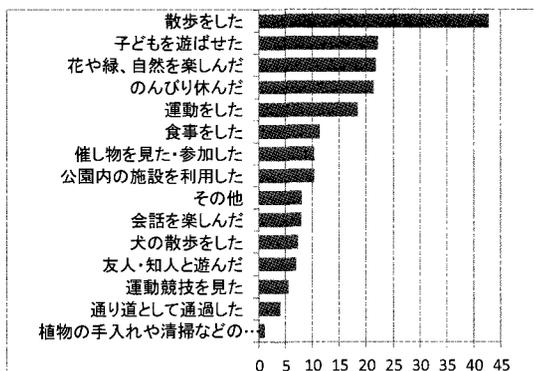


図 1 都市公園の利用形態<sup>1)</sup>

公園の有する資源には以下のものがある。

- 公園施設
- 自然資源
- 文化的資源
- 人的資源
- その他

公園施設は都市公園法にその種類が定められているが、施設内容は多様化している。（例：古民家、農業体験施設、ドッグラン）

自然資源においても、芝生地や花壇等の公園として整備されたものはもとより、公園区域に残さ

1 一般財団法人 公園財団 公園管理運営研究所  
Institute of Park Administration and Management, Parks and Recreation Foundation

2 一般財団法人 公園財団 越後公園管理センター Echigo Park Administration, Parks and Recreation Foundation

れた保存樹林や長年放置された谷戸の復元、新たに整備される自然空間（例：ビオトープ）など、公園によってさまざまな特性を有する。

文化的資源は、芸術文化、地域の伝統文化や産業文化など、公園の内外を含め公園のミッションとして考慮すべきものである。

人的資源は、公園利用者、地域住民はもとより、行政担当者、学校や博物館等の教育・研究施設、NPOなどの市民団体、企業など、各種の場面で公園のマネジメントに関わっていただくことになる。

そのほか、知恵、ノウハウ、経験、データ・情報の蓄積、周辺環境（緑のネットワーク、人口構成等）、地域の課題への取組み（防災、観光、健康等）など、あらゆる資源を把握し、公園の機能を高めるために活用していくことが必要である。

#### 4. 指定管理者制度の導入に伴う利用者サービス向上という命題

平成 15 年の地方自治法の一部改正により、「公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため」、指定管理者制度が導入された。都市公園においても、人口 20 万人以上の地方公共団体（都道府県を含む）の 4 分の 3 で導入されている<sup>2)</sup>。

本制度は、管理費の縮減とともに利用者サービスの向上という効果が求められている。各指定管理者は、公募段階での提案内容において、また、業務実施の評価段階でサービス向上の方策が期待されており、公園利用者の自由なレクリエーション利用を座して待つのではなく、公園の有するレクリエーションの場としてのポテンシャルを最大に引き出すことが、ますます求められるようになっていく。

#### 5. 公園マネジメントにおけるレクリエーション・サービスの視点

都市公園の管理運営の目的は、前述のとおり、公園の資源を最大限に生かし、機能・役割を発揮させることである。

レクリエーション・サービスは、公園の利用者に対して公園での豊かな体験と時間を提供することであり、施設の維持管理や安全管理などの環境条件の維持・保全という利用条件を整えながら、

表 1 指定管理者制度による利用者サービス向上の事例

区分	事例
多様な主体との連携	警察・消防との連携、文化館との協働、アーティストとのコラボレーション、ボランティアとの協働ほか
イベント	セミナー、コンサート、樹林観察会、野外展示会、ガイドツアー、花壇コンテスト、水仙まつり、伝統的植物手入れ、寄席、ウォーキングイベントほか
体験型、利用者参加型	外来種の防除・希少種の保護活動、ため池保全、田畑作業体験（サツマイモ、シイタケ、田んぼ）、各種ボランティア活動ほか
レクリエーション利用情報の発信	HP リニューアル、マールマガジンの配信、掲示板の増設、携帯端末の活用、生きものマップ作成、子ども向けガイドブックほか

（平成 23 年度指定管理者管理運営状況評価  
評価結果一覧（都立公園等）より抽出）

イベントやプログラムなどの企画・実施にあたることになる。

その際、留意すべき点として以下の 4 点を挙げる。

##### ○公園の良さを引き出す

公園の持つ資源を生かしたテーマ展開（景観、自然資源、歴史文化、地域の文化や産業、健康、防災など）や、地域振興、観光振興、地域環境の保全など公園の立地する地域全体から見た公園の役割についても留意し、その公園ならではの良さを引き出すこと。

##### ○地域や市民をはじめ多様な主体と協働で取り組む

市民参加による公園運営の事例は増えており、公園ボランティアの活動内容は多岐にわたる。参加者は比較的年齢の高い方が多く、社会参加活動そのものが余暇活動の一つとも言える。このようなボランティア活動や地域の力を巻き込むことにより、利用者ニーズに応えたサービスの拡充が可能となるほか、地域の課題解決（地域交流、健康増進など）にもつなげることができる。

##### ○投資効果を高める（広報戦略も重要）

指定管理者制度の導入の背景には、経費節減効果への期待がある通り、公園管理費は減少傾向にある。限られた費用を効果的に活用するため、実施するサービスのねらいを明確にし、その効果を

的確に把握・評価すること。

また、戦略的な広報により、訴求ターゲットに確実に情報を伝えること。

○利用者に満足してもらう

利用者の満足度は、再利用や口コミ効果を左右するものである。利用者の期待に応える企画内容であるか、利用者に直接関わるスタッフ（ボランティアを含む）はそのサービスのミッションを理解、共有できているかなどに留意すること。

## 6. 公園財団の取組み事例

### (1) 夢プラン ～市民による公園利用のアイデア募集

公園財団では、市民の方々に自由な発想で公園で「やってみたい」プランを提案、実施してもらう事業「夢プラン」を実施している。

現在以下の2部門があり、平成23年度はアイデア部門で294件の応募、チャレンジ部門で127件の実施があった。

表2

アイデア部門	公園で「こんなことができたら良いな」というアイデアを募集。優秀なプランについては実際に公園のイベントとして実現することがあります。
チャレンジ部門	公園をフィールドとして、実際に「やってみたいこと」を募集し実施していただきます。 (プラン実施に対する物品・用具の貸出などの支援あり)



写真1 夢プラン応募事例

チャレンジ部門最優秀賞「あなたも珍樹ハンターになろう！樹木の顔フォト・コンテスト」

(国営武蔵丘陵公園、昭和記念公園で実施)

公園を散策しながら、生き物や人の顔に似た珍しい「珍樹」を探し、写真撮影、コンテスト、展覧会を実施

### (2) 国営越後丘陵公園での取り組み

公園財団が国土交通省より受託し管理している国営公園の一つである国営越後丘陵公園は、全国で13番目に開園した、本州日本海側唯一、北陸地方唯一の国営公園で、計画面積400haのうち、現在約300haが開園している。

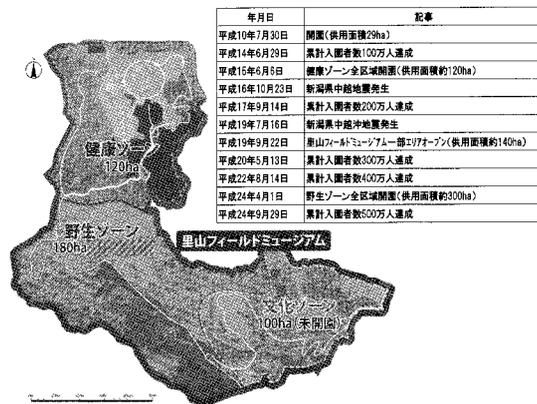


図2 国営越後丘陵公園全園図

### 1) 国営越後丘陵公園の特徴

健康ゾーンは、香りのばら園、四季折々の花が楽しめる花の丘、外周1km直径300mの広大な芝生の広場「緑の千畳敷」、ふわふわドーム、木製遊具、水遊具(越の池)など家族連れや各種団体が多様に楽しめる本公園の主要なゾーンである。

里山フィールドミュージアムは雪国越後の里山を復元し、自然資源を活かした様々な体験学習の開催や雪国の里山情報の発信を行うゾーンとなっている。

特に本公園ならではの特徵として以下の3点があげられる。

- ばらの香りをテーマにした日本で唯一の「香りのばら園」(574品種、2,200株)
- 四季折々楽しめる「花」のリレー  
チューリップ→ばら→ラベンダー→コスモス→秋ばら→クリスマスローズ→雪割草→カタクリ
- 積雪を利用した冬季ゲレンデ開放(1～3月)

### 2) レクリエーション・サービスの概要

本公園で行っている利用者向けのイベントやレクリエーションプログラムは以下のように分類できる。

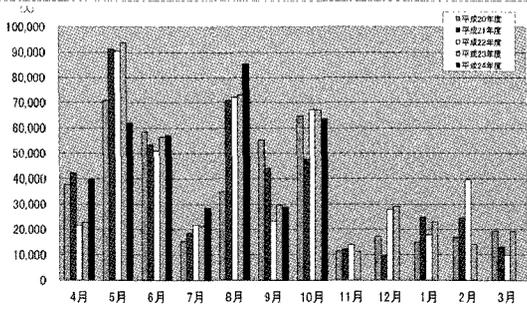


図3 国営越後丘陵公園月別利用状況

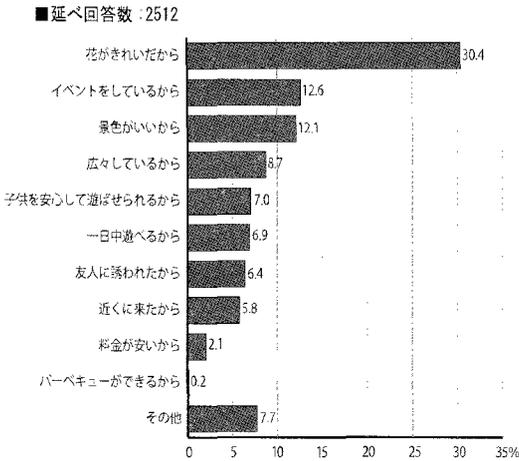


図4 国営越後丘陵公園来園理由

◆主催者による分類

- ・主催（共催）イベント
- ・持込みイベント
- ・自主事業

◆規模による分類

- ・大量動員イベント
- ・少人数対象イベント

◆対象別による分類

- ・子ども（ファミリー）向け
- ・若年層向け
- ・年配向け
- ・団体向け

◆内容による分類

- ・都市緑化系
- ・自然環境系
- ・文化・歴史系
- ・健康増進系

・季節系

◆形態による分類

- ・鑑賞型
- ・参加体験型

◆場所による分類

- ・屋内型
- ・屋外型

年間のイベント内容を図4、5に示す。

3) 多様な主体と協働で取り組む公園運営

国営越後丘陵公園では、花の修景、里山づくりの管理作業や各種イベントの運営に、多くのボランティアや協力団体の人々が携わる、パートナーシップ型の管理・運営を実施している。

園内で活動しているボランティアグループは以下の4つである。

ア. 里山づくりの会

活動開始：平成10年4月～

登録人数：27名

しいたけのほど木作りや、間伐、枝の剪定、下草刈り、自生植物の増殖等の作業を通して、里山の風景の復元を目指した活動を実施。また、月に1回程度、自然探勝路の魅力を紹介する「サンデー里山ガイド」を開催。

イ. フラワーボランティア

活動開始：平成10年8月～

登録人数：62名

「香りのばら園」内の「ばらと草花のエリア」を中心に、花がら摘み・除草・剪定・球根の掘り上げや植え付けのほか、ハンギングバスケットやコンテナ作り、花壇の植栽などを実施。

ウ. ばらボランティア

活動開始：平成13年10月～

登録人数：77名

「香りのばら園」での剪定、花がら摘み、シュート処理、芽かき等の一連の作業を通じて、ばらに関する知識と理解を深めている。また、「香りのばらまつり」期間中には、お客様にばら園やばらの魅力を紹介する「ばら園ガイド」を開催。

エ. 花の里山ボランティア

活動開始：平成24年4月～

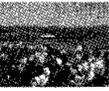
登録人数：16名

「花の里山づくり」をテーマに、地域本来の自生種である各種山野草の育種、移植を通じて花の

### 国営越後丘陵公園 平成 24 年度 年間イベント

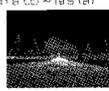
**チューリップまつり**  
4月28日(土)～5月13日(日)  
「庭の広さ」100㎡ 観客18,000名

主なイベント  
・チューリップの鑑賞  
・クラフト教室



**サマーナイトプレゼンツ (夜間開催)**  
7月21日(土)・22日(日)、28日(土)・29日(日)、  
8月4日(土)・5日(日)、11日(土)～13日(日)

主なイベント  
・イルミネーション  
・DJライブ  
・クラフト教室



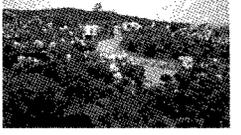
**ウィンターイルミネーション**  
12月1日(土)・2日(日)、9日(土)・10日(日)、  
14日(金)～16日(日)、21日(土)～26日(金)

主なイベント  
・イルミネーション  
・DJライブ  
・クラフト教室



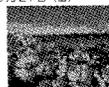
**春のぼらまつり**  
6月2日(土)～17日(日)  
「観客の目安」約2,000名

主なイベント  
・クラフト教室  
・DJライブ  
・クラフト教室



**コスモスまつり**  
9月15日(土)～10月21日(日)  
「観客の目安」約1,000名

主なイベント  
・クラフト教室



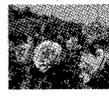
**ホワイトシーズン**  
1月2日(水)～3月3日(日)

主なイベント  
・DJライブ  
・クラフト教室



**春のぼらまつり・秋**  
9月29日(土)～10月28日(日)  
「観客の目安」約2,000名

主なイベント  
・クラフト教室  
・DJライブ



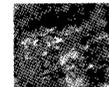
**クリスマスローズフェスタ**  
2月16日(土)～3月10日(日)  
「観客の目安」約200名

主なイベント  
・クラフト教室



**雷割草まつり**  
3月16日(土)～4月7日(日)  
「観客の目安」約2,000名

主なイベント  
・クラフト教室



※イベント名、イベント内容、観客目安等は変更の可能性があります。

図5 国営越後丘陵公園 平成 24 年度年間イベント

### 国営越後丘陵公園 平成 24 年度 里山フィールドミュージアム体験イベント

**こぎご飯づくり**  
5月9日(日)  
「観客の目安」約100名



**まきづくり**  
7月1日(日)、  
9月17日(月)



**のこ観覧会**  
10月7日(日)



**の里山散歩**  
2月24日(日)  
「観客の目安」約100名



**春の里山を味わおう**  
5月13日(日)  
「観客の目安」約100名



**昆虫観察会**  
7月29日(日)



**木の実・草の実観覧会**  
10月21日(日)



**里山見どころ散歩**  
4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月

4月	100～140名
5月	100～140名
6月	100～140名
7月	100～140名
8月	100～140名
9月	100～140名
10月	100～140名
11月	100～140名
12月	100～140名



**初夏のバードウォッチング**  
5月20日(日)  
「観客の目安」約100名



**草木染め体験**  
8月19日(日)



**つつはげジャム作り**  
10月28日(日)



**収穫祭**  
11月3日(土)



**田植え体験**  
6月3日(日)



**裏林み生きもの探検隊**  
8月26日(日)



**長閑ふるさと民話の語り**  
～あつたてんがな～  
11月、12月



**田んぼの生きもの観察会**  
6月24日(日)



**織り体験**  
9月30日(日)



**秋の里山を味わおう**  
11月4日(日)



【お申込み・お問合せ】越後公園管理センター（電話：0258-47-8001）

図6 国営越後丘陵公園 平成 24 年度里山フィールドミュージアム体験イベント

見どころづくりを行うほか、里山植生の管理等の作業を実施。

そのほか、イベント開催においても以下のように各種団体、グループの協力を得ている。

- クラフト教室、スポーツ教室、里山体験イベント等、各種イベントの運営

- ステージイベントへの出演
- 周辺施設・自治体等との連携イベント（共催、協賛）

このような市民参加による公園運営を円滑に進めるため、以下のような取り組みを行っている。

- 参加者のモチベーションの持続、向上

- ・専門家による研修会
- ・先進事例の視察研修
- ・「お客様からの声」の共有
- 活動参加者数の確保、新規登録者の確保
  - ・年間活動計画の策定
  - ・新規取組みの実践
  - ・登録者募集の告知
- バックアップ体制の確立
  - ・専任コーディネーターの配置
  - ・情報の伝達・共有
  - ・意見交換会の実施

## 7. おわりに

都市公園は、レクリエーションの場としてばかりでなく、防災（災害時の避難地や救援活動の場など）、環境保全（ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育環境など）、景観（地域の歴史文化資源と一体となった緑など）の機能を持っている。都市住民の豊かなレクリエーション体験は、これらの都市公園機能が活かされてこそであり、公園や地域の持つ資源（環境、施設、人材、情報等）についての深い理解・認識と、PDCA サイクルなどのマネジメント能力がレクリエーション・サービスの提供者＝公園管理者に求められている。

最後に、会場から指定管理者の導入について問題点はないかとの質問があった。

森本から、現在の制度上からは、審査の段階、事業評価の段階ともに指定管理者に対し確実な成果を求めており、指定管理者側もそれに応えるべく努力を行っている。しかし、アンケートの自由回答では、行政、指定管理者の双方から管理費削減による事業の継続性への懸念も見られる。また、公園の資源は長期的に保全すべきものも多いが、3年または5年の指定管理期間では短期的な成果のみに集中するおそれもあると、述べた。

さらに、会場より指定管理者制度の問題は公園でもスポーツ施設でも同様であり、指定管理者自身が声を上げにくいであろうから、学会として取り組むべきではないかとの発言があり、座長の師岡文男氏よりも検討していくとの前向きな発言により、締めくくられた。

## 引用文献

- 1) (財) 公園緑地管理財団：「都市公園利用実態調査報告書」、2008年3月
- 2) (社) 日本公園緑地協会：「指定管理者制度に関するアンケート調査報告書」、2010年12月

<日本レジャー・レクリエーション学会第5回学会賞報告>

日本レジャー・レクリエーション学会  
学会賞選考委員会 委員長 松尾 哲矢

平成24年度「日本レジャー・レクリエーション学会賞（第5回）」受賞者

平成24年度は、研究奨励賞「一般発表部門」及び「ポスター発表部門」の2つの部門において、下記の3名が受賞されました。

研究奨励賞「一般発表部門」

下山田 翔

(The University of Edinburgh, College of Humanities and Social Sciences, The Moray House School of Education)

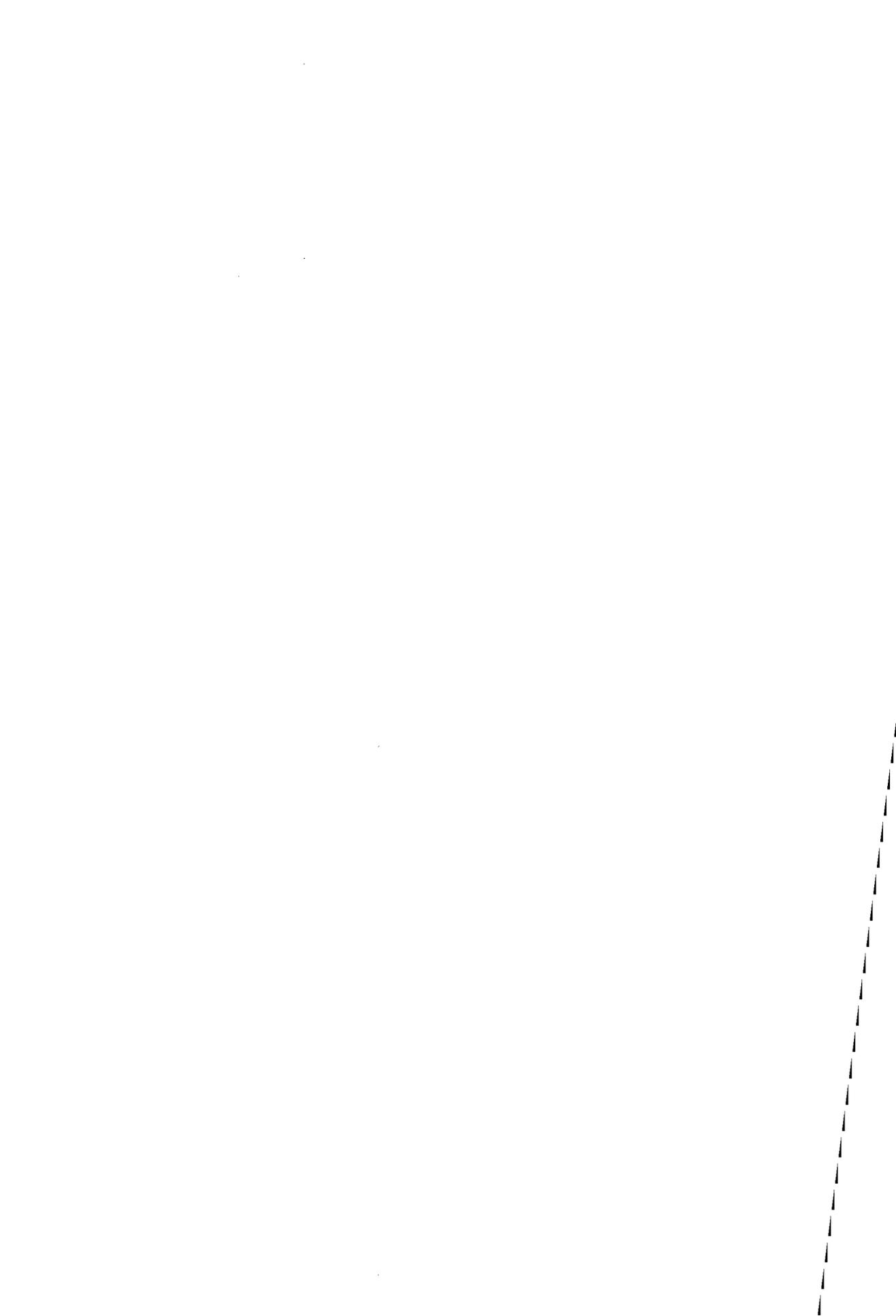
該当一般発表演題

：「英国 NGS オープンガーデンにおける自己目的性とチャリティー意識」

研究奨励賞「ポスター発表部門」

会長賞 栗生 美紀 (東京農業大学)

理事長賞 弥政 麻佑子 (東京農業大学)



＜第5回日本レジャー・レクリエーション学会賞 奨励賞＞

英国 NGS オープンガーデンにおける自己目的性とチャリティー意識

下山田 翔<sup>1</sup>

The self-purposefulness and realisation of charity in NGS Open Gardens

Sho Shimoyamada<sup>1</sup>

1. はじめに

イングランドとウェールズでは、ナショナル・ガーデンズ・スキーム（以下NGS）主催のオープンガーデンが毎年行われる。これは、庭園主が自身の私的な庭を公開し、自由に庭を鑑賞してもらうイベントである。1927年にNGSのかつての母体組織である、女王の看護協会（Queen's Nursing Institute）内に庭園公開を計画する委員会（Garden Sub-Committee）が組織されたことで始まったこのイベントは、ONIによって養成された看護婦（Queen's Nurses）たちの退職金を工面するためのチャリティー事業として創始され、入場料や茶菓から得た収益を寄付に回す制度は現在も変わっていない。

公開される庭園には富裕者が所有する大規模で華やかな庭園が少なくないことから、T. ヴェブレンが提唱した顕示的閑暇・顕示的消費<sup>1)</sup>の性格が強いようにも思えるが、明らかにはなっていない。相田はNGSオープンガーデンについてその歴史とシステムについてまとめたが<sup>2)</sup>、“なぜNGSオープンガーデンに取り組むのか”について、また、NGSオープンガーデンが庭園主にとって“どんな意味合いを持っているのか”に焦点を当てた研究はない。そこで、本研究は庭園主の動機とNGSオープンガーデンのレジャーとしての性格を明らかにすることを目的とした。

2. フィールドワーク

2011年5月18日と19日に2庭園主、2011年

8月7日と8日に4庭園主に対して、半構造化インタビューとオープンガーデンの観察を行った。インタビューはICレコーダーにて録音し、トランスクリプトを作成した。庭園主に対しては研究目的でインタビューを行うことは伝えたが、研究内容を詳細に説明することは避けた。

公開日と庭園主の属性を把握するために専門のガイドブックである「イエローブック」を参照した。また、NGSオープンガーデンの歴史、寄付制度の変遷に関する情報収集には、女王の看護婦協会議事録（Minutes of the Queen's Nursing Institute）（1926-1976）と同協会年次報告書（Annual Reports of the Queen's Nursing Institute）（1977～1997）を参照した。

3. 調査結果

インタビューの結果、庭園主らは複数の動機を自覚していることが共通項としてあげられた。ある庭園主は、「チャレンジ」、「（チャレンジの成果を）見せること」、「チャリティー」の3つを動機として提示した。ここで着目すべきは、3つの動機は序列化されてはいなかったことである。他の庭園主らも複数の動機に優先順位を付けた者はいなかった。上述の点に加えて、インタビューをおこなったすべての庭園主がチャリティーについて言及していたことも、2つ目の共通項として挙げられた。チャリティーがいかに庭園主にとって重要な位置を占めているかをうかがわせたが、この点について、インタビュー結果と観察の結果には

1 エジンバラ大学、モーレイ・ハウス・スクール オブ エデュケーション  
Moray House School of Education, The University of Edinburgh

差異があるようだ。NGSは各庭園から集められた収益を主に7つの団体に寄付しているが、各寄付先団体のポスターなどは庭園には設置されていなかった。博愛精神を啓発するようなメッセージも会場には見受けられず、庭園主と訪問客は歓談や茶菓やワインを飲食したり、花を愛でたりといった、オープンガーデン自体を楽しむことに終始している(図1)。活動やイベントが“それ自体のために”行われる<sup>3)</sup>、自己目的性がNGSオープンガーデンを特徴づけていると推察された。



図1 ワインを片手に庭園を鑑賞する来訪客

#### 4. 寄付制度 (ACNO)

NGSは7つの団体への寄付の他に、庭園主が自由に寄付先を決定できる制度を採用している。Additional Charity Nominated by Owner (ACNO) と呼ばれるこの制度を活用し、庭園主は地域の教会など、自分に身近であり比較的小規模な団体や施設に寄付を行っている。図2は寄付総額と公開庭園数の年次推移にACNOの開始年(1979年)を縦線で示したもののだが、同制度導入後から年間寄付額が急増しているのが分かる。本研究では因果関係を主張することはできないが、庭園主に寄付の実感を与える点で、ACNOは重要な位置を占めているだろう。社交や植物の品評に終始するだ

けでなく、80年以上チャリティーイベントとして破たんせずに継続している要因はACNOにあると推論し、本研究は帰結した。

#### 5. 受賞研究を振り返って

反省点を挙げると際限がないが、ここではフィールドワークにおいて、調査対象集団へ歩み寄ることの難しさについて振り返りたい。エスノグラフィーではしばしば“まなざし”が重要なテーマとなるが、研究者も調査される側から“まなざし”を浴びているはずだ。ロンドンにて庭園主に

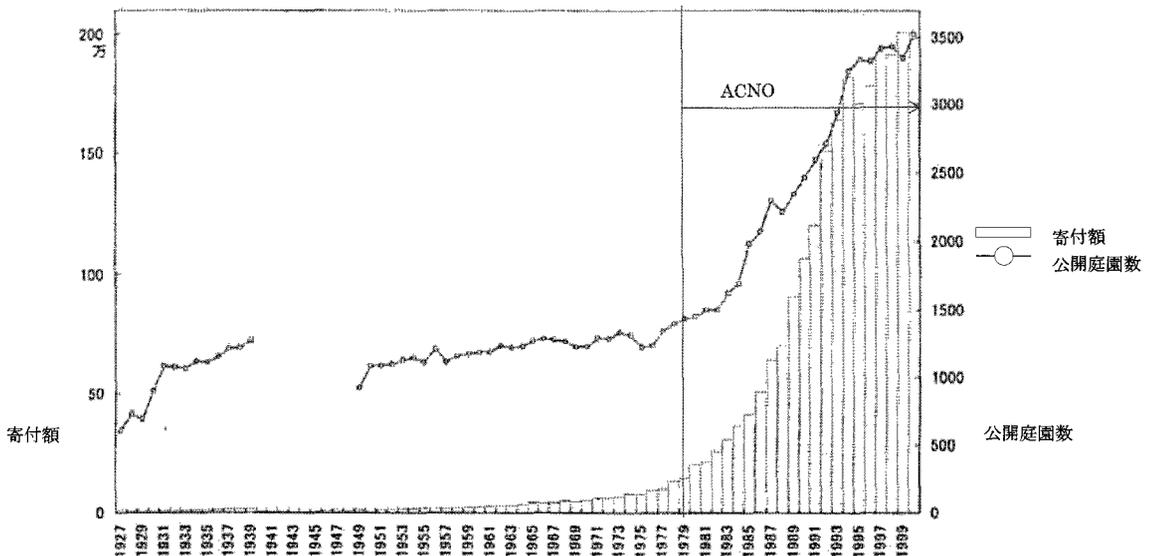


図2 寄付額と公開庭園数の年次推移 (1979年よりACNO導入)

注: 参考文献2)内にあるグラフに加筆した。

インタビューをした際には、植物に関する知識はほぼ皆無だった。研究をしに訪問しているのだから、レジャー動機についての知識があれば十分だという驕りがあったと思う。しかし、庭園主から見れば、研究者がインタビューをしに来たのなら、当然庭園や植物の事に詳しいと思うだろう。その結果、インタビュー中に庭園主が語る植物学的な話題にはついていけず、ある庭園主から失望されたのを強く覚えている。短いインタビューだったが、もっとオープンガーデン愛好家の気持ちを理解しようとする姿勢を示すことができたなら、さらに深く話を聞いたのではないかと省みている。

現在もこの研究は継続しており、奨励賞をいた

だけたことは、問題点を浮き彫りにする素晴らしい機会となった。この経験を存分に活用したい。

#### 参考文献

- 1) ソースティン・ヴェブレン (高哲夫訳)：「有閑階級の理論」、筑摩書房、東京、1998
- 2) 相田明：英国と日本におけるオープンガーデンの発祥と展開、東京農業大学、2002 (未公開)
- 3) Sebastian de Grazia: *Of Time, Work, and Leisure*, Kraus International Publications, New York, 11-21, 1962



## < WLC : 12th World Leisure Congress 報告 >

### 第12回世界レジャー会議（イタリア リミニ）報告

田中伸彦<sup>1</sup>

#### A report on the 12th World Leisure Congress (WLC) Rimini, Italy 2012

Nobuhiko Tanaka<sup>1</sup>

#### 1. はじめに

2012年9月30日から10月3日にかけて、イタリアのリミニ市で、第12回世界レジャー会議（World Leisure Congress : WLC）が開催された。大会期間中には、おおよそ40の国や地域から、研究者を中心に行政担当者や実務家が集まった。そして、基調講演、招待講演者によるワークショップに加え、口頭・ポスターを合わせて200題あまりの一般研究発表<sup>1)</sup>が行われた<sup>2)</sup>。

WLCはレジャー研究分野では最も大きな国際会議のうちの1つに数えられ、世界レジャー機構（World Leisure Organization : WLO）により、原則2年に1度開催されている。WLOとは、本学会とも繋がりのある国際学術団体である<sup>3)</sup>。

前回（第11回）のWLC大会は、2010年に、お隣の韓国の春川で開催された。春川大会の模様については、ちょうど昨年11月に上智大学で開催された「レジャー・レクリエーション学会第42回学会大会」における金俊希女史の基調講演で報告があったので、記憶に新しい方も少なくないのではないと思う。また、春川大会の概要については、2011年3月発行の本誌第67号で、上智大学の師岡文男氏<sup>2)</sup>ならびに筆者<sup>3)</sup>が寄稿しているので興味のある方はそれらも参照されたい。

前回の春川大会は、日本から距離も近く、8月末から9月初めにかけて、つまり日本の多くの大学ではまだ夏季休暇中に行われたため、数多くの日本人出席者が見られたが、今回のイタリアリミニ大会は日本から遠く、多くの大学で秋学期が開講されている時期と重なるということもあり、必ず

しも日本人の出席が多かったとは言えない。筆者の確認する限りでは日本人参加者は7～8名程度だったのではないと思う。

また、前回の春川大会ではWLCだけではなくワールドレジャーゲームズという競技大会や、世界レジャー展示会という博覧会が同時に開催されていたため、研究・行政・実務者に留まらず、アスリートや一般市民、家族連れ、小中学校の遠足などの多様な人々に賑わっていた。それに比べると今回のリミニ大会はWLC一本ということで、大人の集まりとしての落ち着いた雰囲気を醸し出していた。

#### 2. 研究発表の概要

研究発表はリミニ市の中心部から歩いて15分程度のところにある「リミニコンgresセンター（Palacongressi di Rimini）」で行われた（写真1）。

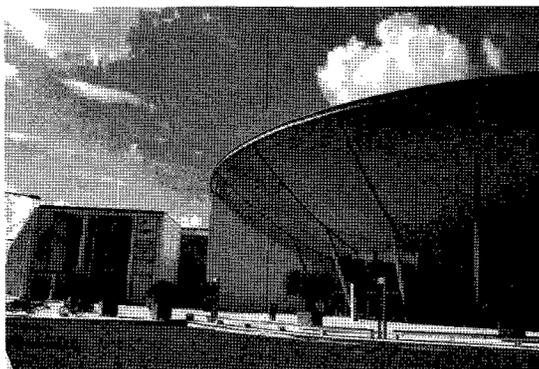


写真1 リミニコンgresセンター

大会テーマは「変わりゆく街、変わりゆくレジャー (Transforming City, Transforming Leisure)」とされ、そのテーマに関わるセッションを中心に大会プログラムが構成されていた。

初日 (9月30日) の午前に、参加者が一堂に会して「街で拡大するレジャーへの需要 (The Growing Demand for Leisure in Cities)」と題されたキーノート・スピーチ (写真2) が行われたことを皮切りに、各会場に分散して招待講演者によるワークショップ、口頭発表セッションなどが同時並行で連日開催された。セッションの総数は80あまりに達した。日本からの参加者は、私も含め比較的ポスターによる発表者が多かった (写真3)。



写真2 大会初日のキーノート・レクチャーの様子

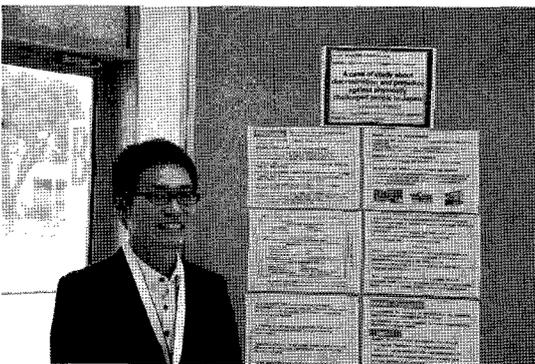


写真3 ポスター発表の一コマ

ワークショップやセッションは気さくな感じで研究交流ができるよう配慮されていた。是非本学会員も多くの方が、このような国際会議へ足を向けてくれることを望む。

### 3. サイドイベントなど

国際会議に出席する楽しみは、発表セッションで最新の研究成果を知ることだけに留まらない。ウェルカムパーティーやエクスカージョン、開会・閉会セレモニーなど等のサイドイベントで、今まで知らなかった研究者たちとインフォーマルな形で交流を深めることも大切である。

私自身は帰りの航空機の都合で、残念ながら閉会セレモニーまで出席することは叶わなかったが、初日の歓迎立食パーティーやエクスカージョンには出席することができた。

歓迎立食パーティーは、非常にシンプルな形で開催された。会場であるリミニコンgresセンターの入り口付近の大きなオープンスペースを会場に、ケータリング方式で行われた (写真4)。イタリアらしく、パスタやピザ、チーズ、ワインなどを片手に各自銘々に会話を行うという自由な時間を堪能することができた。



写真4 歓迎立食パーティーの一コマ

エクスカージョンは、大会3日目 (10月2日) の午後に開催された。行き先は、大会会場から貸し切りバスに乗って1時間弱で到着するサンマリノ共和国である。サンマリノ共和国は周りを全てイタリアに囲まれている世界で5番目に小さな国である。また、現存する世界最古の共和国国家であることでも知られている。ティターノ山という小高い山 (標高739m) の上に聳え、美しい町並みと見晴らしを誇る天空の小国である。

エクスカージョンでは、50名程度の参加者と共に、専属の現地ツアーガイドの引率のもと国内の山頂や尾根に点在する3つの要塞やサンマリノ

政庁、古い町並みなどを順に見学していった（写真5）。一通りの見学が終わるとディナータイムとなり、サンマリノ国内のレストランでの会食となった（写真6）。



写真5 サンマリノ共和国へのエクスカーシオン



写真6 エクスカーシオン後のディナーパーティー

#### 4. リミニという街

今回会場となったリミニという街についても、若干の説明をしておきたい。

日本人にとってリミニはあまり馴染みのない都市ではないかと思う。私自身、WLCが開催されるということで初めてリミニを知った次第である。実際、市販の旅行ガイドを探しても、リミニを採りあげているものはほとんど見つからなかった。『地球の歩き方 イタリア編』<sup>4)</sup>にかろうじて「サンマリノへの入り口」としてこの都市の名前が出てくる程度であった。

しかしながら、日本のガイドブックに掲載されていないからといって、リミニが訪れるに値しない街だということにはならない。筆者は滞在したホ

テルから大会会場まで徒歩で往復していたが、その間に見ることのできる街並みは古くローマ時代からの歴史を残す格調高いものであった（写真7）。また、リミニは、夏の間は近代的な海浜リゾートとしてイタリアや周辺各国の国民に愛されているデスティネーションでもある。筆者らが滞在した9月末から10月は、すでにオフシーズンに入っていて、ビーチリゾートとしての喧噪・賑わいは無かったが、広大な砂浜には完成度の高い砂の彫刻が点在し、散策する観光客の目を楽しませていた（写真8）。



写真7 リミニ市内に残されているローマ時代の凱旋門



写真8 オフシーズンのビーチには美しい砂の彫刻が並ぶ

#### 5. 次回のWLC大会

リミニ大会では、次回大会の紹介も行われた。WLCの第13回大会は米国アラバマ州のモービル・ベイ（Mobile Bay）で開催される予定である（図1）。



## **Mobile Bay, Alabama, USA Welcomes the World Leisure Congress 2014** **September 7 - 12, 2014 | Leisure And the Human Condition**

**WHY MOBILE?** Home of international corporations, baseball greats, giant oak trees and America's First Mardi Gras, Mobile is one of the oldest cities along the Gulf of Mexico and offers a colorful, vibrant way of life. Beautiful waterways and unique eco-systems along Mobile Bay are the lifeblood to the region's lifestyle of leisure.

Leisure activities abound in Mobile – The Robert Trent Jones Golf Trail, numerous museums, exciting festivals and concerts, dozens of antique shops and art galleries and significant historical landmarks contribute to this cultural hub. With one of the largest estuary systems in the United States, residents and visitors alike can enjoy an abundance of outdoor recreation including canoe/kayak trails, Delta tours, deep-sea fishing, sailing and more.

Baseball legend, Hank Aaron, is the WLC honorary chairman – born in Mobile, this native son has taken leisure to a legendary level and is a member of the Baseball Hall of Fame. Mobile's baseball stadium is named after Aaron and his childhood home has been relocated to the stadium and is now a museum open to the public.

- Location: Mobile Bay, Alabama and the Gulf Coast Region
- Website: Sign up for the Mobile 2014 e-newsletter at: [www.worldleisure2014.org](http://www.worldleisure2014.org)
- Event Overview: Six days of events, keynote speakers, seminars and entertainment
- Meeting Venues: The riverfront Mobile Convention Center, the University of South Alabama, Hank Aaron Stadium, Bishop State Community College, Gulf Quest Maritime Museum, the Mobile Carnival Museum, USS ALABAMA Battleship Park, Gulf Coast Exploreum and Science Center and more.
- Community Events: Sports & Recreation: Golf, Baseball, Tennis, Soccer, Fishing, Sailing, Running, Polo and others  
 Cultural: Concerts, Symphony, Ballet, Art Exhibitions, Historical Tours, Parades and Festivals  
 Eco-Tourism: Canoe and kayak trails, tours of the Delta, fishing (in-land and deep-sea), bird trails, bicycle tours
- Accommodations: Six hotels within walking distance of the Convention Center in historic downtown, including the four-Diamond Renaissance Battle House Hotel & Spa and the four-Diamond Renaissance Mobile Riverview Plaza Hotel.
- Air Lift: The Mobile Regional Airport will be offering special rates for World Leisure Congress delegates. There are also several other airports within a three hour drive: Pensacola (1 hour), Gulfport/Biloxi (1 hour) New Orleans (2 ½ hours).

**[www.worldleisure2014.org](http://www.worldleisure2014.org)**

図 1 2014 年 WLC 米国モービル・ベイ大会の案内

期間は2014年の9月7日から12日であり、この時期であれば日本の大学でもまだ講義期間中ではないところが多いのではないかと考えられる。是非、本学会員を初めとする多くの日本人がWLCにエントリーして、各国の研究者、行政担当者、実務家らと交流を深めてくれることを望む。

多くの方がご承知の通り、昨年11月の学会大会の折に、南アラバマ大学（University of South Alabama）のErwei Dong博士が、「日本からも積極的に2014年のWLC大会へ参加してほしい」と、わざわざ上智大学まで足を運び、PRしてくれた。我々もその期待に応えたいものである。

## 6. おわりに

レジャー・レクリエーションに関わる研究は、世界各国で行われている。もちろんレジャー・レクリエーション研究は日本でも行われているわけであるが、近年の動向を見ると不況による雇用不安などの懸念からか、声高にこの研究分野が喧伝される機会が減少していると感じている。

しかしながら、世界各国の研究者と交流し、グローバルな情勢を判断すれば、決してレジャー・レクリエーション研究が下火になっていることはない。レジャーやレクリエーションは、人間が、より人間らしく暮らすための基礎であり、文化の土台となるものである。人類にとって欠かすことのできない英知なのである。

現在、我が国では、レジャーやレクリエーションに関わる大学の学部学科や行政機関が縮小される傾向にあるが、世界的に視野を広げれば、決してそういう状況にはなっていない。

ギリシャ時代から延々と論理的にレジャーの本質を考察してきた欧州の様な国々には、まだまだ

日本の情勢は追いつかないかもしれない。しかし、どの国においても人間が生きる本質として、レジャー・レクリエーション研究が必要なことは間違いがない。その様な事実を肌で感じるためにも、是非学会会員の多くの方々にWLCを初めとするレジャー・レクリエーションの国際大会に出席して頂きたいと思う。

## 補注

- 註1) 200題という数は、英語で行われた発表数である。このほかにイタリア語のみで行われたセッションもあったが、筆者はイタリア語が理解できないため、割愛させて頂いた。
- 註2) WLOの概要について興味のある方は、本学会HP (<http://jslrs.jp/>) からリンクが張られているので、それを参照されたい。

## 引用文献

- 1) André Thibault, Ph.D. Editor: Rimini World Leisure Congress Book of Abstracts. 118pp, <http://www.worldleisure.org/userfiles/file/Book%20of%20abstracts%201-12-2013.pdf>, 2012
- 2) 師岡文男：第11回世界レジャー会議と第1回ワールドレジャーゲームズ報告、レジャー・レクリエーション研究 67、107-109、2010
- 3) 田中伸彦：第11回世界レジャー会議（韓国春川）体験記、レジャー・レクリエーション研究 67、111-114、2010
- 4) 地球の歩き方編集室：「地球の歩き方イタリア 2012～2013」、ダイヤモンド・ビッグ社、616pp、2011



< WREA: 2013 International Congress for Leisure Sports and Recreation 報告 >

「2013 International Congress for Leisure Sports and Recreation」  
に参加しての報告記

上岡 洋晴<sup>1</sup>

**A report of the World International Leisure Sports  
and Recreation Congress in 2013**

Hiroharu Kamioka<sup>1</sup>

**1. 概要**

平成25年1月10-13日の期間に、World Recreation Education Association (WREA; 会長：Young Kee Lee 博士) が主催する「2013 International Congress for Leisure Sports and Recreation」が、北京師範大学珠海分校(校長：Guangju Chen 博士)を主管として開催された。

開催地となった北京師範大学珠海分校は、分校として2001年に開校し、国の重要拠点とする教育学部に加え、文学・経営学・経済学・法学・理学・工学部から構成されている。現在、学生数は2万1千人を超える中国南部における大規模大学である。キャンパスも広く、敷地内にほぼすべての学生を収容できる学生寮が完備されており、学生はキャンパス内で生活しているため、スーパーマーケットをはじめ、各種の店がキャンパス内の各所に存在している。土日でも授業や特別講義があり、朝から多くの学生が勉学に励んでいた。レクリエーション施設としては、スリー・オン・スリーができるバスケットボールコートが随所にあるほか、グラウンドやアリーナも複数あり、運動を楽しむ学生の姿が見られた。

主催したWREA (URL: [www.wrecreation.com](http://www.wrecreation.com)) は、韓国ソウルに拠点をもつ団体で、独自に開発しているレクリエーション・プログラムなどの普及活動(実地教育やインターネットを介してのサイバー教育)や、そのための研究活動、情報収集

活動を主に行っている。研究活動の重要なひとつが、毎年開催されているCongressである。韓国レクリエーション学会とは直接の関係はないが、学会の理事もWREAのアドバイザーとして数名参画している。

今回は、16の国と地域(順不同：韓国、中国、アメリカ、イギリス、インド、インドネシア、オーストラリア、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、モンゴル、ナイジェリア、サウジアラビア、日本)から20名のゲストスピーカーによる発表と、ホストである中国や他の国から20題の一般発表があった。その他の参加者は、300名ほどであった。発表方法は、英語による口頭発表だけであり、25分間の発表と5分間の質疑応答の計30分間で行われた。発表内容は、内容を含めるべき事項として、「各国のレジャー・スポーツやレクリエーションの実態、それらの市場の動向、今後の国民のニーズの見通しなど」が事前にリクエストされており、基本的にそれに従っての報告となっていた。Proceedingは英語限定で、A4サイズで4-8枚程度、抄録は1-2枚と結構なボリュームを要する投稿規定であった。

全体的には、筆者の主観ではあるが、高齢化の進んでいない参加国は、「若者や中年世代」を主眼にした内容が多く、20-40年前の日本のように、リゾート開発的なレジャー・レクリエーション施設の建設や関連するレジャー種目の開発・普及への

興味が高いように感じられた。「自然環境を大切にしながら、あるいは、共存しながら」という日本では当然の議論が少なかったのが意外であった。筆者は、「Perspective and agenda for development of leisure sports and recreation: Suggestion of four items (WREA)」という題目で発表した(抄録と主要な表、写真を参照として示した)。

その他の興味深い点としては、初日のレセプション、2日目のパフォーマンス、さよならパーティのいずれも趣向がこらされ、韓国と中国のレクリエーションの一端が披露された。パフォーマンスは90分間あり、中国やモンゴル、韓国の民族ダンスや、現代ダンス、各国民謡の独唱があり盛会であった。

次年度の開催地は未定であるが、主催関係者からは日本からの発表者を大いに歓迎するというこであった。

## 2. 附記

波多野俊郎氏(東京学芸大学名誉教授)と鈴木秀雄氏(本学会・会長)に、参加・発表に関して、多大なご指導を賜りました。お陰をもちまして、エンディング・セレモニー時に、Outstanding Research Awardをいただくことができました。この場をお借りして深謝いたします。

## 3. 付録

申請者が発表した抄録と主要な表を示す。

Perspective and agenda for development of leisure sports and recreation:

Suggestion of four items (WREA)

Prof. Hiroharu Kamioka, Ph.D

Faculty of Regional Environment Science, Tokyo University of Agriculture, Japan.

### SUMMARY

This presentation outlines the environments for leisure sports and recreation in Japan and their current status, and proposes the perspectives and agendas for development of this field. Despite a difference in social circumstances among countries, importance of leisure sports and recreation is obvious in the upcoming age where the lifestyle of individuals will be increasingly underscored. Appropriate and easy-to-understand enlightenment is warranted so that a number of people can appreciate the benefits.

Furthermore, there are four associated proposals (WREA) for sustainable and universal development of leisure sports and recreation. They are as follows: (i) "Words' meanings and applications regarding to leisure sports and recreation", (ii) "Re-construction of evidence of effectiveness on recreation and leisure", (iii) "Evidence-based public relation activities", (iv) "Academic attitude and ethics toward education". Challenges to construct evidence and activities with ethics and morals by leaders should be emphasized for future development of this field.

Table 1. Four agendas for development of leisure sports and recreation (WREA)

<b>Words' meanings and applications regarding leisure sports and recreation</b>
(i) To clearly let people all over the world know the meaning and value of the words "leisure" and "recreation". (ii) To make known the benefit, effectiveness, and utility of the application and development of leisure sports and recreation for the country, district, and individual.
<b>Re-construction of evidence of effectiveness on leisure sports and recreation</b>
(i) To elucidate the effect on mental health and physical function through clinical and epidemiological studies. (ii) To demonstrate the effectiveness in journals of preventive medicine, clinical research, and rehabilitation.
<b>Evidence-based public relation activities</b>
To carry out conventional visual and sensuous public relations activities and also send information with scientific rationale for promoting participation.
<b>Academic attitude and ethics toward education</b>
(i) Needless to say, it is necessary to explain "interesting" and "joyful" aspects. Moreover, it is expected to educate people by clarifying the "aims" and "effect". (ii) To know the adverse effects and negative incidents and take an honest attitude to prevent recurrence by disclosing information as much as possible.

\*: "W", "R", "E", and "A" are all associated as the four wheels of a four-wheel drive car to provide sustainable support for the development of this field.



大看板前（約5m×10m）にて現地のボランティアガイド学生と

# 日本レジャー・レクリエーション学会

会則及び組織について .....	79
役員選出について .....	87
投稿規程・原稿作成要領・投稿票 .....	94
学会賞について .....	100
研究助成金について .....	102

## 日本レジャー・レクリエーション学会会則

### 〈第1章 総則〉

- 第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会（英語名：Japan Society of Leisure and Recreation Studies）という。
- 第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。
- 第3条 本会の事務局は、東京都世田谷区桜丘1-1-1 東京農業大学地域環境科学部造園学科 観光レクリエーション研究室内に置く。

### 〈第2章 事業〉

- 第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。
- (1) 学会大会の開催
  - (2) 研究会・講演会等の開催
  - (3) 学会誌の発行ならびにその他の情報活動
  - (4) 研究の助成
  - (5) 内外の諸団体との連絡と情報の交換
  - (6) 会員相互の親睦
  - (7) その他本会の目的に資する事業
- 第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

### 〈第3章 会員〉

- 第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、学生会員、および名誉会員を置くことができる。
- (1) 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
  - (2) 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
  - (3) 購読会員は、本会の学会誌を購読する機関・団体とする。
  - (4) 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。
  - (5) 学生会員に関しては、別に定める。
- 第7条 会員は、本会の編集・発行する学会誌等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。
- 第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。
- 第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

### 〈第4章 役員〉

- 第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内（内会長1名、副会長若干名、および理事長1名）、監事2名
- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により会務を代行する。
  3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
  4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

### 〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

### 〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

### 〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- (1) 入会金 2,000円（学生会員の申込者は免除）
- (2) 正会員 年度額 8,000円
- (3) 賛助会員 ♪ 20,000円以上
- (4) 購読会員 ♪ 8,000円
- (5) 学生会員 ♪ 正会員の半額

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

### 附 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。

2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

### 附 則

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成 5 年 10 月 17 日より一部改訂する。

本会則は、平成 8 年 11 月 24 日より一部改訂する。

本会則は、平成 10 年 11 月 23 日より一部改訂する。

本会則は、平成 17 年 12 月 10 日より一部改訂する。

本会則は、平成 18 年 12 月 3 日より一部改訂する。

本会則は、平成 21 年 11 月 29 日より一部改訂する。

本会則は、平成 23 年 11 月 20 日より一部改訂する。

## 日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定

昭和 58 年 10 月 30 日改訂

平成 7 年 12 月 10 日改訂

平成 11 年 4 月 26 日改訂

1. 会則第 17 条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規程に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に 1 回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。  
ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
  - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
  - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
  - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
  - (1) 総務、(2) 研究企画、(3) 編集、(4) 広報渉外、(5) 財務また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

## 日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定

平成 7 年 12 月 10 日改訂

1. 会則第 18 条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規程に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員 20 名以上の要請があった場合とする。
3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
  1. 設立経過および主旨
  2. 名称
  3. 発起人代表者
  4. 発起人名簿
  5. 連絡事務所
  6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
  1. 活動状況の概要
  2. その他必要と認められる事項

## 日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規程

昭和 56 年 11 月 8 日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
  1. 設立の経過概要
  2. 名称
  3. 支部長および役員
  4. 会則
  5. 会員名簿
  6. その他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規程に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員 20 名以上をもって構成する。
4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部の次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
  1. 役員の変更
  2. 活動状況の概要
  3. その他必要と認められる事項

## 学生会員に関わる規程

平成 23 年 11 月 20 日制定

本規程は学会会則第 3 章会員第 6 条 5 を受けて定めるものとする。

### (学生会員の登録条件)

- 第 1 条 学生会員は、本会の会則第 1 章総則第 2 条の定める目的に賛同し、日本国の管轄省庁の認可により所在する大学院博士前期課程（修士課程）、大学学部、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）、高等専門学校の満 18 歳以上の在学（校）生とする。
- 2 大学院博士後期課程（博士課程）、通信教育課程、科目履修生、大学研究生等の所属者はこれを認めない。

### (学生会員の権限・制限)

- 第 2 条 学生会員の権限として、学会誌への投稿資格、学会大会への参加と発表（口頭発表、ポスター発表）申し込みの資格を有する。
- 2 本会が発行する学会誌の配布。
  - 3 本会が運営するホームページの登録（ユーザー ID と仮パスワードの発行）。
  - 4 学生会員の制限として、役員の選挙権（含、被選挙権）、総会での発言権、総会議事録署名人、学会賞推薦者（連名を含む）の資格は認めない。

### (入会)

- 第 3 条 本会の学生会員になろうとするものは、次の手続きをとり、理事会（含、常任理事会）の承認を得た者とする。
- 2 学生会員としての入会申込書を事務局に提出する。入会金は学会会則第 7 章会計第 20 条 1 の規程により免除する。
  - 3 2 に在学（校）証明書を添付し提出する。

### (登録期間)

- 第 4 条 学生会員の資格（登録期間）は 1 年間とし、その当該年度末までとする。なお、継続することもできる。
- 2 継続手続は、在学（校）証明書を添付して継続届を事務局に提出する。

### (会費)

- 第 5 条 学生会員は、年会費を納める。
- 2 年会費は学会会則第 7 章会計第 20 条 5 が定める年度額として正会員の半額とする。
  - 3 会計年度は学会会則第 7 章会計第 21 条による。

### (大会参加費等)

- 第 6 条 学生会員の大会参加費は、会場受付時に第 1 条の定める身分を証明する学生証を提示することで無料とする。但し、学生証の提示がない場合は正会員の半額を納めることとする。
- 2 地域研究に参加する学生会員は、その参加費を納めるものとする。

(退会)

第7条 学会会則第7章会計第21条の定める期間を以ってなされる。

- 2 学生会員の登録期間内において、退会届の提出があった場合には退会を認める。
- 3 学会会則第3章会員第8条に抵触した場合には、理事会（含、常任理事会）の審議を経て退会措置を講ずる。

(申請受付の取消)

第8条 学生会員の入会申込書あるいは学生会員の継続届を提出後、定められた期間内に年会費の支払手続が確認できない場合は、事務局において申込受付の取消を行なう。

附 則

1. 本規程は平成23年11月20日より施行する。

## 日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則 設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の半舷上陸という観点から、理事総数の半数にあたる 15 名を正会員による直接選挙（順位標記の 5 名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事 10 名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事 5 名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25 名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員欠員に対し、補充選挙は行わないこととした  
（会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない）
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会（5 名）の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正（第 10 条）を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権（人）及び被選挙権（人）の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった（会費手続き期日の指定）

## 日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員の選出に関し、必要な事項を定める。

(選出の時期)

第2条 すべて役員の選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

(選出の種別と人数)

第3条 この細則により選出される役員の種別と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 25名以上30名以内
- (4) 監 事 2名

(資格の制限)

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

(選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事（以下「改選前理事」という。）及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

(選出の方法)

第6条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

(投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

## (当選の決定)

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

- 2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

## (辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

## (補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

## (選挙管理委員会)

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。
- 4 委員の任期は、当該役員選挙年度の5月1日から次期役員選挙年度の4月30日までの3年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。
- 7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、投票数が決定したとき投票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

## (細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

- 2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

## 附 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

## 附 則

この細則は、平成18年12月3日から一部改訂する。

## 日本レジャー・レクリエーション学会 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事(以下「改選前理事」という。)の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

(選出の形態)

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

(選出の方法)

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

(投票の有効性)

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会(役員改選前年度の最初に開催される理事会)において郵便投票を開票し決定する。

- 2 改選前理事(10名)の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によって同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。

- 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

(選挙管理)

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

1. 期日の申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

## 日本レジャー・レクリエーション学会 新役員に選出された理事(25名)による理事長の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。

2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

(選出の方法)

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴取し審議・決定する。

附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

## 会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

- 2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

(候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

(選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

(選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

- 2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

(当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。



## 「レジャー・レクリエーション研究」投稿規程

昭和 46 年 3 月 21 日制定

昭和 57 年 6 月 12 日改訂

昭和 58 年 7 月 1 日改訂

平成 元年 2 月 2 日改訂

平成 8 年 4 月 1 日改訂

平成 15 年 2 月 8 日改訂

平成 20 年 11 月 29 日改訂

### 1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

### 2. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学術論文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
  - 1) 総説とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
  - 2) 原著とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
  - 3) 研究資料とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
  - 4) 実践研究とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
  - 5) 評論とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
  - 6) その他の原稿とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり 12 ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同 6 ページ以内とする（1 ページは 2,016 字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の 1.5 倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
- (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学術論文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
- (6) 大会発表論文集への投稿規定は別に定める。

### 3. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
  - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー 3 部を提出する。原文は、

郵送事故などに備えて投稿者が保管する。

- 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
- 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
- 4) 提出先は、別途これを定める。
- 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
- 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて1部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

#### 4. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
  - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
  - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは50部までは無料とするが、それ以上必要な場合には50部単位で購入できる。

#### 5. その他

- (1) 原稿の作成に当たっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規程の問い合わせは、学会事務局宛に行う。

### 原稿提出先

〒151-8677

東京都渋谷区富ヶ谷2-28-4

東海大学 観光学部 観光学科

(日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会)

田中 伸彦 宛

TEL:03-3467-2211 内4308

## 「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領

(平成 15 年 2 月 8 日制定)

### 1. 原稿の作成

(1) 原稿は、原則としてワードプロセッサなどを使用し、下記にしたがって作成すること。

- 1) 用紙は A4 判を縦長に使用し、横書きで作成すること。
- 2) 書式は、和文の場合には 1 頁に 800 字詰め (25 字×32 行)、欧文の場合にはダブルスペース (30 行) とする。また、それぞれ左 40mm、右 80mm、上下 30mm 程度の余白を残すこと。
- 3) 欧文、数字、小数点、および斜線 (/) は半角文字を使用すること。
- 4) 句読点は、マル (。) およびテン (、) を使用すること。

(2) 原稿の採用決定後に、フロッピーディスク等に保存された文章ファイルの提供を要請する。

(3) 手書きで原稿を作成する場合には、400 字詰め原稿用紙 (20 字×20 行) を用いること。

### 2. 原稿の体裁

(1) 投稿原稿は、①標題、②抄録、③本文 (註・文献を含む)、④図、⑤表の順番で体裁を整える。

- 1) 標題頁には、①原稿の種類、および②タイトル (和文・英文の両方) を記入する。この頁に著者名や所属などは一切記入しない。
- 2) 抄録頁には、総説・原著論文・研究資料・実践研究では、英文投稿・和文投稿にかかわらず、英文抄録 (250 語程度) と和文抄録 (500 字以内) 添える。これらは、刷り上がり時に本文と一緒に印刷される。評論およびその他の原稿については抄録は必要ない。
- 3) 本文頁には、本文・註・文献などを記入する。なお、本文の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①本文の中央下に頁番号を記入する。

②本文の左側に、可能な限り、5 行おきに行番号を記入する。

③母国語ではない言語による投稿では、投稿前にネイティブによる文章校閲を受ける。

④和文原稿では必要以上の専門外来語の使用を控える。用いる場合は、片仮名書きとする。

⑤見出し記号を用いる際は、大見出しから順に、1.、2. …、(1)、(2) …、1) 2) …、①、②…、とする。

⑥学術用語は、学術会議制定の用語に準じ、度量衡単位は SI 単位 (m、cm、mm、kg、g、mg など) とする。

⑦本文中の文献表記は、引用箇所後に、<sup>3)</sup>、<sup>2) 4) 8)</sup>、<sup>5-7)</sup> のように、該当する文献番号を上付きにする。註をつける場合も同様にする。

⑧本文欄外に図表の挿入箇所を朱筆により明示する。

⑨謝辞、および付記 (研究費交付等) は本文の末尾におく。

⑩註は、本文の末尾と文献の間に、註 1)、註 2) …というように番号順に一括して記載する。

⑪文献は、筆頭著者の姓のアルファベット順に並べるか、ないしは引用順に、1)、2)、3) …と通し番号を付ける。

⑫文献の記載方法は以下を参考にする。

<学術誌・雑誌の場合>

著者名、論文名、雑誌名 巻号：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例1] 西野仁・知念嘉史、ESM（経験標本抽出法）を用いた日常生活におけるレジャー行動研究の試み、レジャー・レクリエーション研究 38：1-15、1998

[例2] Eeva Karjalainen and Liisa Tyrvaïnen, Visualization in forest landscape preference research: a Finnish perspective, Landscape and Urban Planning 59(1): 13-28, 2002

<単著などの場合>

著者名、書名、発行者、発行地：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例3] ヨゼフ・ピーパー（稲垣良典訳）、余暇と祝祭、講談社、東京：120pp、1988

[例4] Simon Bell, Element of visual design in the landscape, E & FN Spon, London, 11-30, 1933

<共著書などの場合>

著者名、論文名、（編集者名、「書名」、発行者、発行地）、頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例5] 下村彰男：リゾート景観の保全と創造、（日本造園学会編、「ランドスケープの計画」、技報堂出版、東京）、217-227、1998

[例6] Richard Broadhurst and Paddy Harrop, Foerst tourism: Putting policy into practice in the Forestry Commission, (In Xavier Font and John Tribe Eds., Forest tourism and recreation, CABI publishing, New York), 183-199, 1999

4) 図・表の作成にあたっては以下の点に留意すること。

- ①図・表は、それぞれ1点につき1枚の用紙を使用する。
- ②表は、表1、Table 2のように通し番号を付け、題名を表の上部に記載する。
- ③図は、図3、Fig. 4のように通し番号を付け、題名を図の下部に記載する。
- ④図表の作成にあたっては、刷り上がり時の巾（2段にまたがる場合は横幅最大14cm、1段の場合は6.5cm）、および縮尺を考慮し、明瞭に作成する。
- ⑤写真を掲載する者は、原稿の採用決定後にEL版以上の紙焼き写真を提出する。
- ⑥採用決定後、オリジナルの図表を提出する際には、裏面に、図表の番号、上下の印、および筆頭著者名を鉛筆で薄く書き込んでおく。
- ⑦特殊なオリジナル図表は、トレーシングペーパーをかけるなどして、できるだけ汚損対策を施す。

レジャー・レクリエーション研究 投稿票

受付年月日 \_\_\_\_\_

受付番号 \_\_\_\_\_

ふりがな 連絡先氏名								
連絡先	郵便送付先 〒  TEL _____ FAX _____  E-mail _____							
タイトル 全著者名 および所属 (英文表記も)								
原稿の種類	総説、原著、研究資料、実践研究、評論 その他（具体的に： _____ )							
原稿の枚数		初稿	2稿	3稿	採用後の フロッピー添付	有 ・ 無		
	標題 抄録 本文 図 票	枚	枚	枚			カラー印刷	有 ・ 無
		枚	枚	枚	別刷り希望数	部		
		枚	枚	枚				
原稿の動き	A	B	C	初稿印刷				
著者 → 編集委員会					著者送付			
編集委員会 → 審査者					著者校正			
審査者 → 編集委員会					2校印刷			
判定					2校校正			
編集委員会 → 著者					3校印刷			

和文要旨  
(貼り付け可)

原稿投稿時の  
チェック  
リスト

確認したらにチェックしてください。

- 標題ページ  原稿の種類は記入してあるか  
 タイトル (和・英) は記入してあるか  
 著者名・所属は未記入であるか  
 本文ページ  本文の体裁は原稿作成要領に即しているか  
 註の体裁は原稿作成要領に即しているか  
 文献の体裁は原稿作成要領に即しているか  
 ページ番号 (本文中中央下) を記入したか  
 行番号を記入したか (本文左)  
 母国語でない場合、文章校閲を受けたか  
 見出し記号は原稿作成要領に即しているか  
 図表挿入箇所の表示をしたか  
 図 表  図1表点につき1枚の用紙が使用されているか  
 図のタイトルは適切か  
 表のタイトルは適切か

イタリック表記の部分は投稿者が記入すること。

## 日本レジャー・レクリエーション学会賞規程

平成19年12月2日制定

### (目的)

第1条 日本レジャー・レクリエーション学会（以下「本賞」という。）は、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として日本レジャー・レクリエーション学会賞を設ける。

### (日本レジャー・レクリエーション学会賞)

第2条 日本レジャー・レクリエーション学会（以下「本賞」という。）は、次の4賞を設ける。

- (1) 学会賞
- (2) 研究奨励賞 - 論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-
- (3) 支援実践奨励賞
- (4) 貢献賞

### (学会賞)

第3条 「学会賞」は、正会員によって前年度（審査確定年度）に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものに対して授与することができる。

### (研究奨励賞 - 論文部門、発表部門、ポスター発表部門-)

第4条 「研究奨励賞-論文部門、一般発表部門-」は、大学院生等の学生を対象に、その前年度（審査該当年度）に筆頭著者として発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」の論文の中から「研究奨励賞-論文部門-」を、また、学会大会において筆頭著者として発表された一般研究発表（口頭）の中から「研究奨励賞-一般発表部門-」を授与することができる。さらに、学会大会において学生（大学院生、大学生、短期大学生、専門学校生等）が筆頭著者として発表したポスター発表の中から「研究奨励賞-ポスター発表部門-」を授与することができる。

### (支援実践奨励賞)

第5条 「支援実践奨励賞」は、正会員の優れたレジャー・レクリエーション支援実践に対して授与することができる。

### (貢献賞)

第6条 「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に対して授与することができる。

### (表彰)

第7条 「学会賞」「研究奨励賞-論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-」「支援実践奨励賞」「貢献賞」の各賞は学会大会において賞状を授与する。

### (選考)

第8条 「学会賞」「研究奨励賞-論文部門、一般発表部門-」「支援実践奨励賞」は、選考委員会におい

て審議、決定し、理事会の議を経て総会に報告する。「研究奨励賞－ポスター発表部門－」は、選考委員会において審議、決定し、会長、理事長の承認を得て総会に報告する。また「貢献賞」については理事会において審議、決定し、総会に報告する。

(選考委員会)

第9条 選考委員会の構成、委員選考の方法は別に定める。

(規程の改廃等)

第10条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成23年11月18日より一部改訂する。

平成 25 年 1 月 29 日

学会員各位

## 平成 25 年度研究助成金の開設と募集について

日本レジャー・レクリエーション学会  
理事長 麻生 恵

平成 23 年度から日本レジャー・レクリエーション学会は、学会活性化のひとつの施策として、研究助成金制度を設けました。とくに若手の方の応募を歓迎しますが、応募者の年齢の制限はありません。

応募に際しては以下の規定を周知のうえ、必要事項を記載した所定の研究申請書を学会事務局に簡易書留にて送付してください。奮っての応募をお待ちしています。

### 【応募の方法】

所定の「研究申請書」(HP からダウンロード)を用いること。

平成 25 年 12 月 10 日 (消印有効)。必ず簡易書留で郵送のこと。

### 【応募の資格】

応募は、平成 25 年度の学会費を納入している本学会員に限る。共同研究者も同様とする。また、同一会員が、複数の課題の代表研究者及び共同研究者になることはできない(1名、1研究のみ)。

### 【研究費と期間】

研究費は総額 10 万円で、その範囲内で 1-2 件採択(採択なしの場合もある)する。研究期間は 1 年以上とし、期間の延長は認めない。採択された場合の研究費の交付は、平成 26 年 1 月末に行う。研究期間は、平成 26 年 2 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日とする。

研究費は所属機関の会計担当部署に預け入れ(委任経理金)することが望ましいが、研究費の一部を共通経費とすることは認めない。とくに所属のない個人の場合には、独自の会計処理を認めることとする。

### 【研究成果の報告】

研究費の交付を受けた者は、研究期間終了後、2 ヶ月以内に任意の形式の会計報告書(ただし領収書添付)とともに研究報告書を提出しなければならない。さらに、研究期間終了後から 1 年以内に本学会誌へ研究成果を論文として投稿することを原則とする。やむを得ず、別の学会誌等へ投稿する場合には、本学会の研究助成を受けて実施したことを付記に記述しなければならない。

### 【研究課題の選考】

研究課題に対する特段の制約はない(自由課題)。その採択は、研究企画委員会及び常任理事会の委員から構成される研究助成金審査委員会にて選考し、常任理事会の承認を経て決定する。決定次第、その可否を研究代表者へ文書で通知するとともに HP に公表する。

### 【申請書の送付先・お問い合わせ】

〒 156-8502

東京都世田谷区桜丘 1-1-1 東京農業大学地域環境科学部造園科学科内  
日本レジャー・レクリエーション学会事務局 「研究助成金係」行  
研究企画委員会 上岡洋晴(電話/ファックス 03-5477-2587)

2013(平成25)年度  
日本レジャー・レクリエーション学会 研究助成 申請書

2013(平成25)年 月 日

申請者氏名		生年月日	西暦	年	月	日
所属先名						
所在地	〒					
電話番号	TEL (      )      -					
グループの場合						
共同研究者名	共同研究者所属先名称					

申請者のこれまでの業績

略歴および研究論文、著書等あれば記入してください

他の助成申請の有無

今回の申請テーマに関連して、他の助成機関に申請中又は助成の決定したものがあれば、教えてください。

助成金等の名称	研究のテーマ	申請金額・助成金額	申請結果

研究のテーマ

研究の趣旨

見込まれる研究の効果

研究の実施方法

研究のスケジュール

## 助成申請金額使途明細

研究助成申請金額	研究費総額

費目	支出予定金額	内訳・算出根拠
合 計		

(\* コンピュータ等備品・器具の購入費用は原則として認めません)

記入例

費目	支出予定金額	内訳・算出根拠
1. 賃金	***** 円	研究補助員費 単価×日数×人数
2. 通信運搬費	***** 円	郵送代 単価×部数
3. 需要費		
消耗品費	***** 円	事務用品・文具・その他
印刷製本費	***** 円	
合 計	***** 円	

### 日本レジャー・レクリエーション学会とは……

レジャー・レクリエーションに関するあらゆる科学的研究をなし、レジャー・レクリエーションの発展をはかり、それらの実践に寄与することを目的として昭和46年3月に設立された学術研究団体です。学会設立までには、過去6年に渡り、「日本レクリエーション研究会」として地道な実績をかため、その基礎の上に学会として発展してきました。

いうまでもなく、現代の急激な社会変化は、レジャー・レクリエーション研究の重要性を一層増大させております。従来までの研究に加え、より広範囲で多角的な研究を推進し、人間生活の質的向上を目指しているのが、この学会の特徴です。

このようなことから、この学会は、レジャー問題、レクリエーション研究に直接たずさわる研究者、専門家はもちろんのこと、レクリエーション環境、組織、指導など実践家の総合体ともいえます。

学会では、着実にその研究の質的深化を目指しつつ、現代から将来にかけてのこの大きな人類のニーズにこたえていこうとしております。

### Japan Society of Leisure and Recreation Studies

事務局 〒156-8502 東京都世田谷区桜丘1-1-1  
東京農業大学 地域環境科学部造園学科  
観光レクリエーション研究室  
麻生 恵 気付  
日本レジャー・レクリエーション学会事務局  
電話 (03) 5477-2436  
郵便振替 00150-3-602353  
口座名 「日本レジャー・レクリエーション学会」

### 日本レジャー・レクリエーション学会の 会員となったら……

日本レジャー・レクリエーション学会は、次の事業を行っております。メンバーとなったら、ご自分の研究や指導に役に立つと共に、レジャー・レクリエーション界に大いに貢献することができます。

◎学会大会の開催……年一度の学会大会です。研究発表をはじめ、シンポジウムなど意見交換の機会です。

◎研究集会の開催……年数回、研究会を開き、メンバーのニーズに合う問題を提供し、相互研究の機会を作っております。

◎学会ニュースの発行……年2回、ニュース・レターを配布し、学会内のできごとはもちろん、広く情報を提供しております。

◎「レジャー・レクリエーション研究」の発行……学会における研究発表、論文発表誌です。レジャー・レクリエーションにおける学問レベルの向上がこの研究誌を通して期待されています。

◎研究・調査資料の発行……レジャー・レクリエーション問題を中心に、研究・調査資料を適宜発行します。

◎受委託研究の実施……レジャー・レクリエーションに関する研究を学会が受委託し、チームを組んで研究の進める体制ができております。

◎情報交換……学会員相互の研究交流を推進するために、お互いに情報を取りかわす機会をつくっております。

◎共同研究……学会員が協力して、一つの問題に対して、あらゆる角度から研究できる機会があります。

**「レジャー・レクリエーション研究」  
投稿募集**

**研究論文の投稿は、常時受け付けております。  
積極的にご投稿下さい。**

**編集委員会**

**「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について**

投稿は、常時受け付けておりますが、審査を要するジャンルの原稿の場合には審査期間、発刊時期等を見計らって、投稿してください。積極的な投稿をお待ちしております。

**投稿論文送付先**

〒151-8677 東京都渋谷区富ヶ谷 2-28-4  
東海大学 観光学部 観光学科  
(日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会)  
田中 伸彦 宛  
TEL：03-3467-2211 内4308

## 編集委員会

委員長	田中 伸彦	(東海大学)
副委員長	嵯峨 寿	(筑波大学)
委員	坂口 正治	(東洋大学)
委員	菅原 成臣	(株)YM サービス)
委員	土屋 薫	(江戸川大学)
委員	池 良弘	(日本福祉医療専門学校)
委員(幹事)	遠藤 晃弘	(東海大学)
委員(幹事)	小澤 孝人	(東海大学)

## Editorial Committee

chief editor Nobuhiko TANAKA  
Tokai University

vice chief editor Hisashi SAGA  
Tsukuba University

editor Masaharu SAKAGUCHI  
Toyo University

editor Naruomi SUGAWARA  
YM Service Corporation

editor Kaoru TSUCHIYA  
Edogawa University

editor Yoshihiro IKE  
Japan Welfare Treatment College

editor Akihiro ENDO  
Tokai University

editor Takato Ozawa  
Tokai University

**レジャー・レクリエーション研究 第71号**  
**Journal of Leisure and Recreation Studies No.71**

平成25年3月21日 印刷

平成25年3月31日 発行

発行者 鈴木秀雄

発行所 日本レジャー・レクリエーション学会

〒156-8502 東京都世田谷区桜丘1-1-1

東京農業大学地域環境科学部造園科学科

観光レクリエーション研究室

麻生 恵

電話 (03) 5477-2436 FAX (03) 5477-2625

印刷所 前田印刷株式会社筑波支店

〒305-0836 茨城県つくば市山中152-4

電話 (029) 875-6696

# JOURNAL of Leisure and Recreation Studies

No. 71

## Original Articles

- A study of the succession for the green volunteer activities and the established green volunteer groups in the green spaces near the urban area  
*Saori Ueda, Kazuya Kurita, Hijiri Shimojima and Megumi Aso* ..... 3
- Effects of exercise intervention incorporating recreation, provided by elderly volunteer leaders, on physical fitness-related self-efficacy  
*Toshiyuki Kasai, Shouzoh Ueki, Jinro Takato, Go Inuzuka, Haruhiko Honda and Hiroshi Haga* ..... 19
- Actual state of recreational movements in Japan viewed from an analysis of the Japan Recreation Convention  
*Shuji Kato and Hiroshi Sawamura* ..... 31
- A study on the history of the development of therapeutic recreation research in the USA -concerning on from the dawn of human history to the middle ages-  
*Tetsuichiro Horita* ..... 39

## 42<sup>nd</sup> JSLRS Congress

- Review of 2010 World Leisure Congress ChunCheon, Korea and value and function of leisure and recreation  
*Kim, Jun-hi* ..... 45
- “The Basic Act on Sport” and recreation—Toward the bids for Tokyo Olympic and Paralympic Games 2020 and the Sports Festival in Tokyo 2013—  
*Sadao MORIKAWA, Kouji NAKAHIRA, Shigeru SUGIYAMA and Takashi SAWAUCHI* ..... 49
- The current state and issues of the leisure and recreation service in urban parks  
*Chihiro Morimoto and Yuko Tanaka* ..... 57

## JSLRS Academic Awards

- Report on the 5th JSLRS Academic Awards ..... 63
- The self-purposefulness and realisation of charity in NGS Open Gardens  
*Sho Shimoyamada* ..... 65

## WLC : 12th World Leisure Congress

- A report on the 12th World Leisure Congress (WLC) Rimini, Italy 2012  
*Nobuhiko Tanaka* ..... 69

## WREA : 2013 International Congress for Leisure Sports and Recreation

- A report of the World International Leisure Sports and Recreation Congress in 2013  
*Hiroharu Kamioka* ..... 75

Regulation of JSLRS  
Infomation of JSLRS

Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)

Mar. 2013